

# 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想 (案)

“だれもが安心して過ごせるまちづくり”を目指して

令和5(2023)年8月

茅ヶ崎市



# はじめに

本市では、平成27(2015)年9月に茅ヶ崎市バリアフリー基本構想を策定し、市民や事業者の皆様、関係機関との協働のもと、「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を基本理念としてバリアフリーのまちづくりに取り組み、重点整備地区(茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区)等でのハード面の整備や心のバリアフリーの推進等のソフト面の取組を実施してきました。



この間、社会的な変化として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法整備等が進み、共生社会の実現や社会的障壁(バリア)の除去(フリー)に対する考え方が広く浸透しました。本市においても、令和3(2021)年度を始期とする茅ヶ崎市総合計画が策定され、市民の誰もが自分らしく「笑顔」で過ごすことを最も重要な姿として掲げ、各施策を推進しています。

私は、本基本構想の改定をチャンスとして捉え、引き続き市民や事業者の皆様にも御理解・御協力を賜りながら各事業を確実に進めることで、都市や生活の基盤形成と心のバリアフリーの推進につなげ、「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を目指してまいります。

最後になりますが、本基本構想の改定にあたりましては、活発なご議論をいただきました「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」委員の皆様をはじめとして、まちあるき点検や意見交換会にご参加いただいた皆様、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、ならびに関係者各位の多大なるご協力をいただき、本基本構想の改定ができましたことを心よりお礼申し上げます。

令和5年(2023)年8月

茅ヶ崎市長 佐藤 光





# 目次

<b>第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは</b>	
1 基本構想とは.....	1
2 基本構想改定の目的.....	1
3 基本構想の位置づけ・目標年次.....	2
4 基本構想の枠組み.....	3
<b>第2章 基本構想の改定に向けて</b>	
1 基本構想改定における市民参加の取組.....	4
2 改定体制及び改定のながれ.....	5
<b>第3章 茅ヶ崎市の概況・社会的な背景</b>	
1 茅ヶ崎市の概況.....	7
2 社会的な背景.....	22
<b>第4章 これまでの取組成果、課題・方針</b>	
1 これまでの取組成果.....	25
2 改定に向けた課題・方針.....	38
<b>第5章 全体基本構想</b>	
1 基本理念・目標.....	39
2 目標実現に向けた基本方針.....	42
3 バリアフリー化の進め方.....	43
<b>第6章 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業</b>	
1 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業の必要性.....	46
2 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業.....	47
<b>第7章 市が主体となって取り組む事業</b>	
1 市が主体となって取り組む事業の必要性.....	51
2 市が主体となって取り組む事業.....	53

## 第8章 重点整備地区 —茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—

1	重点整備地区の基本的な方針.....	59
2	重点整備地区の位置及び区域.....	62
3	重点整備地区の移動等円滑化に関する事項.....	67
4	重点整備地区の特定事業等.....	91
5	重点整備地区のその他の事項.....	158
6	特定事業計画の作成及び特定事業の実施.....	160

## 第9章 整備促進地区

1	香川駅周辺地区.....	161
2	辻堂駅周辺地区.....	163

## 第10章 基本構想の推進

1	基本構想の進行管理体制.....	164
2	心のバリアフリーの推進.....	165
3	市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進...	166
4	基本構想改定後の市民参加.....	167

## 資料編

1	委員名簿等.....	170
2	検討経緯.....	172
3	市民部会における心のバリアフリーの推進に向けた取組.....	174
4	用語集.....	197
5	パブリックコメントの実施結果.....	203

本文中で「\*」(アスタリスク)が付いた単語は、詳しい解説を用語集にまとめています。

## 第1章

# 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは

## 1 基本構想とは

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律\*(平成18(2006)年法律第91号)』(以下「バリアフリー法」という。)では、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針\*(移動等円滑化促進方針)又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めるものとされています。

これらの移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー\*化を推進することによって、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくことにつながり、さらには、コンパクトシティ\*などの人口減少時代における都市の在り方に関して、ひとつの重要な視点を示すことにもつながります。

また、基本構想は「個々の施設等のバリアフリー化だけではなく、面的かつ一体的なバリアフリー化を図ること」、「新設又は新築の施設だけではなく、既存の施設等のバリアフリー化を図ること」、「市民等の参加の促進を図ること」を目指しています。

## 2 基本構想改定の目的

本市では、平成27(2015)年9月に『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(以下「旧基本構想」という。)]を策定し、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業(特定事業\*)等を定め、ハード\*・ソフト\*両面の総合的なバリアフリー化を進めてきました。

この旧基本構想の目標年次を令和4(2022)年度末に迎えたことから、新たに令和5(2023)年度からの計画となる『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(令和5年8月策定)(以下「本基本構想」という。)]に改定し、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*のまちづくりに向けた本市の考えや方向性を示すとともに、これまでの取組と連携することで、効果的なバリアフリー化を推進することを目的とします。

### コラム

#### 高齢者、障がい者等の『等』ってだれのこと？

バリアフリー法では、高齢者やすべての障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者等)のほか、けが人、妊産婦を対象として、各施設のバリアフリー整備基準等を定めています。本基本構想は、同法に基づく対象者に加え、ベビーカー利用者などの子育て世代や外国人、性的マイノリティ\*を含めた多様な人々を対象者とし、“高齢者、障がい者等”と表現します。

### 3 基本構想の位置づけ・目標年次

本基本構想は、『茅ヶ崎市総合計画』の目指す将来の都市像“笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち茅ヶ崎”を踏まえて改定したものとします。また、バリアフリー法及びこれに関連する条例等と整合を図るとともに、本市の関連計画の考え方を踏襲し、連携した事業や取組を推進します。

目標年次は、令和 14(2032)年度に設定し、事業実施時期を短期・中期・長期の 3 段階に分けて設定します。

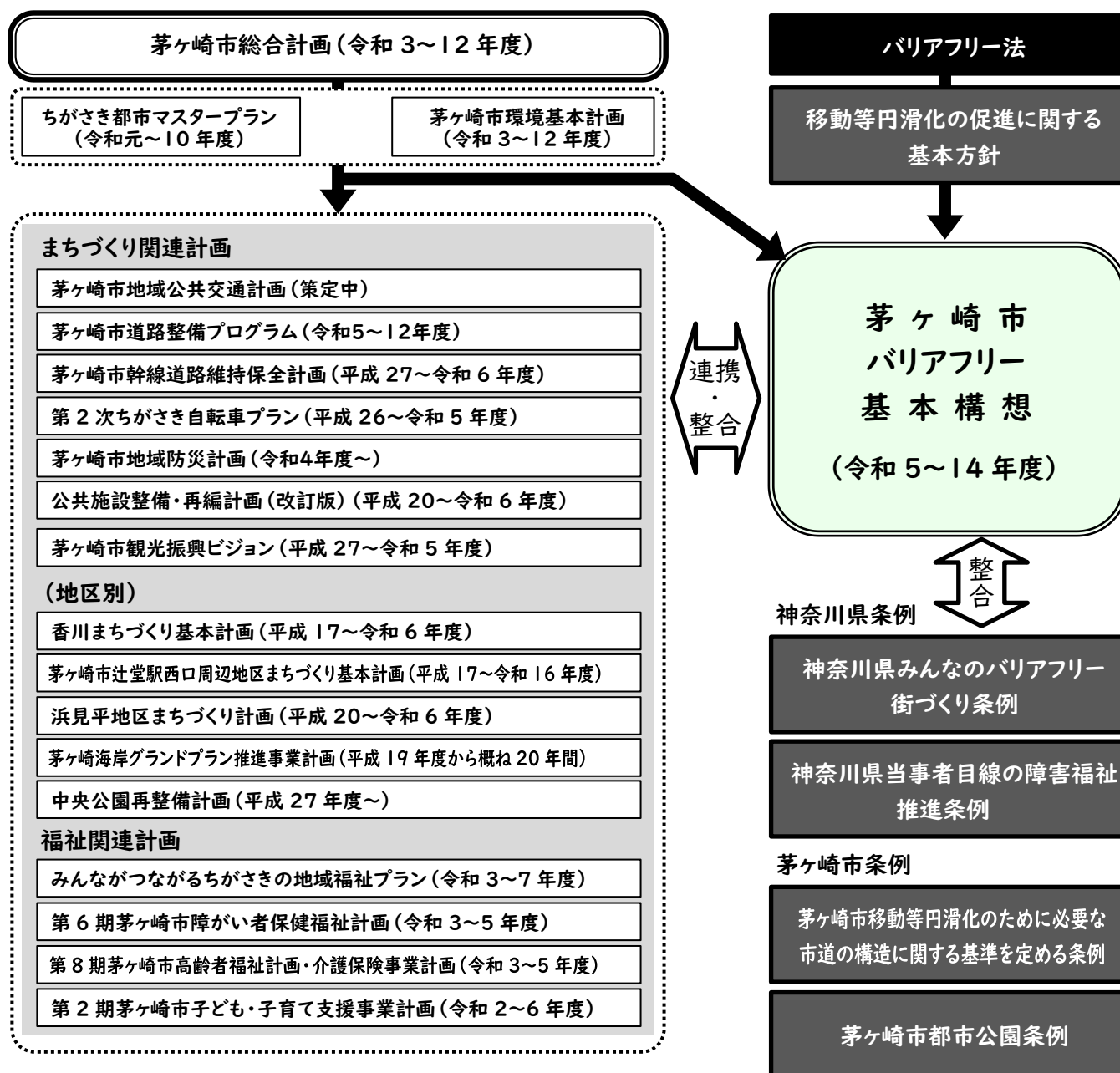


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の位置づけ

## 4 基本構想の枠組み

本基本構想では、本市のバリアフリー化の基本的な考え方を示す「全体基本構想」を定め、地区の設定や位置づけを明確化し、心のバリアフリー\*を含む一体的なバリアフリー化の推進を図ります。また、バリアフリー法に基づき重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する「重点整備地区\*」と、まちづくりと連携したバリアフリー化を推進する「整備促進地区\*」を設定し、地区別のバリアフリー化の進め方等を示すとともに、全市的なバリアフリー化の実現に向け、「市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業」を明確にし、新たに「市が主体となって取り組む事業」も示します。

重点整備地区では、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業（特定事業）等を位置つけた地区基本構想を定めます。また、本基本構想の進行管理体制や市民参加等についても考え方や方針を整理し、実効性のある取組の推進を目指します。

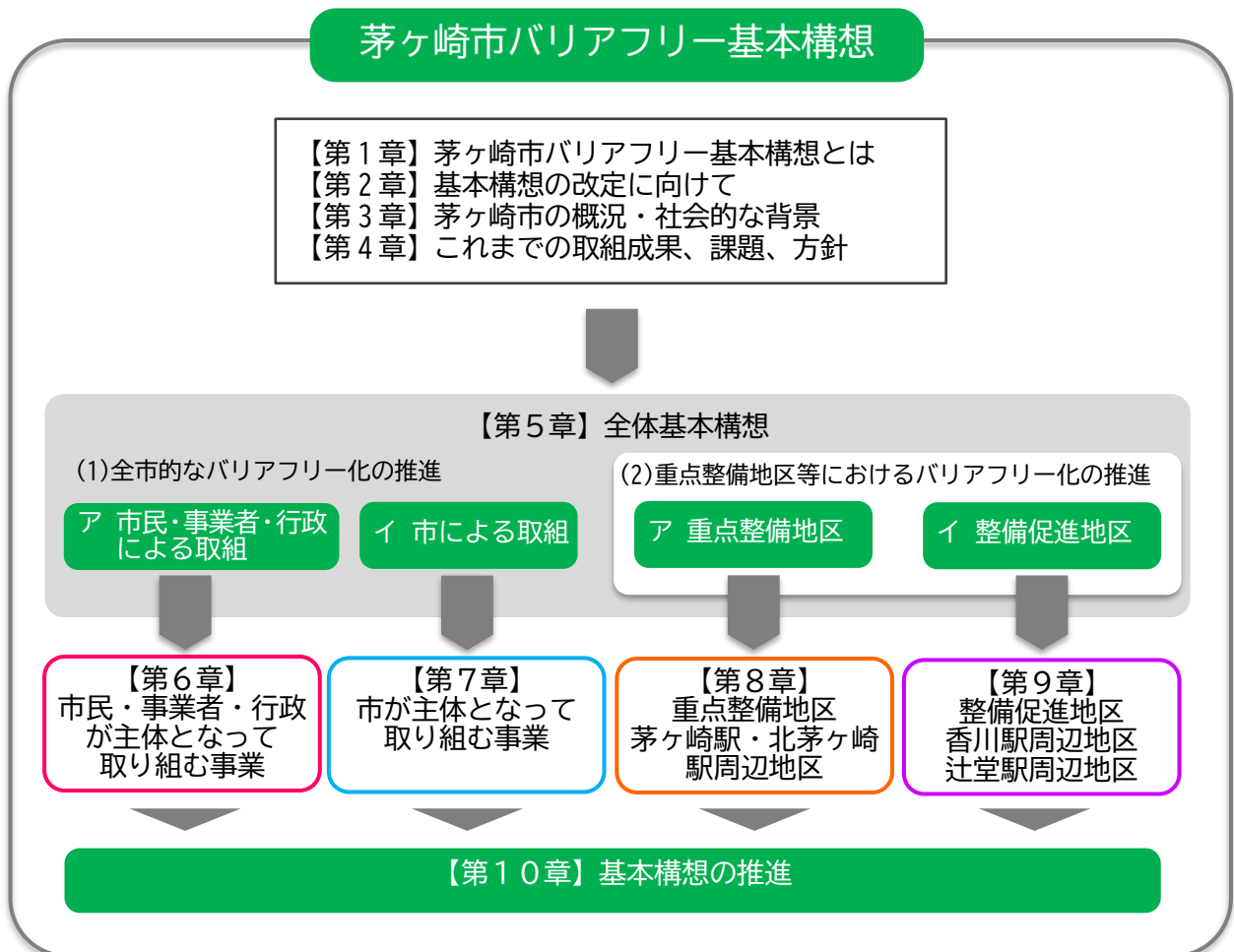


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## 第2章

# 基本構想の改定に向けて

### 1 基本構想改定における市民参加の取組

旧基本構想では、多様な市民参加による基本構想の策定を目指し、課題把握等の各段階において市民参加を図りながら広く意見を把握する仕組みを設けるなど、ワークショップ\*やアンケート調査を含む5つの取組を実施しました。

このことを踏まえ、旧基本構想の改定にあたっては市民ヒアリング調査やまち歩き点検、バリアフリーに関する意見募集を実施し、旧基本構想の評価や新たなバリアフリー課題に関する利用者意見を整理しました。また、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進しました。

一方で、事業者には、バリアフリー化への理解、その必要性を深めていくことが重要です。超高齢社会、多様性社会を迎える中、事業者が自らの問題として理解し、更なる推進に取り組む必要があることから、事業者との意見交換を実施し、事業者の状況を把握しながら、本基本構想への改定につなげました。

多様な市民参加による旧基本構想の改定を進めます。

幅広く市民意見を把握します。

**バリアフリーに関する意見募集** [令和4年9~10月]

市ホームページ等を活用して市民意見を募集し、課題を抽出。

- ◆ 【テーマ1】バリアフリー化されて良かった点
- ◆ 【テーマ2】さらなるバリアフリー化が必要な点

バリアフリーに対する理解を深めながら課題を探ります。

**市民ヒアリング調査** [令和4年9月14日]

市民部会委員及び委員の紹介者等による意見交換・ヒアリングを実施。

- ◆ 【テーマ1】旧基本構想策定以前と比較して評価できるバリアフリー整備について
- ◆ 【テーマ2】まちの中のバリアフリー課題について

**まち歩き点検** [令和4年9月21日]

多様な主体の参加によるまち歩き点検を実施。

- ◆ まち歩きを通じて、理解を深め、具体的な課題を抽出
- ◆ 障がい者等と事業者が課題を共有

**意見交換** [令和4年8月、9月]

事業者との意見交換。

- ◆ 課題の把握、バリアフリー化への理解促進

幅広く市民意見を募集します。

**パブリックコメント\*** [令和5年5~6月]

本基本構想(案)に対する幅広い意見募集を実施。

図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想改定における多様な市民参加の取組

## 2 改定体制及び改定のながれ

### (1) 改定の体制

本基本構想への改定にあたっては、市民団体や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、庁内関係部署など、様々な関係者の協力のもと、バリアフリー法第26条及び地方自治法(昭和22(1947)年法律第67号)に基づき組織した「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」及び同協議会の部会(以下「市民部会」という。)による体制で検討を行いました。

また、多様な市民参加の実現に向けて、まち歩き点検等では、市民部会のほか市民団体や協力者(以下「市民部会等」という。)の協力を得ながら市民意見を整理しました。

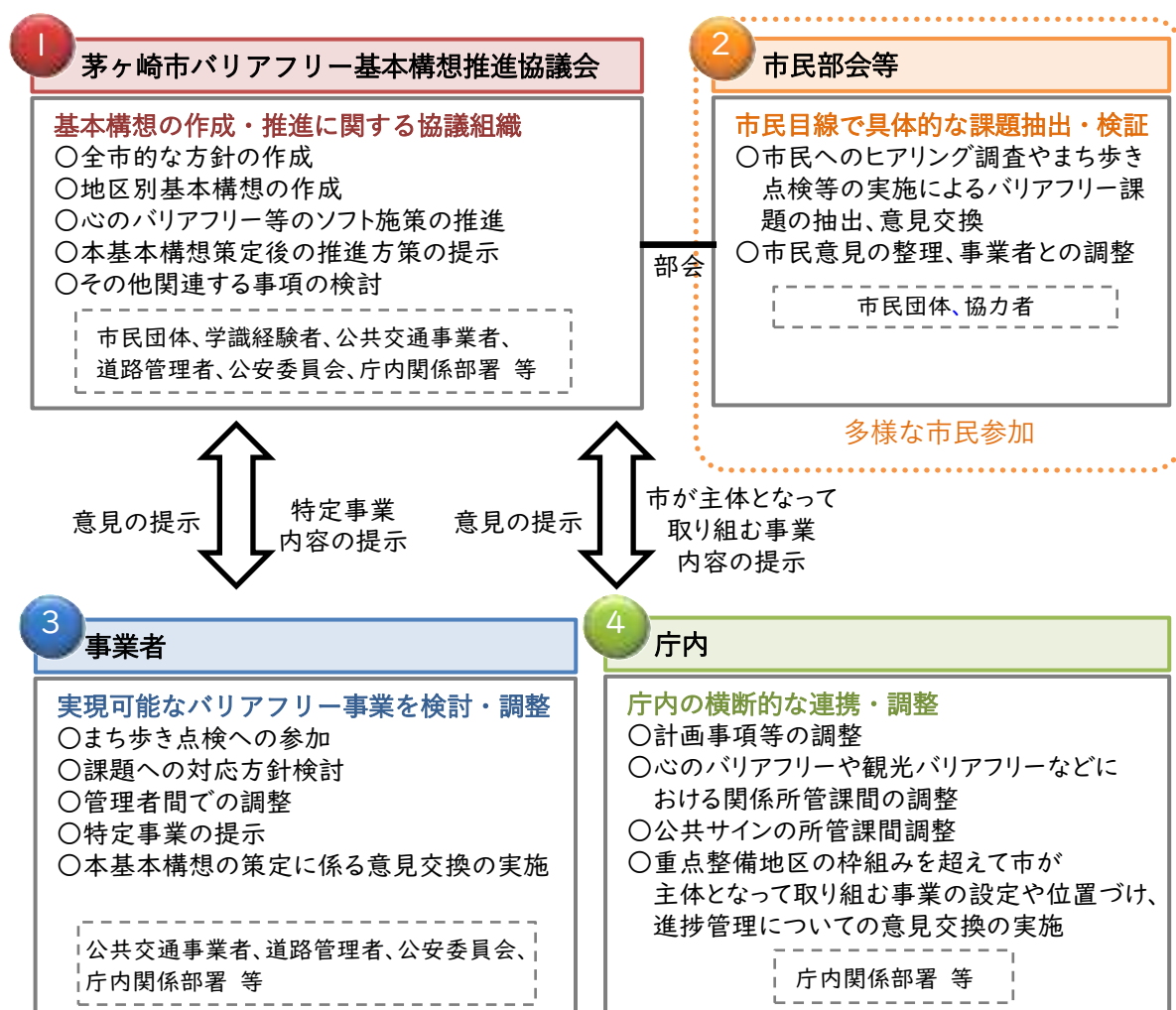


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定体制



(2) 改定のながれ

本基本構想への改定にあたっては、以下のながれにて実施しました。

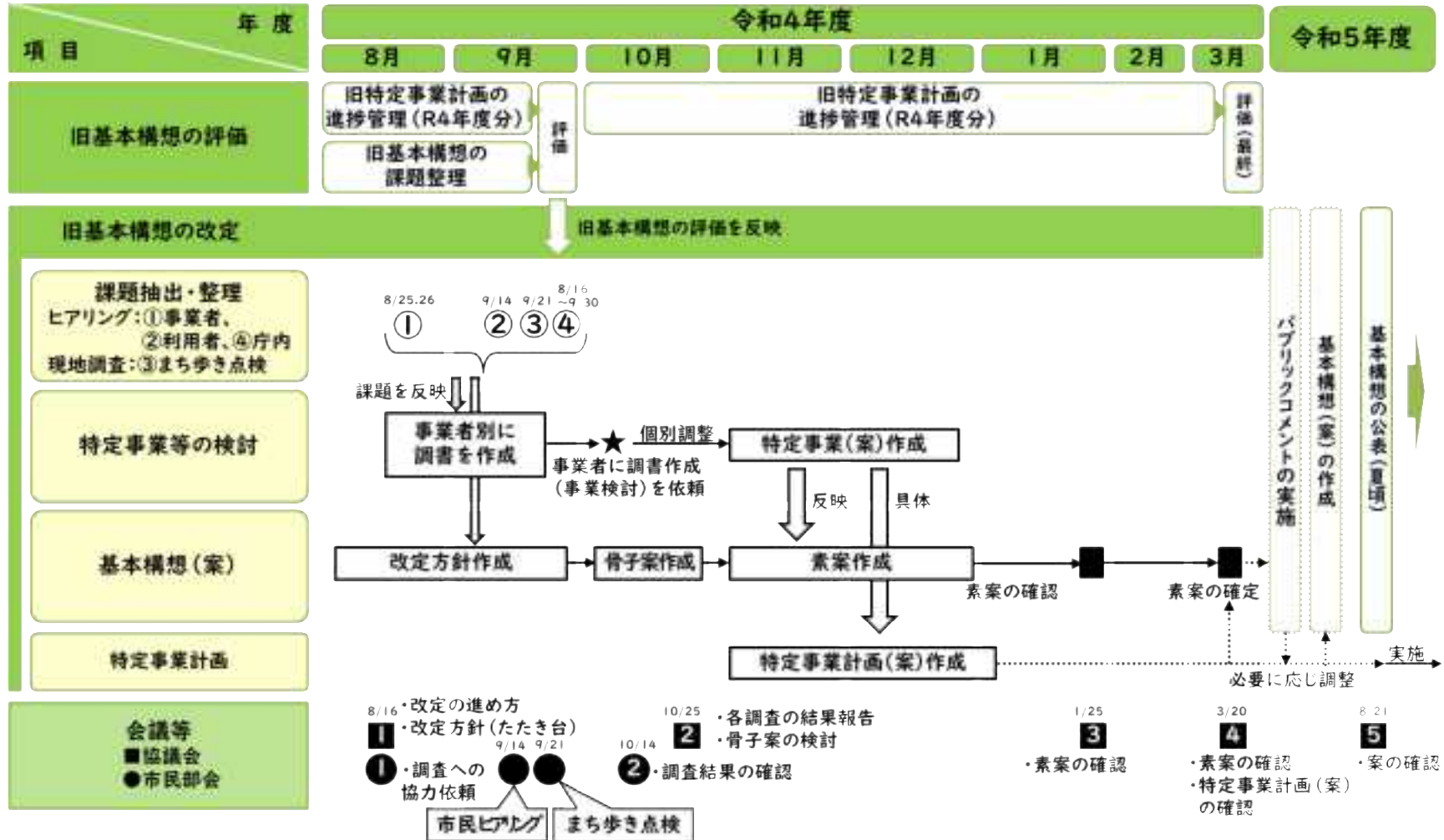


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定のながれ



## 第3章

# 茅ヶ崎市の概況・社会的な背景

## 1 茅ヶ崎市の概況

### (1) 位置・地勢

本市は、東京から西に約 50 kmの神奈川県中央南部にあり、県の『かながわ都市マスタープラン』では、湘南都市圏に属しています。面積は 35.76km<sup>2</sup>、県下 19 市では 7 番目に小さな都市で、隣接する藤沢市、平塚市の約半分の面積となっています。

海岸線は、近隣市町のなかでは最も長い約 6km の延長を持ち、海、漁港、砂防林、国道 134 号が一体的に構成されています。

河川は、相模川が平塚市境を、小出川が藤沢市・寒川町境から市の西部をそれぞれ流下し、相模川河口で合流しています。また、千ノ川が本市の中央部を、駒寄川が北部をそれぞれ東から西へ流れ、小出川に合流しています。

北部の丘陵地域は、野菜、稲作、果樹などを中心とした農業が営まれ、谷戸やその周辺に樹林が見られるなど里山の環境が残されています。市街地との境には斜面林が帯状に連なり、みどり豊かな都市景観が形成されています。北部の丘陵地域のほかは、平坦な地形となっています。



図 茅ヶ崎市の位置【出典：ちがさき都市マスタープラン】

## (2) 人口等

本市の人口・世帯数や高齢者、障がい者等の統計データを示します。なお、人口等は国勢調査のデータを基本として整理しています。

### ア 人口・世帯数

令和 2(2020)年の国勢調査では、人口は 242,389 人、世帯数は 102,532 世帯となっています。また、人口推移をみると、一貫して増加傾向にありますが、増加率は徐々に鈍化し、令和 2(2020)年には増加率 1.3%と微増の状況にあります。

世帯数は、人口の増加率を上回る増加を示しており、1 世帯あたりの構成人員は令和 2(2020)年には 2.33 人まで減少しています。



年次	人口総数		世帯数		世帯人員	
	人口 (人)	増加率 (%)	世帯数 (世帯)	増加率 (%)	一世帯平均 構成人員 (人)	世帯人員の 増減 (人)
昭和35年	68,054	-	15,354	-	4.43	-
昭和40年	100,081	47.1	25,510	66.1	3.92	▲ 0.51
昭和45年	129,621	29.5	35,467	39.0	3.65	▲ 0.27
昭和50年	152,023	17.3	43,520	22.7	3.49	▲ 0.16
昭和55年	171,016	12.5	51,715	18.8	3.31	▲ 0.19
昭和60年	185,030	8.2	57,377	10.9	3.22	▲ 0.08
平成 2年	201,675	9.0	66,729	16.3	3.02	▲ 0.20
平成 7年	212,874	5.6	74,032	10.9	2.88	▲ 0.15
平成12年	220,809	3.7	80,959	9.4	2.73	▲ 0.15
平成17年	228,420	3.4	87,992	8.7	2.60	▲ 0.13
平成22年	235,081	2.9	93,445	6.2	2.52	▲ 0.08
平成27年	239,348	1.8	97,951	4.8	2.42	▲ 0.10
令和 2年	242,389	1.3	102,532	4.7	2.33	▲ 0.09

図・表 人口・世帯数の推移【資料：国勢調査】



図 茅ヶ崎市の将来人口【出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（令和4（2022）年1月推計）】



## イ 高齢者数

本市の人口推計では、令和 7(2025)年をピークに人口は減少する一方、高齢者数(65歳以上)は増加し、将来的に人口の約 3 分の 1 以上が高齢者となることが予測されています。

本市の高齢者数は、令和 2(2020)年国勢調査で 65,409 人、高齢化率\*は 27.0% となっており、超高齢社会\*に突入しています。【課題 1-4、38ページ参照】

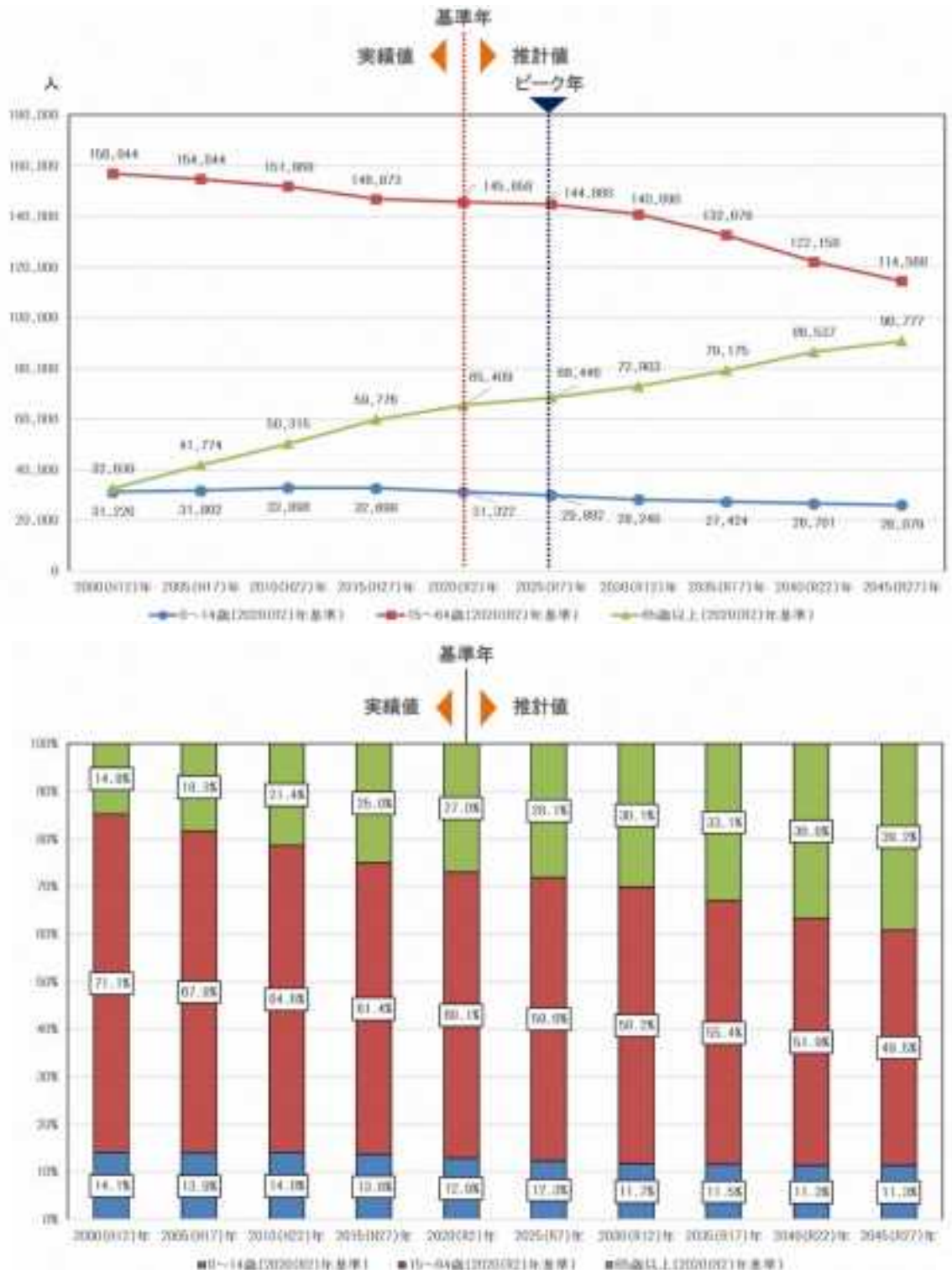


図 年齢三区分別の将来人口【出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（令和 4(2022)年 1月推計）】

## ウ 障がい者等手帳所持者数

本市における、令和 2(2020)年 4 月 1 日時点の身体障害者手帳所持者数は 5,906 人、療育手帳所持者数は 1,626 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,883 人となっています。

身体障害者手帳所持者数は近年横ばいの傾向にあり、今後、高齢者が増加することで、加齢に伴う障がいの発生が増すものと考えられます。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ増加傾向を示しています。【課題 1-4、38ページ参照】

### ● 身体障がい者

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
手帳所持者数	5,935 人 (100.0)	5,958 人 (100.4)	5,921 人 (99.8)	5,965 人 (100.5)	5,933 人 (100.0)	5,906 人 (99.5)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	2.49%	2.49%	2.47%	2.47%	2.45%	2.44%

※1 ( )内の数値は、平成 27(2015)年度の数値を 100とした場合の各年度の指数を表している。

※2 総人口：平成 27(2015)年度は平成 22(2010)年国勢調査確定値からの推計。平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までは平成 27(2015)年国勢調査確定値からの推計。



図・表 身体障害者手帳所持者数の推移 (各年度 4 月 1 日時点)

【参考：第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)】

表 身体障害者手帳所持者の障がい程度別内訳 (令和 2 年 4 月 1 日時点)

【参考：第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	98 人	184 人	41 人	35 人	97 人	34 人
聴覚障がい	—	172 人	86 人	157 人	—	212 人
言語機能障がい	—	—	78 人	54 人	—	—
肢体不自由	507 人	870 人	981 人	1,213 人	330 人	230 人
内部障がい	1,433 人	17 人	216 人	473 人	—	—
心臓	835 人	—	156 人	119 人	—	—
じん臓	556 人	—	1 人	2 人	—	—
その他	42 人	17 人	59 人	352 人	—	—



● 知的障がい者

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
手帳所持者数	1,235 人 (100.0)	1,289 人 (104.4)	1,386 人 (112.2)	1,407 人 (113.9)	1,498 人 (121.3)	1,626 人 (131.7)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.52%	0.54%	0.58%	0.58%	0.62%	0.67%

※1 ( )内の数値は、平成 27(2015)年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。(下記精神障がい者も同様)

※2 総人口:平成 27(2015)年度は平成 22(2010)年国勢調査確定値からの推計。平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度は平成 27(2015)年国勢調査確定値からの推計。(下記精神障がい者も同様)

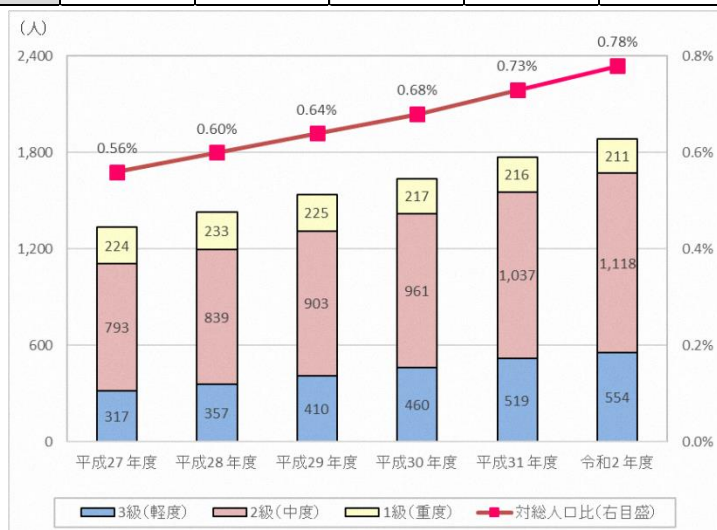


図・表 療育手帳所持者数の推移 (各年 4 月 1 日時点)

【参考：第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)】

● 精神障がい者

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
手帳所持者数	1,334 人 (100.0)	1,429 人 (107.1)	1,538 人 (115.3)	1,638 人 (122.8)	1,772 人 (132.8)	1,883 人 (141.2)
1級(重度)	224 人 (100.0)	233 人 (104.0)	225 人 (100.4)	217 人 (96.9)	216 人 (96.4)	211 人 (94.2)
2級(中度)	793 人 (100.0)	839 人 (105.8)	903 人 (113.9)	961 人 (121.2)	1,037 人 (130.8)	1,118 人 (141.0)
3級(軽度)	317 人 (100.0)	357 人 (112.6)	410 人 (129.3)	460 人 (145.1)	519 人 (163.7)	554 人 (174.8)
総人口	238,213 人 (100.0)	239,476 人 (100.5)	239,891 人 (100.7)	241,532 人 (101.4)	241,723 人 (101.5)	241,925 人 (101.6)
対総人口比	0.56%	0.60%	0.64%	0.68%	0.73%	0.78%



図・表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (各年 4 月 1 日時点)

【参考：第 6 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画(令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度)】

## エ 就学前児童数

本市の就学前児童数は、近年減少傾向にあります。

第 2 期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートでは、子育てを行って、特に困ること、困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」(約 33%)、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」(約 15%)、「公共施設や公共機関に子ども連れに対する理解があまりないこと」(約 9%)が挙がっており、ベビーカー利用者や子どもが安全に移動や施設利用できる環境整備及び子ども連れに対する理解の促進が求められています。【課題 1-4、38 ページ参照】

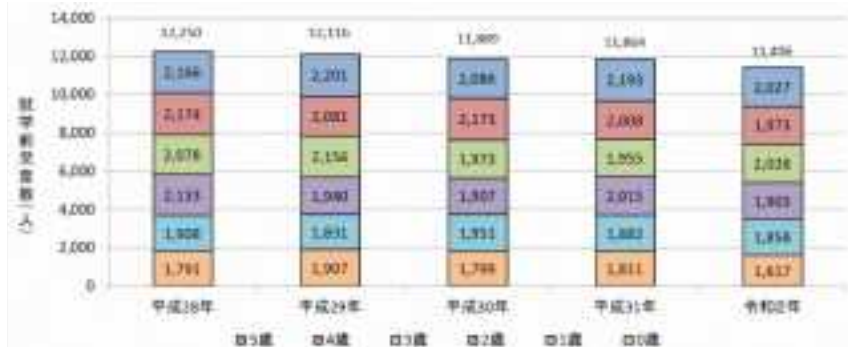


図 年齢別就学前児童数の推移【参考：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告】



図 子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと

【参考：第 2 期 茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）】

## オ 観光入込客数

本市は、サザンビーチちがさきを代表とする海水浴場や花火大会など、多くの観光資源を有しており、夏季を中心に年間を通して多くの観光客が訪れます。特に、海水浴を目的とする観光入込客数が最も多く、平成 30(2018)年度で年間約 17 万人の観光客が訪れました。

近年では、高齢化の進展により昼間人口が飛躍的に増加することや全線開通したさがみ縦貫道路によるインフラの充実を契機と捉えた、本市を通過点にさせない取組が求められており、『茅ヶ崎市観光振興ビジョン』（平成 26(2014)年度）に基づき、観光振興を推進する茅ヶ崎ブランドの再構築や強化に向けた取組を展開しています。【課題 1-4、38ページ参照】

表 観光入込客数【出典：茅ヶ崎市統計年報】

(単位:人)

区分	大岡越前祭	湘南祭	浜降祭	花火大会	海水浴
平成28年度	37,000	136,000	73,500	85,000	148,000
平成29年度	80,000	123,000	73,500	77,000	138,000
平成30年度	87,000	136,950	77,000	78,000	168,000
令和元年度	83,500	130,750	72,000	荒天のため中止	124,000
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止				



図 観光入込客数の推移【参考：茅ヶ崎市統計年報】



## カ 外国人住民数

本市における外国人住民数は、令和3(2021)年12月31日時点で、2,001人となっており、国別に見ると、中国(418人)が最も多く、次いで韓国・朝鮮(290人)、フィリピン(228人)で、この3国籍で半数弱を占めています。また、その他(中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、米国以外の外国人住民数)が増加しており、多様な国籍の方が在住する傾向にあります。【課題1-3、1-4、38ページ参照】

外国人住民数は、平成25(2013)年以降増加傾向にありましたが、近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により横ばい傾向にあります。県全体においても同様の傾向が見られ、県民比は2.5%前後となっています。

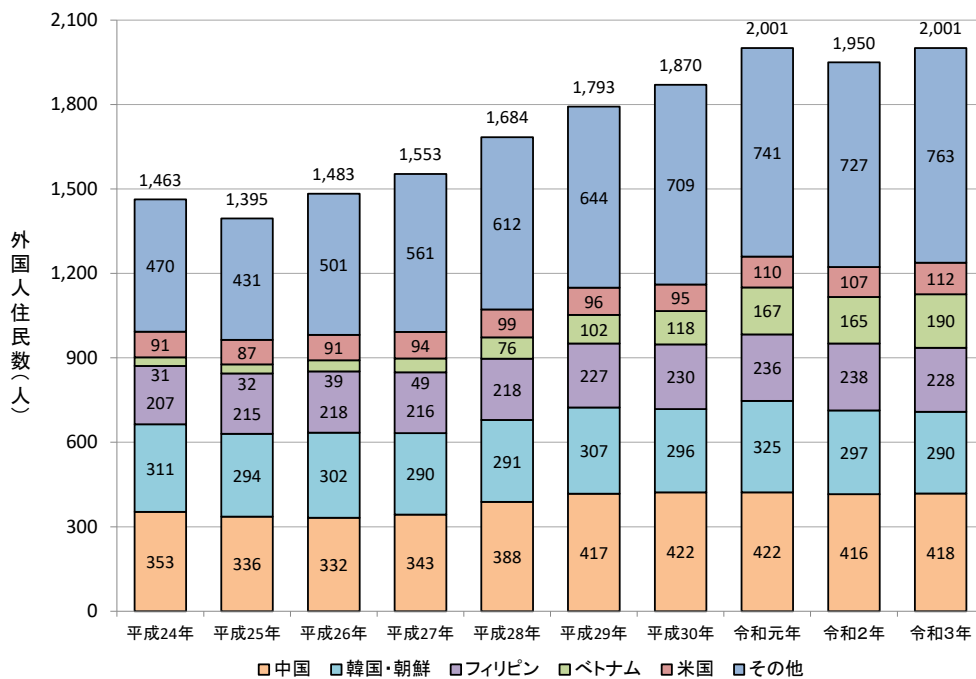


図 外国人住民数の推移（各年12月31日時点）

【参考：茅ヶ崎市統計年報】

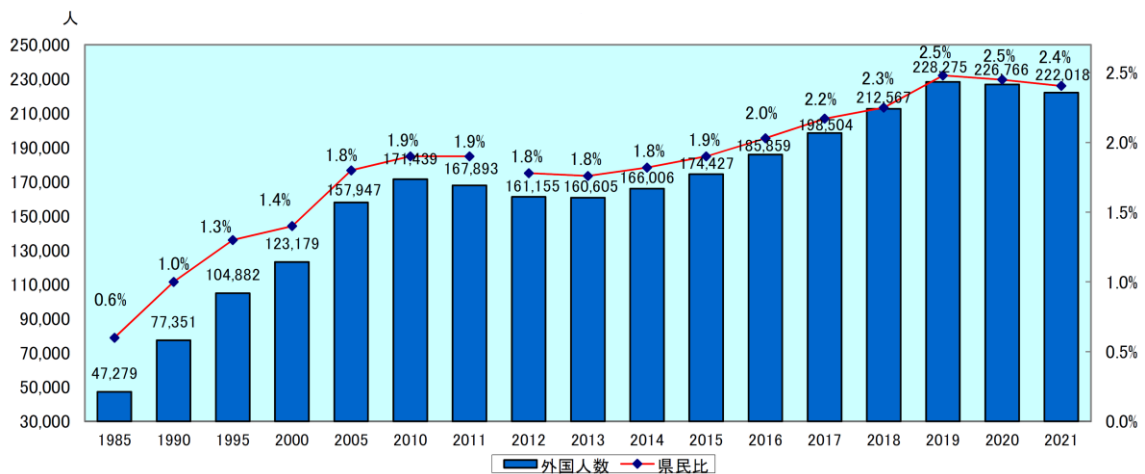


図 外国人数の推移と県民比

【出典：外国人人数、国・地域数、外国人上位5国・地域数などの推移（神奈川県）】

## キ 性的マイノリティ

近年、「性のあり方」は、「男性」や「女性」という2通り以上にもっと多様であるという考え方が広がってきています。性の多様性について考える上で「LGBT\*」、「SOGI\*」などの用語が使われています。【課題 1-3, 1-4, 38ページ参照】

令和元(2019)年に実施した『茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査報告書』の調査では、自己の性別や恋愛対象となる性別について悩んだことの有無について、全体の3.9%、そのうち10代・20代は男女ともに10%以上が「ある」と回答しています。

周囲の人の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々が様々な困難を抱えてしまうことのないよう、正しい認識を深めるための啓発等を継続して実施していくことが必要です。【課題 1-3, 1-4, 38ページ参照】

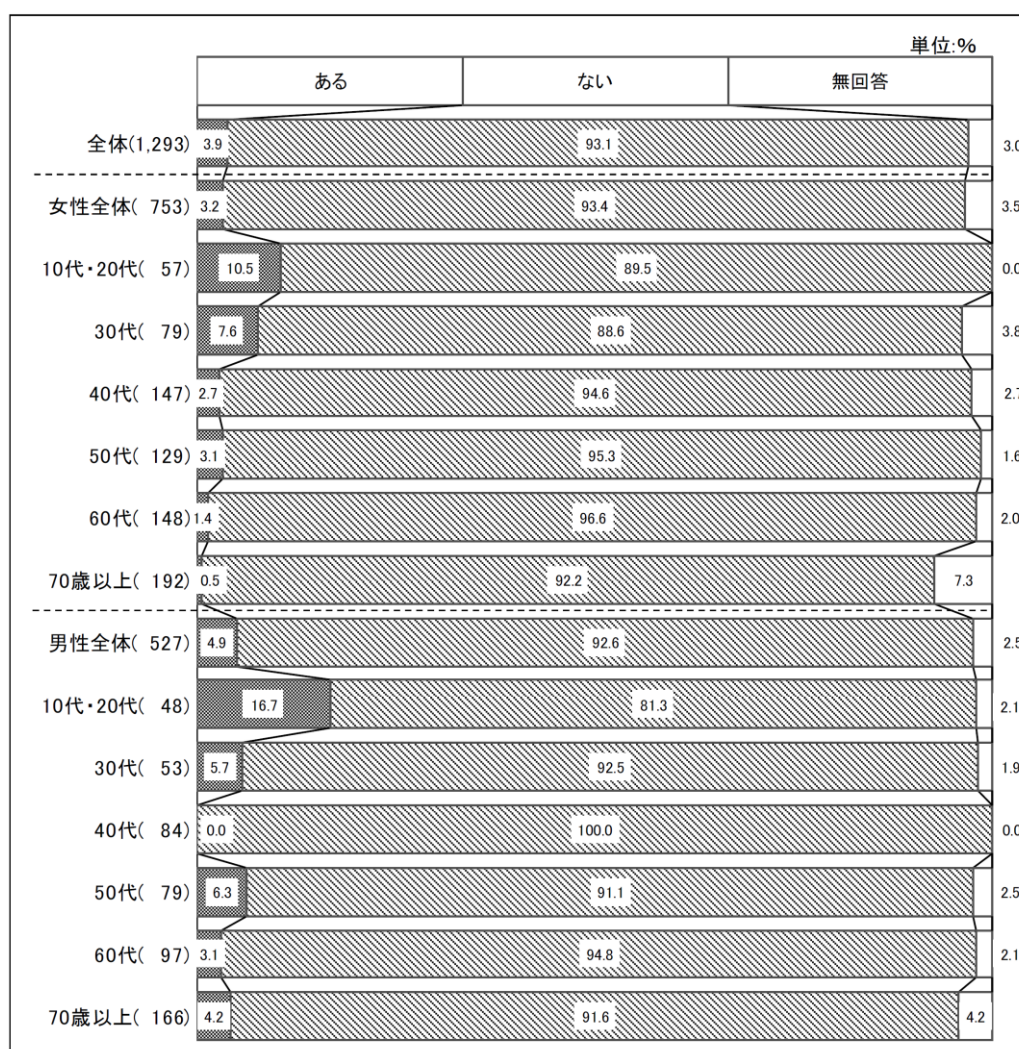


図 自己の性別や恋愛対象となる性別について悩んだことの有無

【出典：茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査報告書】

### (3) 交通施設

#### ア 鉄道駅

本市には、東日本旅客鉄道(株)が運営する2路線(東海道本線、相模線)があり、東海道本線・相模線の茅ヶ崎駅と、相模線の北茅ヶ崎駅、香川駅の合計3駅が市内に立地しています。また、市東部には東海道本線の辻堂駅が本市に隣接しています(所在は藤沢市)。

『移動等円滑化の促進に関する基本方針\*』では、バリアフリー化の達成目標として、1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅及び2,000人以上3,000人未満であって本基本構想の生活関連施設\*である鉄道駅は、令和7(2025)年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。市内3駅の1日平均乗降客数は、いずれも3,000人以上であり、駅構内の段差解消の設備がない北茅ヶ崎駅は早急なバリアフリー整備が求められています。【課題4-1、38ページ参照】

表 茅ヶ崎市内の駅の1日平均乗降客数

鉄道事業者	路線	駅	1日平均乗車人員※1	1日平均乗降客数※2
東日本旅客鉄道(株)	東海道本線 相模線	茅ヶ崎駅	48,532人	97,064人
		北茅ヶ崎駅	2,691人	5,382人
	相模線	香川駅	5,330人	10,660人

※1 東日本旅客鉄道(株)のホームページで公開される令和4(2022)年度の1日平均乗車人員

※2 ※1を2倍にしたもの

表 茅ヶ崎市内の駅のバリアフリー整備状況

鉄道事業者	駅名	駅構造		バリアフリー整備状況						
		改札口	ホーム	設備の状況	車いす移動※1	トイレのバリアフリー対応状況※2				
						車いす	ベビーシート	オストメイト		
東日本旅客鉄道(株)	茅ヶ崎駅	橋上駅	2階	1階	北口バスターアングラー改札口	段差なし	○	○	○	○
					南口地上出入口改札口	エレベーター	○			
					改札口-ホーム	エレベーター	○			
					ホーム間(自社線乗換)	エレベーター	○			
	北茅ヶ崎駅	地上駅	1階	1階	地上出入口改札口	段差なし	○	×	×	×
					改札口-ホーム	階段	×			
					ホーム間(自社線乗換)	— (島式ホーム1面)	—			
	香川駅	地上駅	1階	1階	地上出入口改札口	段差なし	○	—	—	—
					改札口-ホーム	段差なし	○			
ホーム間(自社線乗換)					— (単式ホーム1面)	—				

※1 車いす移動 ○ 自力移動可能(段差なし又は段差がある場合のエレベーター設置)

× 段差解消の設備がないため移動不可能

※2 トイレのバリアフリー対応状況

車いす:車いす対応トイレ/ベビーシート:ベビーベッド又はベビーチェア設置/  
オストメイト:オストメイト(人工肛門等を造設した人)対応水洗装置設置

## イ バス

本市には、民間バス運行会社が運営する路線バスのほか、本市のコミュニティバス\*えぼし号があります。路線数では、茅ヶ崎駅を発着する路線が最も多く、茅ヶ崎市立病院も多くの路線が乗り入れ、ターミナル機能を有しています。

バス車両は、令和4(2022)年6月時点ですべての車両で低床式バス(ワンステップバス\*、ノンステップバス\*)が導入されており、平成26(2014)年12月時点と比較するとノンステップバスの導入が進んでいることがわかります。えぼし号はすべてのバスがノンステップバスとなっています。

表 低床式バスの導入状況

種類	事業者	営業所	全車両		低床バス車両 (上段:台数 下段:導入率)				その他	
					ノンステップバス		ワンステップバス		ツーステップバス	
			H26	R4	H26	R4	H26	R4	H26	R4
路線バス	神奈川中央交通(株)	神奈川中央交通茅ヶ崎営業所	82台	81台	17台 20.7%	48台 59.3%	64台 78.0%	33台 40.7%	1台 1.2%	0台 0%
	(株)江ノ電バス藤沢	江ノ電バス藤沢湘南営業所	87台	114台	36台 41.4%	74台 64.9%	51台 58.6%	40台 35.1%	0台 0%	0台 0%
コミュニティバス (えぼし号)	茅ヶ崎市	神奈川中央交通茅ヶ崎営業所(市委託)	14台	12台	14台	12台	0台	0台	0台	0台
					100%	100%	0%	0%	0%	0%

H26:平成26(2014)年12月時点  
R4:令和4(2022)年6月時点



(4) 道路

市内の道路全長は約690kmあり、全道路延長のうち90%以上が市道となっています。都市計画道路\*は、27路線、総延長約63kmが計画されており、令和4(2022)年度末時点で整備が完了している区間は約37km(改良率 約58.2%)です。また、計画構想がある幹線市道9路線の改良率は約26.7%(令和4(2022)年度末時点)と、本市が管理する道路整備の改良率が低くなっており、財政状況を踏まえた効率的な道路整備が求められています。【課題4-1、38ページ参照】

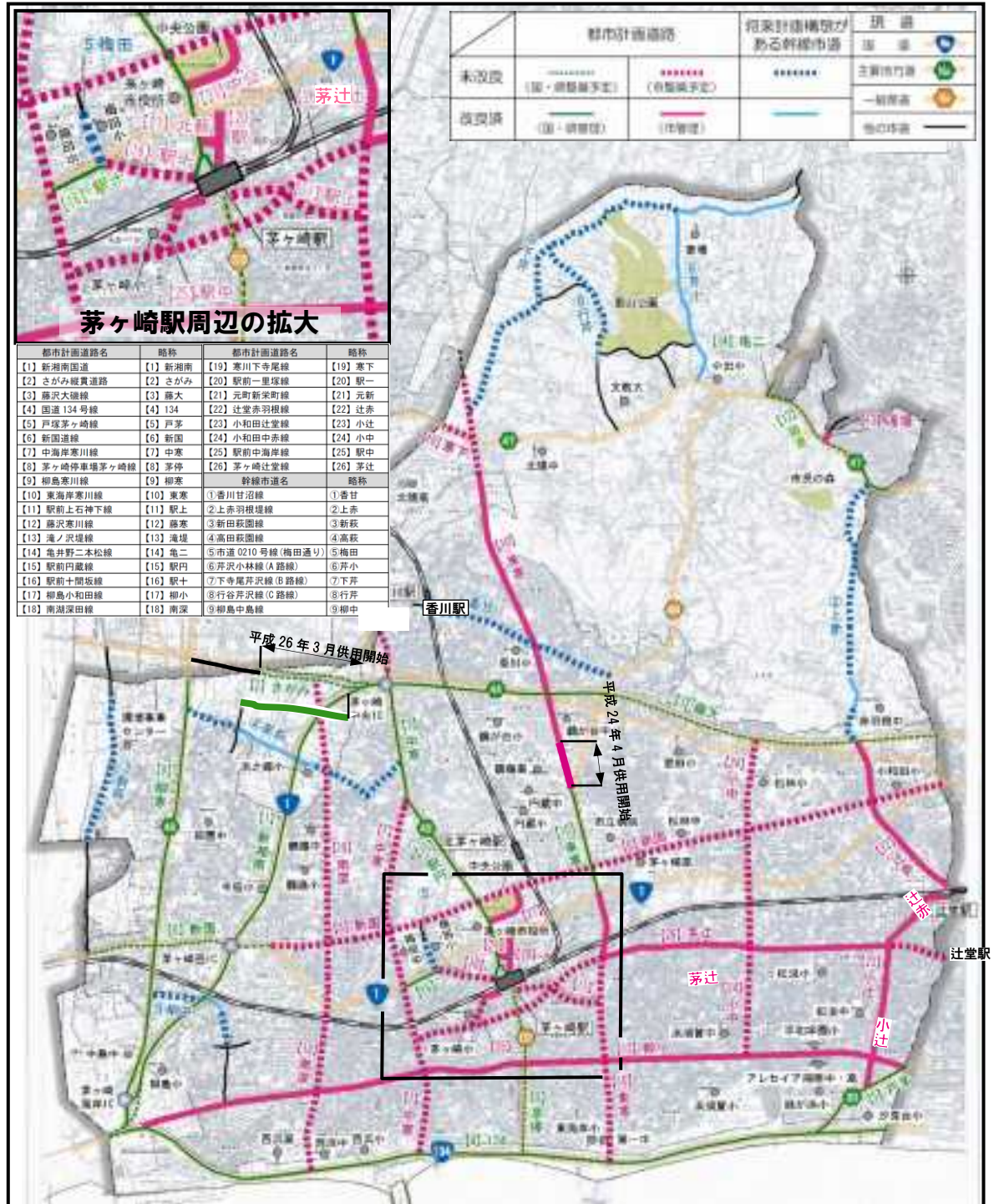


図 茅ヶ崎市内の都市計画道路【茅ヶ崎市道路整備プログラムをもとに作成】

(5) 公共・公益施設等

市内の主要な施設の配置状況を整理しました。なお、施設の抽出にあたっては、バリアフリー法が定める生活関連施設の要件を考慮し、重要性が高いと考えられる施設を抽出しています。

駅を中心とした半径 1km 以内に施設が集積しており、特に茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅の圏域が重なる地域に公共施設や福祉施設、商業施設などが多く立地しています。【課題 3-1、38ページ参照】

表 茅ヶ崎市内の主要な施設の選定条件

施設種	選定条件
公共・公益施設	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、市役所・支所・出張所・市民窓口センター、市民活動・地域集会施設。
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、文化・教育、スポーツ、特別支援学校、私立学校(大学)。
福祉施設等	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、福祉(子育て・障がい者)、高齢者、保育園(公設民営を含む)。
病院	病床数 20 床以上の医療施設。
官公署等	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている公共施設のうち、保健・環境・衛生に郵便局を加えた施設。
大規模店舗	神奈川県産業労働局の大規模小売店舗状況及び大規模小売店舗一覧より抽出した床面積(店舗面積)が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建物。
駐車場	茅ヶ崎市ホームページの施設案内に記載されている駐車場(自転車駐車場を含む)。
都市公園	茅ヶ崎市ホームページの公園データに記載されている近隣公園、地区公園、広域公園、特殊公園、緑地。



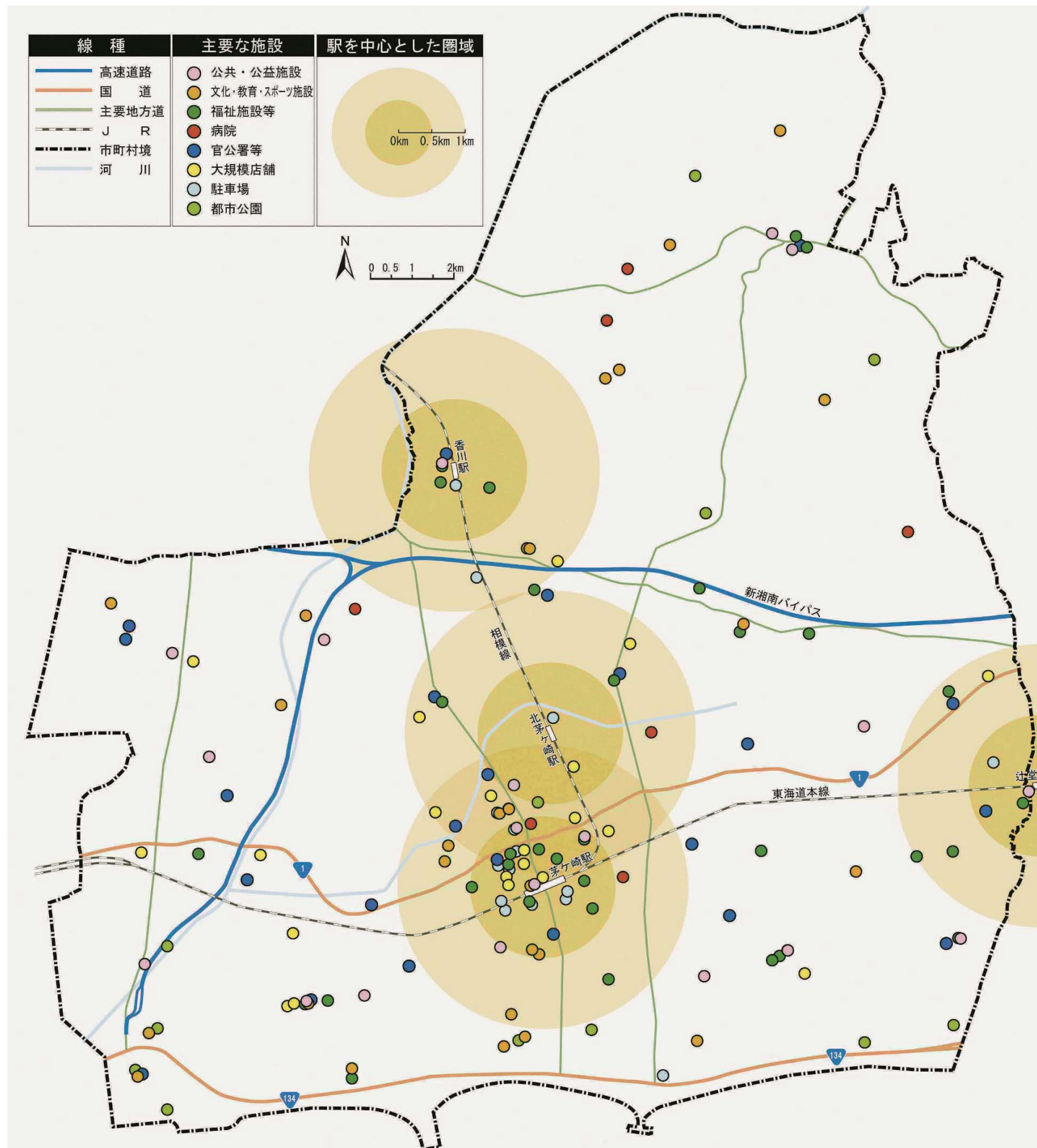


図 茅ヶ崎市内の主要な施設の配置状況

**茅ヶ崎駅 を中心とした半径1km圏域にある施設【※印は北茅ヶ崎駅の圏域と重なる施設】**

公共・公益施設	茅ヶ崎駅前市民窓口センター(市民ギャラリー) 高砂コミュニティセンター ※茅ヶ崎市役所	※ちがさき市民活動サポートセンター ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター (元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」)
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市青少年会館 茅ヶ崎市立図書館 茅ヶ崎市文化資料館 茅ヶ崎市民ギャラリー 茅ヶ崎市美術館	茅ヶ崎市教育センター 茅ヶ崎市青少年教育相談室 茅ヶ崎市体育館 ※茅ヶ崎市民文化会館 ※茅ヶ崎市総合体育館
福祉施設等	茅ヶ崎市シルバー人材センター 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター かめっこくらぶ ふれあい活動ホーム第2 あかしあ 地域包括支援センターつむぎ 地域包括支援センターあい ※茅ヶ崎市社会福祉協議会	※茅ヶ崎駅北口子育て支援センター ※茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター ※障害者生活支援センター ※生活相談室とれいん ※老人福祉センター ※地域生活支援センター元町の家 ※地域包括支援センターゆず
病院	茅ヶ崎徳洲会病院	※茅ヶ崎中央病院
官公署等	茅ヶ崎海岸郵便局 ※茅ヶ崎市保健所	※地域医療センター ※茅ヶ崎郵便局
大規模店舗	ラスカ茅ヶ崎 茅ヶ崎ショッピングセンター エメラルドプラザ ※ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 ※イトーヨーカ堂茅ヶ崎店	※イオン茅ヶ崎中央店 ※イオンスタイル湘南茅ヶ崎 ※フレスポ茅ヶ崎 ※島忠 茅ヶ崎店 ※業務スーパー茅ヶ崎店
駐車場	新栄町第一自転車駐車場 新栄町第二自転車駐車場 ツインウェイ北自転車駐車場 ツインウェイ南自転車駐車場 幸町自転車駐車場 幸町第二自転車駐車場	共恵自転車駐車場 ※茅ヶ崎第2駐車場(市役所駐車場) ※茅ヶ崎第3駐車場(総合体育館駐車場) ※茅ヶ崎第4駐車場(市民文化会館駐車場) ※新栄町第三自転車駐車場
都市公園	※第一カッターきいろ公園(中央公園)※1	

**北茅ヶ崎駅 を中心とした半径1km圏域にある施設**

福祉施設等	地域包括支援センターさくら	地域包括支援センターくすみ
病院	茅ヶ崎市立病院	
官公署等	茅ヶ崎鶴が台郵便局 茅ヶ崎矢畑郵便局	茅ヶ崎高田郵便局
大規模店舗	ファッションセンターしまむら矢畑店	そうてつローゼン高田店
駐車場	北茅ヶ崎臨時自転車置場	

**香川駅 を中心とした半径1km圏域にある施設**

公共・公益施設	香川駅前出張所	
文化・教育・スポーツ施設	香川公民館	図書館香川分館
福祉施設等	地域包括支援センターあかね 鶴が台保育園	香川保育園 香川駅前子育て支援センター
官公署等	茅ヶ崎香川郵便局	
大規模店舗	マルエツ茅ヶ崎店	
駐車場	香川自転車駐車場	西久保臨時放置自転車等保管場所

**辻堂駅 を中心とした半径1km圏域にある施設**

公共・公益施設	茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	
福祉施設等	浜竹子育て支援センターのびのび ふれあい活動ホームあかしあ	地域包括支援センター青空 小和田保育園
官公署等	茅ヶ崎小和田三郵便局	茅ヶ崎浜竹郵便局
大規模店舗	紳士服のコナカ茅ヶ崎本店	
駐車場	本宿町自転車駐車場	

※1 第一カッターきいろ公園:ネーミングライツによる中央公園の愛称(契約期間:令和8年3月まで)

## 2 社会的な背景

### (1) 高齢者、障がい者等が便利で快適に過ごせるまちづくりの取組（超高齢社会）

急速な少子・高齢化が全国的に進み、本市では、平成 22(2010)年度に高齢化率 21%を超えて超高齢社会を迎えて以来、高齢者人口は増え続けています。(令和 2(2020)年国勢調査における本市の高齢化率は 27.0%)

今後、本市をとりまく環境が大きく変化することが予測されており、行政運営のあり方の大きな転換期を迎えるなか、『茅ヶ崎市総合計画』では、目指す将来の都市像として、“笑顔と活力にあふれみんなで未来を創るまち茅ヶ崎”を掲げ、その実現に向け、“共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち”や“利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち”などを政策目標としており、高齢者、障がい者等を含むすべての人が多様性を認め尊重し合い、便利で快適に過ごせるまちづくりが求められています。【課題 1-4、38ページ参照】

本基本構想では、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*の観点から、都市の様々な問題を捉え、本市の考えや方向性を示すとともに、だれもが暮らしやすいまちづくりに向けた取組を一体的に推進します。

### (2) 福祉のまちづくりの取組（街づくり条例、合理的配慮、共生社会の実現）

本市では、『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物\*の建築の促進に関する法律\*(平成6(1994)年法律第44号)』（略称：ハートビル法）と『神奈川県福祉の街づくり条例(平成7(1995)年神奈川県条例第5号)』の施行により、不特定多数の人々や高齢者、障がい者等が利用する施設や公共施設などのバリアフリー化を進めてきました。その後、『バリアフリー法』や『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例\*(平成 17(2005)年神奈川県条例第 5 号)』（以下「街づくり条例」という。）が施行されました。

これらに基づき建築物や公共交通機関、道路、公園のバリアフリー整備を推進し、高齢者、障がい者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指しています。

また、平成26(2014)年に批准した国連の『障害者の権利に関する条約\*』（略称：障害者権利条約）では「障がいの社会モデル\*」、平成28(2016)年に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律\*(平成 25(2013)年法律第 65 号)』（以下「障害者差別解消法」という。）では「差別の禁止」や「合理的配慮\*」などが示されています。

このことにより、共生社会を実現し、社会的障壁\*を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とするユニバーサルデザイン 2020 行動計画を定め、さらなる取組の推進を図るためバリアフリー法が改正されました(平成 30(2018)年一部施行・平成 31(2019)年全部施行)。

さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推



進を図るための改正も行われたことを受け(令和 2(2020)年一部施行・令和 3(2021)年全部施行)、ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化のさらなる推進を目指しています。【課題 1-1, 1-2, 3-2, 38ページ参照】

同時に、神奈川県では平成 28(2016)年に起きた津久井やまゆり園の元職員による利用者殺傷事件を受けて、このような惨劇が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、同年に「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。そして、当事者目線の障がい福祉の推進の考えのもと『神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(令和4(2022)年神奈川県条例第57号)』の施行や街づくり条例が改正されています。

### コラム ともに生きる社会かながわ憲章とは？

神奈川県と県議会は、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」発生した事件が二度と繰り返されないようともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成 28 年 10 月 14 日に策定しました。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

### (3) 福祉のまちづくりの取組(当事者参加)

街づくり条例では、令和3(2021)年度に行った条例の見直しに伴い、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障がい者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要となる支援を明確化するなど、所要の改正が行われ、その中で、施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくこと(当事者等の参画)が明記されました。

本市においても、施設整備等にあたっては、障がい者等を含む多様な関係者の協力を得て、参画の機会を積極的に設けるとともに、障がい者等の意見を反映する仕組みの検討が必要となります。【課題 6-1、38ページ参照】

### (4) 重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進(面的な整備)

バリアフリー法は、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場\*、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準\*への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進します。

基本構想制度では、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等がよく利用する施設が集積した地区において、施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することによる面的な整備を狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。【課題 2-1、38ページ参照】

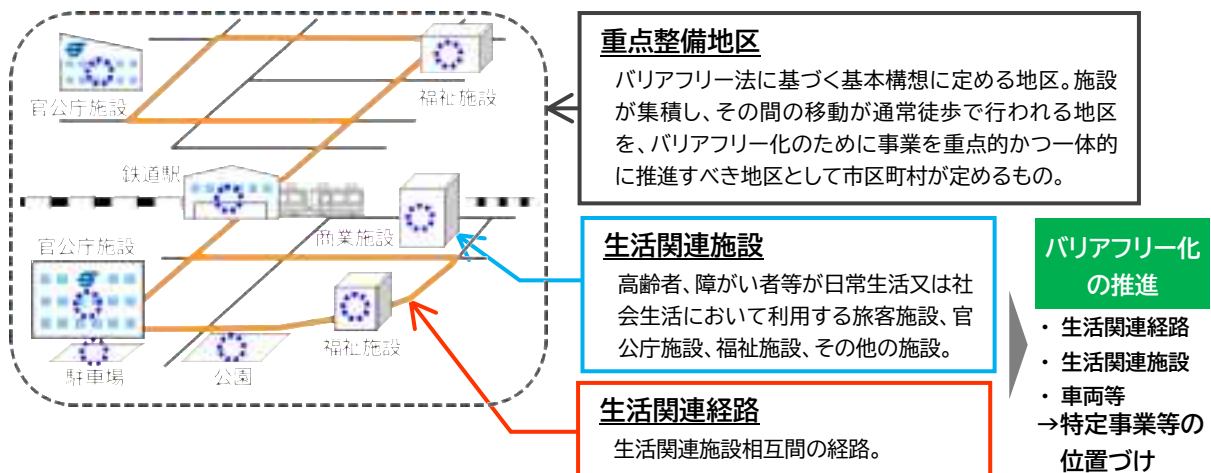


図 基本構想制度のイメージ

(5) 持続可能な社会の実現 (SDGs と本基本構想の関連性)

平成 27(2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標 (SDGs\*)」が掲げられました。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットが定められており、国や分野の枠を超えて協力して達成していく、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

持続可能な社会の実現を目指す SDGs の理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、多様な主体との連携・協力により取り組みを進める本市にもあてはまるものです。

本基本構想では、17 の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」への寄与を目指します。【課題 1-4、38ページ参照】



図 SDGs の 17 の目標

## 第4章

# これまでの取組成果、課題・方針

### 1 これまでの取組成果

#### (1) 重点整備地区

##### ア 特定事業等の実施状況

旧基本構想では、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、その他の事業（海水浴場）として、353件の事業を位置づけ、令和4(2022)年度末時点の着手事業は239件(68%)、うち完了事業は124件(35%)でした。

一方、未着手事業は114件(32%)であり、主な要因としては、関連計画や関係者との調整や予算、構造上の課題、大規模改修の時期の見直し、新型コロナウイルス感染症による影響等が挙げられました。特に、道路特定事業や都市公園特定事業、その他事業は過半数が未着手となっており、本市が事業主体の事業の遅れが目立ち、対策が必要です。

また、特定事業の事業者に向けたアンケート調査（令和5(2023)年2月実施）では、社内整備方針との整合や利用者の減少による設備投資の先送り、バリアフリー対応が求められる他の箇所の優先実施、賃貸物件のため所有者との協議、営業中の工事による利用者への迷惑などの意見がありました。特定事業の進捗率向上には、行政からの支援や事業者内の調整、計画的な改修計画の策定などが求められています。【課題 4-1、38ページ参照】

市民部会主体に実施した完了事業の現地確認（令和4(2022)年度）では、バリアフリー整備の一定の評価がある一方で、新たな課題や改善に向けた意見もありました。

本基本構想の事業設定では、旧基本構想の未着手事業や随時対応・継続実施事業を引き続き事業に位置づけます。教育啓発に関する事業は、バリアフリー法の改正で追加された「教育啓発特定事業」として整理する必要があります。【課題 4-2、38ページ参照】

また、旧基本構想の特定事業が全て完了（継続事業を含む）した施設・経路等は25箇所でした。これらの施設・経路等においては、継続事業に引き続き取り組み、新たなバリアフリー課題への対応等について検討を依頼する必要があります。【課題 4-3、38ページ参照】

さらに、事業実施段階における市民参加など、効果的なバリアフリー整備の実現に向けた取組の展開が必要です。【課題 6-1、38ページ参照】

事業進捗の向上にあたっては、バリアフリーが“特別なこと”ではなく、超高齢社会・多様性社会では“必然”に変わってきている中で、本基本構想では、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。中でも本市は率先して取り組むことが求められるため、「第7章 市が主体となって取り組む事業」を新たに設け、バリアフリー整備等に必要な資金調達を組織的に取り組むなど、市主体の事業の推進に努めます。

また、少子高齢化等の要因により公共整備等への予算に限りがあることから、ハード面の整備と組み合わせるソフト施策の推進も必要です。【課題 5-1、38ページ参照】

表 特定事業の実施状況

種別	事業数(件)					
		着手				未着手
		完了	継続	実施中		
公共交通特定事業	45	30	10	18	2	15
道路特定事業	82	38	15	17	6	44
交通安全特定事業	5	4	0	1	3	1
建築物特定事業	195	158	95	55	8	37
都市公園特定事業	16	4	2	2	0	12
その他の事業	10	5	2	1	2	5
合計	353	239	124	94	21	114
(下段は比率)	100%	68%	35%	27%	6%	32%

※合計欄下段の比率:着手内の完了・継続・実施中は端数調整をしている。

完了:令和4(2022)年度末で完了した事業  
 継続:令和4(2022)年度末で完了し、今後も随時対応・継続実施する事業  
 実施中:令和4(2022)年度末で実績はあるが、完了していない事業  
 未着手:令和4(2022)年度末で未着手の事業

表 旧基本構想の特定事業等が全て完了した事業者

特定事業	事業者名称	施設・経路等名称
公共交通	一般社団法人神奈川県タクシー協会	タクシー※
道路	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	国道1号
	神奈川県藤沢土木事務所	県道45号
	茅ヶ崎市	市道1215号線
		市道5563号線
建築物	茅ヶ崎市	ふれあいはし
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市役所
		茅ヶ崎駅前市民窓口センター(市民ギャラリー)※
		茅ヶ崎市民文化会館
		茅ヶ崎市立図書館
		茅ヶ崎市体育館※
		茅ヶ崎市勤労市民会館※
		茅ヶ崎公園体験学習センター
		ちがさき市民活動サポートセンター※
		茅ヶ崎市社会福祉協議会
		茅ヶ崎駅南口子育て支援センター※
		茅ヶ崎駅北口子育て支援センター※
		茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター※
		茅ヶ崎市保健所※
	医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎中央病院※
	医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎徳洲会病院
	湘南ステーションビル株式会社	ラスカ茅ヶ崎
株式会社ヤマダデンキ	ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店	
イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店	イオンスタイル湘南茅ヶ崎	
株式会社島忠	島忠茅ヶ崎店	

※ 旧基本構想の特定事業が全て継続事業の施設・経路等



<平成 29(2017)年度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-1:(主要経路1)国道1号

- 茅ヶ崎駅前交差点地下道:私有地と出入口の高さ調整をしたうえ、中央病院側の歩道の横断勾配を改善した。



道路-10:(主要経路12)市道0217号線(一里塚北通り)

- 踏切:小出踏切内の路面表示(矢羽根)を整備した。

【建築物特定事業】

建築物-4:茅ヶ崎市立図書館

- 案内:エレベーターの設置位置について、見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。
- その他:十分な照度を確保した。

建築物-9:高砂コミュニティセンター(カフェさぶれ)

- 階段:手すりを水平部まで延長した。
- 階段:段鼻\*の色を強調した。



階段手すり延長



階段段鼻強調

建築物-10:茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

- 出入口:グレーチング\*を目の細かいものに改良した。(出入口、エレベーター前等)

建築物-28:イオン茅ヶ崎中央店

- 駐車場:車いす使用者用駐車施設\*の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマーク\*をわかりやすく表示した。
- 案内:案内表示を多言語化した。(フロアガイド等)
- 案内:エレベーターの名称をわかりやすいものに変更した。

建築物-30:島忠茅ヶ崎店(旧:島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店)

- 敷地内通路:舗装のがたつきを改善した。

<平成 30(2018)年度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-20:(主要経路 28)市道 5563 号線

- 歩行空間:歩道の波打ちやがたつきを改善した。

【建築物特定事業】

建築物-3:茅ヶ崎市民文化会館

- 全体:大規模改修工事の変更設計にあわせ、移動等円滑化基準に沿った建物に改修した。
- ホール:保育室として利用可能な多目的室を設置した。



改修前



改修後



多目的室

2階市民ロビー内の段差を解消し、エスカレーターを新設

建築物-6:茅ヶ崎市総合体育館

- 敷地内通路:視覚障がい者誘導用ブロック\*に黄色の塗料を塗るなど、路面との色の違いがわかりやすくした。

建築物-13:茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス

- 全体:バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した新施設が竣工し、平成 31(2019)年 1 月に開館した。



トイレ



エレベーター



優先駐車場

建築物-28:イオン茅ヶ崎中央店

- 案内:案内表示を多言語化した。(フロアガイド等)

建築物-33:茅ヶ崎第1駐車場(旧:茅ヶ崎駐車場)

- 案内:1階身障者用スペースに車いす使用者駐車スペースとわかるように、国際シンボルマークを設置した。

【都市公園特定事業】

その他-1:サザンビーチちがさき

- トイレ:トイレの基数を増やし、利便性の向上とのトイレ不足の解消を図った。
- トイレ:多機能トイレに多目的シート\*を設置した。

<令和元(2019)年度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-24:ふれあいはし

- 施設のブロックと連続するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置した。
- スロープ入口に市民文化会館への案内表示を設置した。



【建築物特定事業】

建築物-1:茅ヶ崎市役所

- 本庁舎北側出入口付近に車いす使用者用駐車施設を3台、分庁舎東側にも車いす使用者用駐車施設を2台分設置した。なお、雨天時を考慮して建物入口まで続く庇を設置した。



- 本庁舎西側、分庁舎東側、県道隣接地に駐輪場を設置した。



建築物-6:茅ヶ崎市総合体育館

- 車いす用観覧スペースのフェンス柵を重点的に増やすことで、安全対策を実施した。





<令和2(2020年度の完了事業)>

【公共交通特定事業】

公共交通-3:路線バス

● バス停留所:

本市発行の「茅ヶ崎市バス路線図」に「車いすが乗降可能な停留所」を追記した。



【建築物特定事業】

建築物-6:茅ヶ崎市総合体育館

- 多機能トイレ:車いす使用者が開閉しやすいドアに改善した。(上下ローラー部を調整し、たてつけを改善)



建築物-8:茅ヶ崎地区コミュニティセンター(元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」)

- 敷地内通路:道路管理者と協議し、グレーチングを目の細かいものに改良した。



グレーチング改良(実施前)



グレーチング改良(実施後)

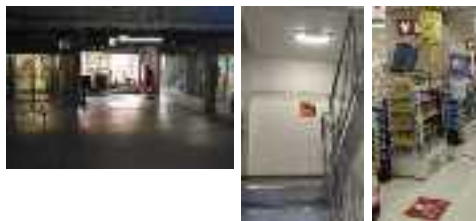
建築物-24:茅ヶ崎郵便局

- 駐車場:介助が必要な方が駐車場から係員を呼び出せるよう、わかりやすい場所にインターホンを設置した。
- ATM:車いす使用者の利用に配慮したATMを設置した。



建築物-27:イトーヨーカ堂茅ヶ崎店

- 駐車場(ちがさきパーキング):十分な照度を確保した。(9月に全フロア、トイレ、階段等の照明をLEDに変更済)
- その他:車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮した。(3番レジ「思いやりレジ」設置)



建築物-29:イオンスタイル湘南茅ヶ崎(旧:イオン茅ヶ崎店)

- エレベーター:車いす用押しボタン(通常より長くドアが開くもの)を車いす使用者が利用しやすい高さに変更した。  
エレベーター内に到着階等を知らせる音声案内を設置する。

建築物-30:島忠茅ヶ崎店(旧:島忠家具ホームセンター茅ヶ崎店)

- 階段:手すりを改善するなど安心して利用できるよう配慮した。



<令和3(2021)度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-2: 県道45号(茅ヶ崎中央通り)

- 歩行空間: 幅員の確保、歩道の横断勾配やがたつきを改善した。



道路-10: 市道0217号線(一里塚北通り)

- 自転車走行環境: 自転車通行空間(矢羽根やピクトグラム\*の設置)を整備した。



【建築物特定事業】

建築物-9: 高砂コミュニティセンター(カフェさぶれ)

- 案内: トイレのピクトグラムや案内表示を変更した。



建築物-26: ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店  
(旧: ヤマダデンキ LABI 茅ヶ崎店)

- 建築物の建て替えをした。(令和3(2021)年11月26日完成)

<令和4(2022)年度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-5:茅ヶ崎駅北口駅前広場

- 多機能トイレ:  
オストメイト\*機能と緊急時の扉開閉を設置した。



【建築物特定事業】

建築物-5:茅ヶ崎市美術館

- 多機能トイレ:使用中か否かを表示するライトの点灯時間を調整した。洗浄ボタンの使い方などについて、わかりやすい説明書きを設置した。



建築物-12:茅ヶ崎市青少年会館

- 案内表示:エレベーターの改修工事に伴い、見やすく、わかりやすい案内表示を設置した。

建築物-24:茅ヶ崎郵便局

- 出入り口:盲導鈴と国道1号横断歩道歩行者用信号機の発信音が誤認を与える可能性があるため、設置をしない方が安全性を確保できると判断し、設置を見送る。

建築物-27:イトーヨーカ堂茅ヶ崎店

- 駐車場:駐車場の出入口付近に車いす使用者用駐車施設や多機能トイレが設置されていることがわかる案内表示を設置した。



【その他特定事業】

その他-1:サザンビーチちがさき

- 駐車場:  
駐車場及び看板を設置した。



## イ その他

### (ア) 公共サインの整備

本市では、平成 27(2015)年に『茅ヶ崎市公共サインガイドライン\*』(以下「公共サインガイドライン」という。)を策定し、本市に住む人や訪れた人に対して、まちや施設の情報を分かりやすく伝えるため、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、本市の魅力を伝え、本市で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進め、茅ヶ崎駅周辺を中心に、歩行者向けの公共サインの体系を構築し、駅等の施設及び歩道のある交差点に地図を用いた「図解サイン」、愛称道路の起終点又は道中に道路の名称を示した「同定サイン」を整備しました。また、新たな施設整備に際し、公共サインガイドラインに基づき「指示サイン」等を整備しました。



写真 茅ヶ崎駅南口の図解サインAタイプ (左)、高砂緑地の図解サインBタイプ (右)



写真 鉄砲道の同定サイン (左)、市役所前広場の指示サイン (右)

### (イ) 道路付属物 (案内)

茅ヶ崎駅や国道1号周辺では、立体交差の段差を解消するためにエレベーターを設置しました。エレベーターの設置箇所毎に稼働時間が異なるため、ポスター掲示により利便性の向上を図りました。

エレベーターの稼働時間のご案内	
国道1号	国道1号
EV1	EV5
EV2	EV6
EV3	EV7
EV4	EV8
EV9	EV10
EV11	EV12
EV13	EV14
EV15	EV16
EV17	EV18
EV19	EV20
EV21	EV22
EV23	EV24
EV25	EV26
EV27	EV28
EV29	EV30
EV31	EV32
EV33	EV34
EV35	EV36
EV37	EV38
EV39	EV40
EV41	EV42
EV43	EV44
EV45	EV46
EV47	EV48
EV49	EV50
EV51	EV52
EV53	EV54
EV55	EV56
EV57	EV58
EV59	EV60
EV61	EV62
EV63	EV64
EV65	EV66
EV67	EV68
EV69	EV70
EV71	EV72
EV73	EV74
EV75	EV76
EV77	EV78
EV79	EV80
EV81	EV82
EV83	EV84
EV85	EV86
EV87	EV88
EV89	EV90
EV91	EV92
EV93	EV94
EV95	EV96
EV97	EV98
EV99	EV100

国道1号地下道エレベーター EV1

## (2) 整備促進地区

### ア 香川駅周辺整備事業：香川駅周辺

神奈川県及び寒川町と連携して実施した香川駅の西側行政界にある聖天橋の架け替え事業が平成30(2018)年に完了したことを契機に香川駅前から聖天橋までを結ぶ市道7115号線の歩道整備事業を推進しています。

これまで市道7115号線は、幅員約4メートルと狭く、歩車分離が図られていないだけでなく、車の相互通行も困難な状況でした。これを生活道路としての利便性を保てるよう車道幅員5メートル、歩道幅員2.5メートルを合わせた7.5メートルに整備し、歩行者等の安全性の確保を図ります。



写真 香川駅周辺

また、香川駅から下寺尾・堤地区を含めた周辺地区は、みどり豊かな環境の中に、貴重な文化財が多く集積する地区になっています。令和2(2020)年度には市重要文化財、市景観重要建造物である旧和田家住宅が改修され、令和4(2022)年度には茅ヶ崎市博物館が開館しました。さらに、将来的には、国史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を保全・活用するために歴史公園の整備も計画されるなど、これから、本市が培ってきた歴史・文化を発信する拠点として期待される地区になっています。

その中で、これまで以上に多くなる来訪者に対して、香川駅から下寺尾・堤地区を含めた周辺地域の歴史的資源をつなぐ動線に、オリジナルの公共サインを整備しました。



写真 香川駅の図解・指示・解説サイン（左）、旧和田家住宅の図解・解説サイン（右）



写真 目的地への図解・指示・解説サイン（左）、分岐の指示サイン（中）、同定サイン（右）



## イ 辻堂駅西口周辺整備事業：辻堂駅周辺

辻堂駅西口重点整備地区整備計画が平成27(2015)年に改定され、その後赤松町地区土地区画整理事業\*が個人施行により実施されました。平成30(2018)年に土地区画整理事業は完了し、土地形状の改善と歩道や周辺道路の拡幅等、周辺公共施設が整備されました。



写真 辻堂駅周辺



### (3) 市民部会による心のバリアフリーの推進

市民部会では、旧基本構想策定後も継続的な活動を実施しており、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの理解促進の推進に向けた取組を展開してきました。

具体的には、障がい者への理解を深めることを目的に、広報ちがさきやデジタルサイネージ、ポスター等を活用して幅広い市民に対して普及啓発を行ったり、小学校4年生を対象とした心のバリアフリー教室を開催して障がい者と対話する機会を設けたりしました。また、ポスターの掲出協力事業者の拡大や心のバリアフリー教室の内容拡充など実践しながら新たな発展に向けて取り組んできました。その成果は、国の資料や学会等で好事例として紹介されるなど、市民部会による取組が広く評価されています。心のバリアフリーのさらなる浸透を目指し、今後も継続的かつ段階的な取組の展開が必要です。【課題 6-1】

表 これまでの取組

年度	分類	市民部会の取組	番号
平成 29 年度 (2017)	普及啓発	茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加	1
平成 30 年度 (2018)	普及啓発	第35回市民ふれあいまつりへの出展	2
		障がい特性に対する理解に係るリーフレット作成及び当事者団体へのアンケート実施	3
令和元年度 (2019)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスターによる啓発	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
令和2年度 (2020)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスターによる啓発	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
	取組評価	国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰への推薦及びパンフレットへの掲載	7
		ユニバーサルデザイン2020評価会議の会議資料への掲載	8
		学会等での発表 ・「教育」活動におけるバリアフリー化の取り組み 公開研究会 ・ふくしと教育 ・福祉住環境コーディネータ検定試験	9
令和3年度 (2021)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスター啓発(特定事業者や民間協力会社との連携)	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
	取組評価	移動等円滑化評価会議関東分科会での発表	10
令和4年度 (2022)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスター啓発(特定事業者や民間協力会社との連携)	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
	取組評価	教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインへの掲載	11

※資料編3に各取組の概要を整理

#### (4) バリアフリー設備に関する情報の公開

本市は、公共施設等のうち公表可能な105施設を対象に、施設の位置情報等に加え、バリアフリートイレ\*や駐車場、スロープ、エレベーター等の画像(写真)をオープンデータとして公表しました。近年、スマートフォンのアプリ\*を活用し、外出、移動される方も多く、地図情報に写真などを交えたアプリのニーズも高まっていることから、事業者の積極的かつ多様な活用に期待するものです。

なお、バリアフリー施設に関する画像(写真)をオープンデータとして公表することは、県内自治体初の取組となります。この取組が本市から広まることで“誰もが安心して過ごせるまち”が各地に広がることに期待しています。

表 バリアフリー設備に関するオープンデータの概要

名称	バリアフリー設備情報
作成日	令和2(2020)年2月28日
対象施設	市内公共施設(105施設)
公表内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●市内公共施設などの位置情報及びバリアフリー設備の有無(105施設) 以下について設置有無を整理 みんなのトイレ/エレベーター/駐車場/スロープ(坂道)/ ベビーベット/誘導ブロック/貸出用車いす/点字付き案内板/幼児 用トイレ/親子トイレ/おむつ台/授乳室/ベビーチェア/ トイレ/手すり/入口付近/自動販売機/観客席/補助いす/ 調理室/ベビーカー置場</li><li>●各施設の写真データ 多目的トイレ、駐車場、スロープ、エレベーター等(802枚)</li></ul>
URL	<a href="https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1045355/1038270.html">https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1045355/1038270.html</a>

## 2 改定に向けた課題・方針

旧基本構想の成果を踏まえ、本基本構想への改定に向けた課題と方針を整理しました。以下に示す方針をもとに、旧基本構想を改定します。

改定に向けた課題	改定の方向性及び方針
<p><b>1 理念・目標</b></p> <p>バリアフリー法改正に基づく理念・目標の再設定が必要【課題 1-1】</p> <p>障害者差別解消法等の関連法や街づくり条例改正への対応が必要【課題 1-2】</p> <p>対象者の拡大が必要【課題 1-3】</p> <p>超高齢社会への突入、多様性社会の進展など、バリアフリー整備等の需要の高まりや理解促進に向けた対応が必要【課題 1-4】</p>	<p><b>理念・目標の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」の理念を踏まえた理念・目標の充実化と、それらを受けた対策や障がい理解啓発の推進 → 第5章2</li> <li>● 目標年次を令和14(2032)年度に設定 → 第1章2</li> <li>● 旧基本構想に加え外国人や性的マイノリティなど多様な人々を対象者に追加 → 第1章・第5章1</li> <li>● だれもが安心して過ごせるまちづくりに向けたより一層のバリアフリーの推進を強調 → 第5章1</li> <li>● SDGsと本基本構想との関連性を明記 → 第3章2</li> </ul>
<p><b>2 対象地区</b></p> <p>バリアフリー法改正を踏まえた地区拡大の可能性検討が必要【課題 2-1】</p>	<p><b>全市的なバリアフリー化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民・事業者・行政が協働して取り組む事業を設定し全市的なバリアフリー環境を底上げ → 第5章3・第6章</li> <li>● 全市的なバリアフリー化の展開として、市主体の取組を設定し実効性を高めるとともに職員の意識醸成 → 第5章3・第7章</li> </ul> <p><b>重点整備地区等におけるバリアフリー化の深化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」を重点整備地区に引き続き設定し、更なるバリアフリー化を推進 → 第5章3・第8章</li> <li>● 市独自の考え方にに基づき、「香川駅周辺地区」「辻堂駅周辺地区」を整備促進地区に引き続き設定しバリアフリー化を推進 → 第5章3・第9章</li> </ul>
<p><b>3 対象施設・経路</b></p> <p>生活関連施設・生活関連経路の検討が必要【課題 3-1】</p> <p>公立小中学校のバリアフリー化に向けた方針が必要(法改正により基準適合義務の対象施設に追加)【課題 3-2】</p>	<p><b>生活関連施設・生活関連経路の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧基本構想の設定方針を踏襲し時点修正 → 第8章2</li> <li>● 小中学校は、市全域に点在することから「市が主体となって取り組む事業」としてバリアフリー方針を整理 → 第7章2</li> </ul>
<p><b>4 事業設定</b></p> <p>旧基本構想の未着手事業や継続事業への対応が必要【課題 4-1】</p> <p>バリアフリー法改正への対応が必要(教育啓発特定事業の追加)【課題 4-2】</p> <p>市民意見など新たな課題への対応が必要【課題 4-3】</p>	<p><b>ハード・ソフトの一体的な取組に向けた事業推進</b> → 第8章4・5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧基本構想の未着手事業や継続事業を引き続き推進</li> <li>● 教育啓発特定事業や公共交通事業者の役務の提供に関する内容を追加</li> <li>● 市民意見等を踏まえ、新たな課題に対応した事業位置づけを推進(感染症対策など新たな生活様式への変化にも対応)</li> <li>● ハード整備に加え、心のバリアフリーの推進や人的対応の充実、バリアフリー設備の維持管理などソフト施策に関する事業を充実</li> </ul>
<p><b>5 事業推進</b></p> <p>事業進捗率の向上に向けた対策が必要【課題 5-1】</p>	<p><b>事業推進体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業進捗状況の毎年度確認のほか、定期的な意見交換や完了案件の共有により事業着手を促進 → 第10章1</li> <li>● 国や県等の補助金制度の活用も含め、財源の確保に向けた取組を強化 → 第7章2</li> </ul>
<p><b>6 市民参加</b></p> <p>バリアフリー法や街づくり条例改正を踏まえた市民参加の仕組みづくりが必要【課題 6-1】</p>	<p><b>市民参加の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設整備の計画段階における市民参加を推進(当事者との意見交換の機会の創出等) → 第10章4</li> <li>● 市民部会を主体とし、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に展開 → 第10章2</li> </ul>

## 第5章

# 全体基本構想

### 1 基本理念・目標

本市は、平成22(2010)年度に高齢化率が21%を超える「超高齢社会」を迎え、その後も高齢化率は年々増加傾向にあります。今後、加齢に伴う障がいの発生が増加するものと考えられ、高齢者や障がい者の増加に伴う福祉のまちづくりが必要不可欠となります。多様性社会が進展する中、妊産婦や子育て世代、外国人、性的マイノリティの方々を含む、だれもが便利で快適に過ごせるまちづくりを進めることが求められています。

また、バリアフリー法の改正や関連法の制定、条例の改正等より、共生社会の実現や社会的障壁の除去といった理念や、当事者目線の障がい福祉の推進に留意した、ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化のさらなる推進が求められています。さらに、地域共生社会の実現に向けて、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行うなど、当事者参加が必要です。

本市では、地域活動や交流機会を増やすことで、だれもが気軽に社会参加できるとともに、子育て世代や来街者も含めた多様な人々が安心して暮らし、訪れることができるまちづくりを目指しています。豊かな長寿社会に向けて生涯を通じた健康づくりを推進することなどから、本基本構想の基本理念を“だれもが安心して過ごせるまちづくり”に設定します。

また、バリアフリー法や『移動等円滑化の促進に関する基本方針』の主旨や「社会的障壁の除去」、「共生社会の実現」の理念に則り、だれもが暮らしやすいまちづくりを効果的に進めるために、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの推進等による全市的なバリアフリー化のボトムアップ(底上げ)を図ります。

具体的には、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に向けて、だれもが移動しやすい都市基盤として公共交通や道路、信号機等のバリアフリー化、だれもが利用しやすい生活基盤として建築物や公園、商店街等のバリアフリー化を推進するとともに、だれもが安心して過ごせるように日常的な声掛けやマナー向上等の心のバリアフリーの推進による障がい理解啓発のより一層の推進を目指し、3つの目標を位置づけ、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得ながら、目標年次である令和14(2032)年度までの実現を目指します。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場において自発的に取り組むことで、“だれもが安心して過ごせるまちづくり”を実現し、さらには持続可能な社会の実現を目指します。

## <背景>



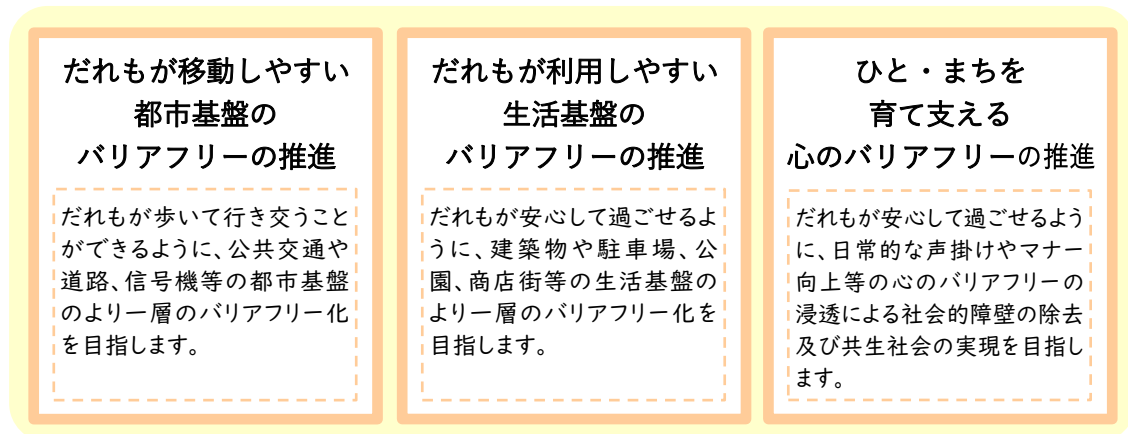
## <変化>

本市の概況	<ul style="list-style-type: none"><li>・超高齢社会に突入・高齢化率の増加 →高齢者や障がい者の増加に伴う福祉のまちづくりの高まり</li><li>・多様性社会の進展→外国人や性的マイノリティの方々を含むすべての人への対応</li></ul>
社会的な背景	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者等が便利で快適に過ごせるまちづくりの取組(超高齢社会)</li><li>・福祉のまちづくりの取組(街づくり条例、合理的配慮、共生社会の実現、当事者参加)</li><li>・重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進(面的な整備)</li><li>・持続可能な社会の実現(SDGs と本基本構想の関連性)</li></ul>

## <基本理念>

だれもが安心して過ごせるまちづくり

## <目標>





本基本構想の基本理念・目標を踏まえ、以下に体系図を示します。

# 基本構想

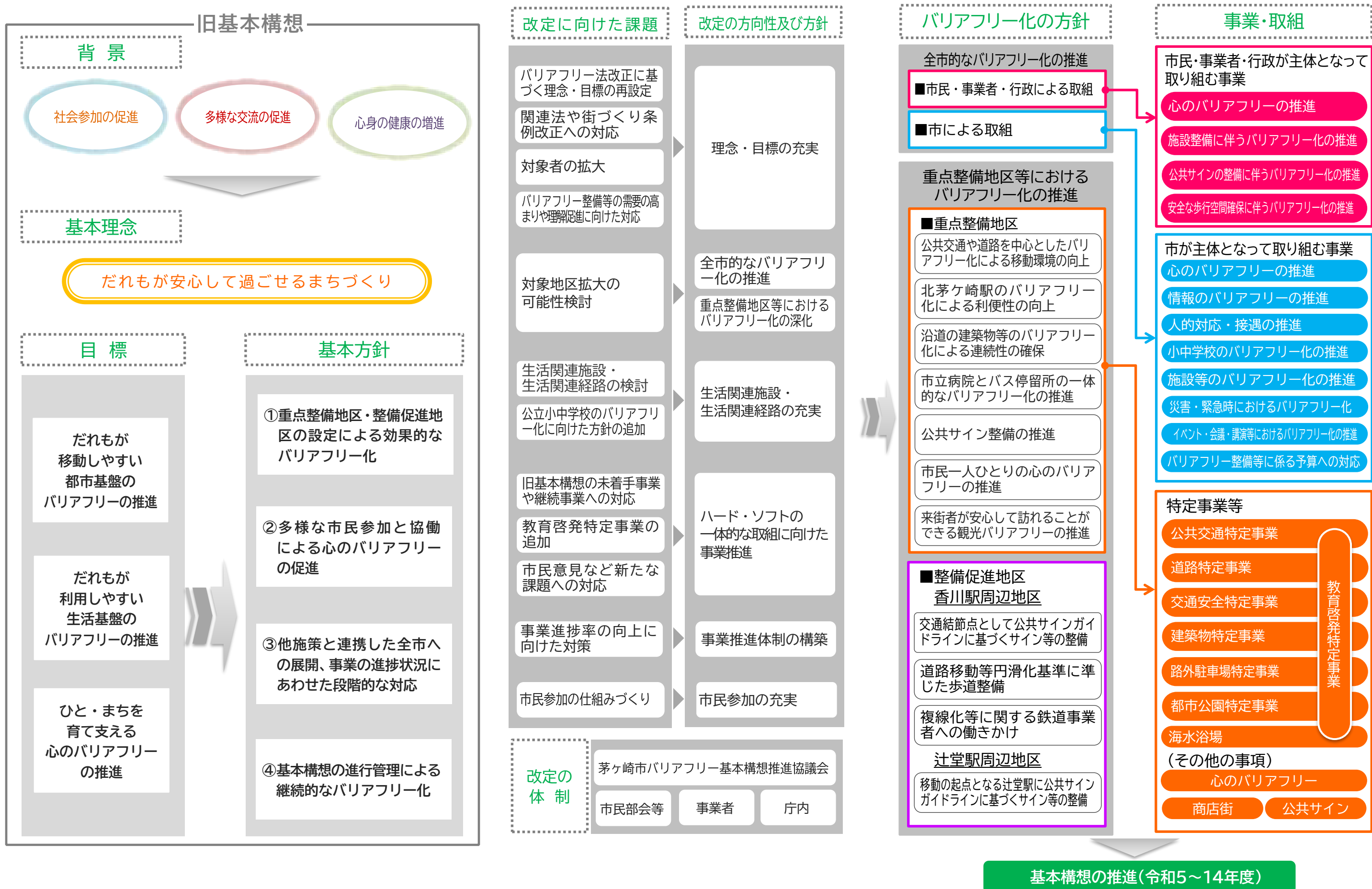


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の体系図

## 2 目標実現に向けた基本方針

本基本構想の基本理念・目標の実現に向けて、以下の 4 つの基本方針を設定します。これに基づき、本市におけるバリアフリー化を着実に進めていきます。

### <基本方針>

- ① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化
- ② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進
- ③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応
- ④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

#### ① 重点整備地区・整備促進地区の設定による効果的なバリアフリー化

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、本市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、高齢者、障がい者等の円滑な移動や施設利用の利便性・安全性向上に向けた整備を効率的かつ効果的に進めます。

#### ② 多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進

高齢者、障がい者等を含む多くの市民の声を反映するため、旧基本構想を改定する段階から多様な市民が参加できる取組を展開するなど、市民と行政が協働した計画づくりを進めます。また、市民参加のあり方についても整理するとともに、市民参加の機会を活用して、バリアフリーの普及・啓発を積極的に進め、市民の心のバリアフリーへの理解促進を推進します。さらに、本基本構想では、継続的に市民参加の機会を設け、市民意見の反映や心のバリアフリーの推進を図ります。

#### ③ 他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況にあわせた段階的な対応

事業効果を高めるために、ソフト的な取組も含めた様々な施策と連携するとともに、「市が主体となって取り組む事業」を設定し、全庁的な取組を推進するなど全市的なバリアフリー環境の底上げを行います。また、バリアフリーに関連する事業については、進捗状況に応じて段階的な対応を図ります。

#### ④ 基本構想の進行管理による継続的なバリアフリー化

本基本構想では、令和14(2032)年度までの目標実現に向けて、定期的に位置づけた事業の進捗状況を把握し、必要に応じて追加や見直しを検討するなど、本基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ\*)を目指した進行管理を行い、継続的にバリアフリー化を推進します。

### 3 バリアフリー化の進め方

目標実現に向けた基本方針に基づき、地区設定による効果的なバリアフリー化の推進と、心のバリアフリーの普及・啓発や公共サインガイドラインに基づくサイン整備等の全市的なバリアフリー化の推進により、市内のバリアフリー化を進めます。

バリアフリー法に基づく「重点整備地区」と、本市独自の考え方に基づく「整備促進地区」を設定し、各地区で重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

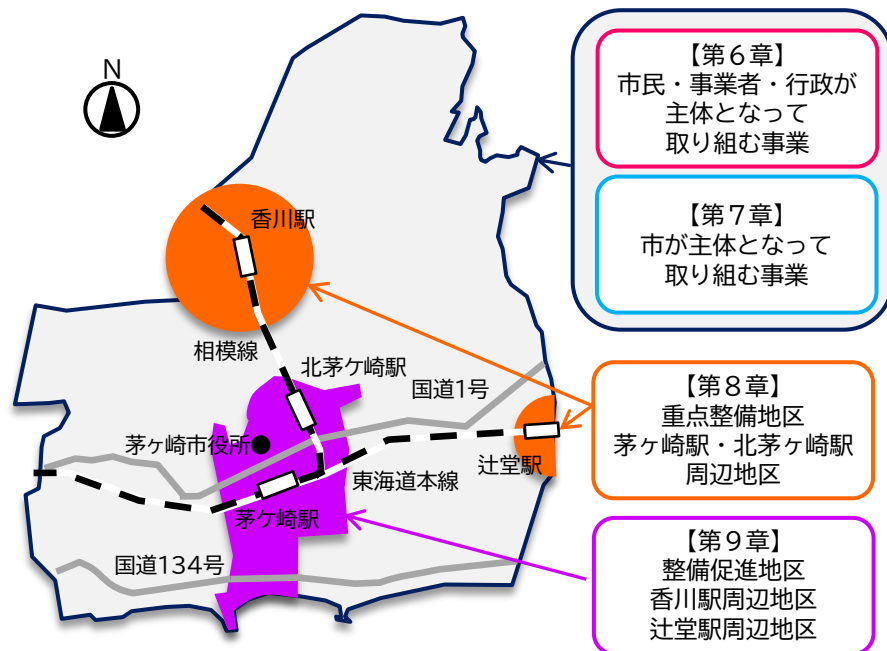
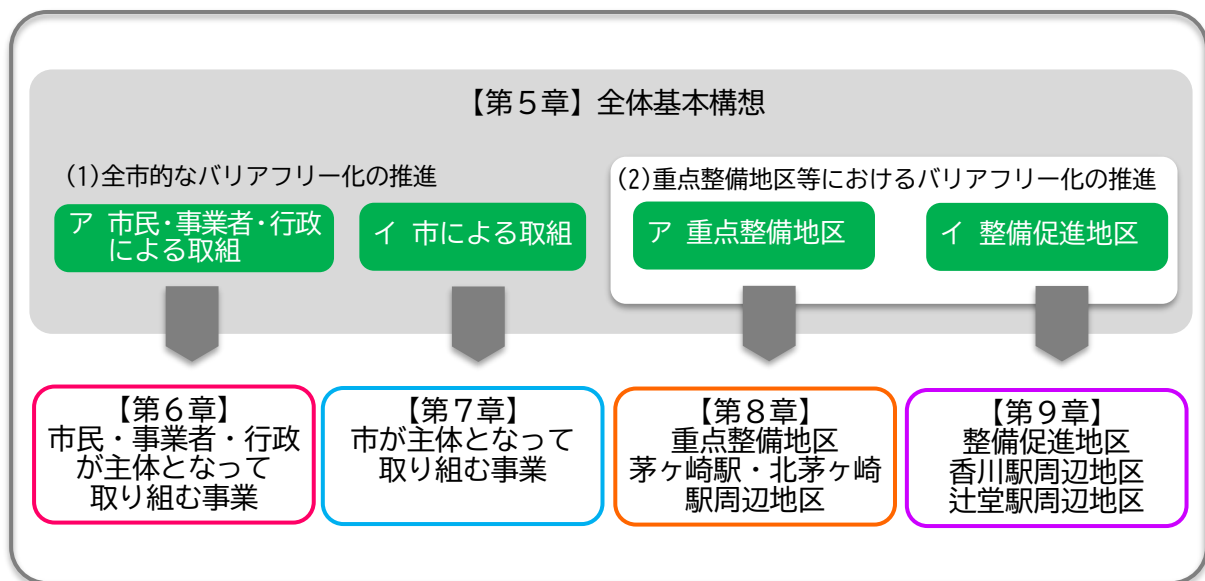


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## (1) 全市的なバリアフリー化の推進

### ア 市民・事業者・行政による取組【第6章】

重点整備地区や整備促進地区以外の地区における施設や経路のバリアフリー化についても推進していく必要があります。全市的なバリアフリー環境の底上げを目指し、心のバリアフリーの推進や施設整備に伴うバリアフリー化の推進等を積極的に推進します。

表 市民・事業者・行政により取り組む事業

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 心のバリアフリーの推進            |
| (2) 施設整備に伴うバリアフリー化の推進      |
| (3) 公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進  |
| (4) 安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進 |

### イ 市による取組【第7章】

本市では重点整備地区の枠組みを超え、市が主体となって取り組む事業を新たに位置づけ、その内容を「第7章 市が主体となって取り組む事業」として整理しました。この事業は、全課共通で取り組む事業（以下「全課共通事業」という。）と各課の業務内容を考慮して個別に取り組む事業（以下「各課個別事業」という。）に整理し、特定事業と同様に取組の進捗管理を行い、段階的かつ継続的な発展を目指していきます。

表 市が主体となって取り組む事業

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 心のバリアフリーの推進               |
| (2) 情報のバリアフリーの推進              |
| (3) 人的対応・接遇の推進                |
| (4) 小中学校のバリアフリー化の推進           |
| (5) 施設等のバリアフリー化の推進            |
| (6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進      |
| (7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進 |
| (8) バリアフリー整備等に係る予算への対応        |

## (2) 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

### ア 重点整備地区【第8章】

バリアフリー法で重点整備地区に該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断し、地区を設定します。

➤ 配置要件（法 第2条第24号イ）

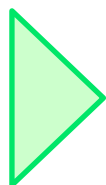
・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

➤ 課題要件（法 第2条第24号ロ）

・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

➤ 効果要件（法 第2条第24号ハ）

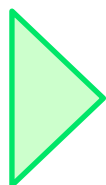
・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



バリアフリー法に基づく重点整備地区は、高齢者、障がい者等を含む多くの市民が利用する施設が集積し、駅を中心とした徒歩圏（500m～1km以内の範囲）が重複する茅ヶ崎駅と北茅ヶ崎駅を含む「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」を引き続き設定します。令和14(2032)年度を目標に、未完了・継続事業に加え、新たな課題に対応した事業を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。

### イ 整備促進地区【第9章】

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区を設定します。



駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化を促進する地区として「香川駅周辺地区」、「辻堂駅周辺地区」の2地区を設定します。

香川駅周辺地区では、『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』に基づき、鉄道事業者との調整・検討を通して、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。また、辻堂駅周辺地区では、『辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画』に基づき、藤沢市と連携を図りつつ、まちづくりの進捗状況にあわせて、駅を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化の実現を目指します。



## 第6章

# 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業

### 1 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業の必要性

基本理念として定めた「だれもが安心して過ごせるまちづくり」の実現を図るため、市民、事業者、行政がバリアフリー化の趣旨を理解し、それぞれの役割を認識し、できることを実践する必要があります。また、それぞれが連携しながら、協働によるバリアフリー化の推進も必要となります。

本市は、比較的平坦な土地が多い利点を活かし、重点整備地区や整備促進地区以外の地区においても、同様な考え方をもって取り組むことによって、面的な整備をより一層推進することが可能となります。また、面的なハード整備には時間やコストを要することから長期的な視点をもって推進していく必要があります。

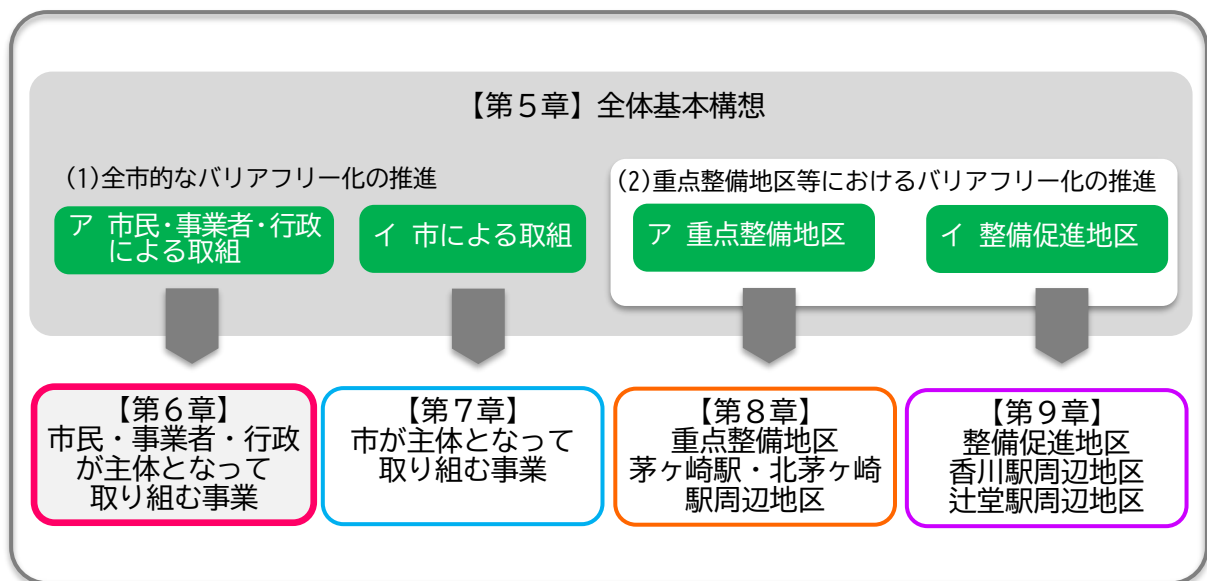


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## 2 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業

### (1) 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、道路や建物をバリアフリー化するだけでなく、市民一人ひとりが高齢者、障がい者等の移動や施設利用に制約のある方の困難を自らの問題として意識し、バリアをなくそうとすることです。障がいによって特性や困難なことは様々であり、車いす・杖の使用や盲導犬など移動や施設利用を支援するものが必要な方、聴覚障がい、精神障がい、発達障がいなど外見上わかりにくい方など、障がいには多様な特性があることを理解したうえで協力することが必要です。

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性及び安全性向上の促進を図るためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要であると定めています。

本市では、バリアフリー化の重要性や高齢者、障がい者等への理解促進など、心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市民の参加や協働・連携による取組の推進を強化します。また、重点整備地区内の施設管理者等に対して、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう取り組んでいきます。さらに、自転車利用が推進される社会のなかで、より一層の自転車利用のルールの周知徹底に努めます。

#### 心のバリアフリーの4つのポイント

理解する…様々な障がいのことや、困っていること、手助けの仕方について学ぶ等

マナー・ルールを守る…歩道に自転車をとめない、障がい者用の駐車場を利用しない等

ゆずる…優先席やエレベーター、バリアフリートイレで障がいのある人を優先する等

手伝える…困っている人に声をかけ、移動の手助けや案内をする等

#### 図 心のバリアフリーの4つのポイント

また、本市では、だれもが支障なく情報の提供・入手・交流ができる社会を目指した“情報のバリアフリー”や、子育てのための安全・安心な環境を整備するために妊婦やベビーカー利用者に配慮した“子育てバリアフリー”、さらに自転車利用者のマナー向上に向けた取組についても、心のバリアフリーの推進の一環と捉え、市民の参加や協働・連携による取組を含めて積極的に推進します。



## (2) 施設整備に伴うバリアフリー化の推進

全市的に施設のバリアフリー整備を進めるためには、各施設設置管理者\*がバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準や、街づくり条例等、関連する法令や基準等に基づいて、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

そのため、重点整備地区外の施設や道路においても、各施設設置管理者は施設整備や改修等の事業機会を捉え、「第8章 3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項」で示すバリアフリー化に関する主な基準等や共通の配慮事項に留意したバリアフリー化整備を推進することで、全市的なバリアフリー環境の底上げを図ります。

なお、一体的なバリアフリー環境を整備するためには、事業者間の連携が必要不可欠です。バリアが生じやすい管理境界部においては、関係する事業者間で共通認識を持ち、連携を図りながらバリアフリー整備に取り組む必要があります。

### ■施設整備に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

項目	事業内容
施設整備	市内で施設を新設または改修する場合は、本基本構想で示すバリアフリー化に関する主な基準等や共通の配慮事項に留意したバリアフリー化整備を行う。

### (3) 公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進

公共サインは、本市に住む人や訪れた人に、まちや施設の案内をする役目を持っています。そこで、まちの情報を分かりやすく伝えるため、“ユニバーサルデザイン”や“バリアフリー”に配慮するとともに、多くの人に“茅ヶ崎のまちの魅力”を伝えるサインを計画するため、サイン計画に必要な3つの要素を基本方針として定め、ガイドラインを策定しました。

#### ■サイン計画の3つの要素

公共サインの計画にあたっては、「情報内容」、「表現様式」、「空間上の配置」に配慮します。

#### 1 わかりやすく伝える(情報内容)

サインに掲出される内容を、多くの人が理解できるように、書体、文字の大きさ、図記号、多言語、色彩などに配慮します。

#### 2 誰もが見やすい形で伝える(表現様式)

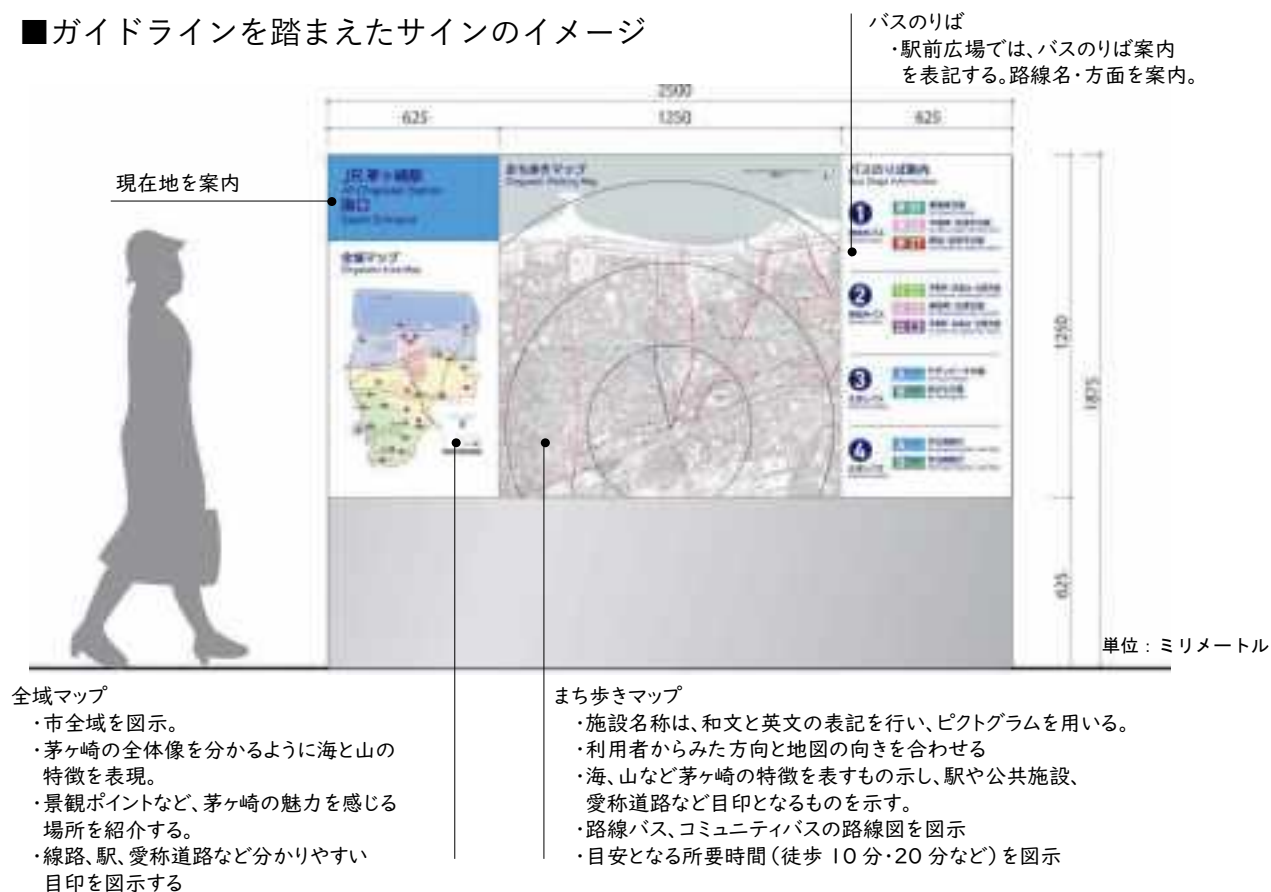
伝えたい情報を的確に伝えるため、不要な機能や装飾を控えることを基本とします。また、施設などの位置を知らせるサイン、地図などを用いて周辺の情報伝えるサインなど、目的に応じたサインを計画できるようにします。

さらに、「海」や「丘陵地」など、本市の魅力にあった公共サインを計画するための必要な事項を定めます。

#### 3 情報を受け取りやすい場所に配置する(空間上の配置)

行動の起点や分岐点など情報を受け取りやすい場所に配置するため、鉄道駅やバス停など移動の起点となる場所や、市民に親しまれ、まちの骨格となっている愛称道路を軸にサインの設置を進めていきます。

#### ■ガイドラインを踏まえたサインのイメージ



■公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

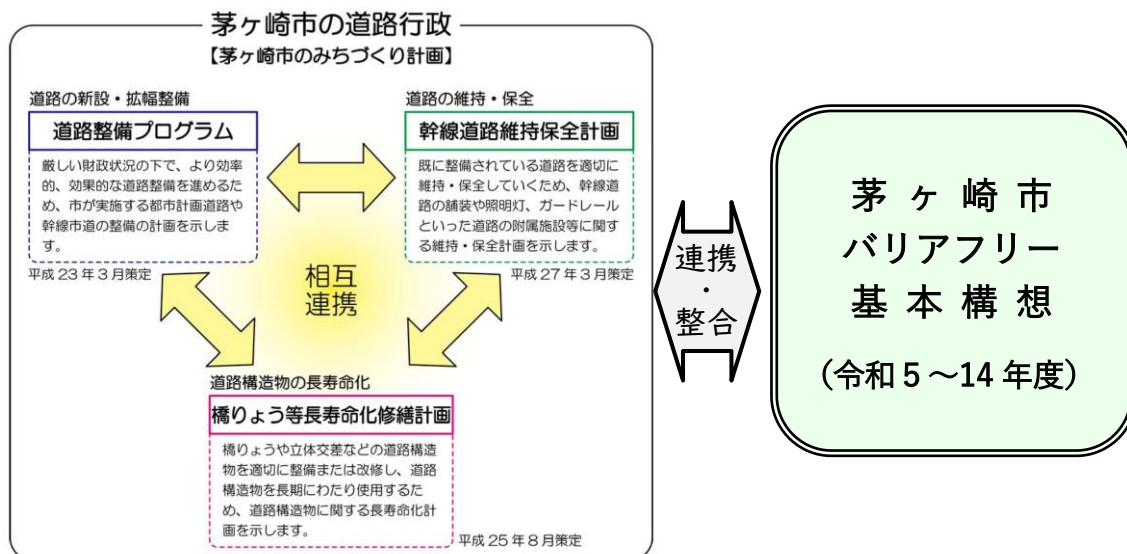
項目	事業内容
公共サイン	公共サインを新設または改修する場合は、茅ヶ崎市公共サインガイドラインに留意した整備を行う。

(4) 安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進

市内には、十分な歩道幅員が確保されていない道路や歩道のない道路が未だ多くあります。このような道路では、歩道整備や改修等の事業機会を捉え、法令や基準等に適合する整備を進めることが望ましいですが、私有地との接続部分の調整や用地買収など構造面・費用面の課題が多く残ります。

本市では、道路の新設・拡幅整備等の道路整備を進めながら、道路の維持・保全、長寿命化を図っていく必要があります、これらは相互に連携しながら取り組むことが重要であることから、『茅ヶ崎市のみちづくり計画』として、道路整備プログラムや橋りょう等長寿命化修繕計画、幹線道路維持保全計画を位置づけました。

本基本構想では、上記の計画と連携・整合を図り、現状より安全な歩行空間の確保を目指して、道路管理者、交通管理者等が調整を図ることで、歩車道の分離やカラー舗装化、自転車走行環境整備など、歩行者等の安全確保に努めることとします。



安全な歩行空間の確保

図 茅ヶ崎市のみちづくり計画との関係図【参考：茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画】

■安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

項目	事業内容
安全な歩行空間の確保	歩道整備や改修等の事業機会を捉え、歩車道の分離やカラー舗装化、自転車走行環境整備など、歩行者等の安全確保を行う。



## 第7章

# 市が主体となって取り組む事業

### 1 市が主体となって取り組む事業の必要性

バリアフリー法の改正により、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられました。茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区においては、3つの小中学校を生活関連施設に位置づけていますが、重点整備地区内に限らず市全域に点在することから、バリアフリー化に向けた全市的な考え方の整理が必要です。

また、障害者差別解消法の制定を受け、共生社会の実現に向けて、障がい者への合理的配慮が求められる中、本市では平成28(2016)年には「障がいを理由とする差別に関する事例集」を作成し職員に周知するとともに、庁内各課においてそれぞれ合理的配慮を実践しています。

さらに、バリアフリー社会の構築に向けて、市が率先して全市的なバリアフリー化のボトムアップに取り組むことが必要であり、そのためには、職員一人一人における問題意識を高め意識改革を図るとともに、その職員一人一人の意識や施策を含めた行動が市民に的確に伝わることが重要となってきます。そして、超高齢社会や多様性社会が進展する中で「だれもが安心して過ごせる」にはどう行動すべきかを考えることにより、バリアフリー化に向けた取組は特別なことではなく、当たり前を実施すべきこととして定着化されていきます。これらの行動等は、本市に住む人、本市で働いている人、本市で学んでいる人、本市を訪れる人にも波及し、自ら行動することで誰もが「安心して過ごせる」と感じ自ら行動することがバリアフリー社会の実現につながります。また、将来的な人口減少が見込まれる中、本市の持続性を持ち合わせるためには、あらゆる事業での市民参加の呼びかけ、協働の体制もこれまで以上に重要となってきます。

本章では、重点整備地区の枠組みを超え、市全域を対象として、本市が主体となって取り組む事業を位置づけ、全課共通事業と各課個別事業に分けて実施します。実施時期は、本基本構想の計画期間と同様とし、事業内容に応じて随時実施するもの、定期的に実施するものと分けて取り組んでいきます。

なお、市が主体となって取り組む事業は、特定事業と同様に取組の進捗管理を行います。毎年度当初に、全課共通事業並びに各課個別事業の実施の有無について、確認し、年度末には実績を茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会に報告し評価・検証することで、段階的かつ継続的な発展を目指していきます。

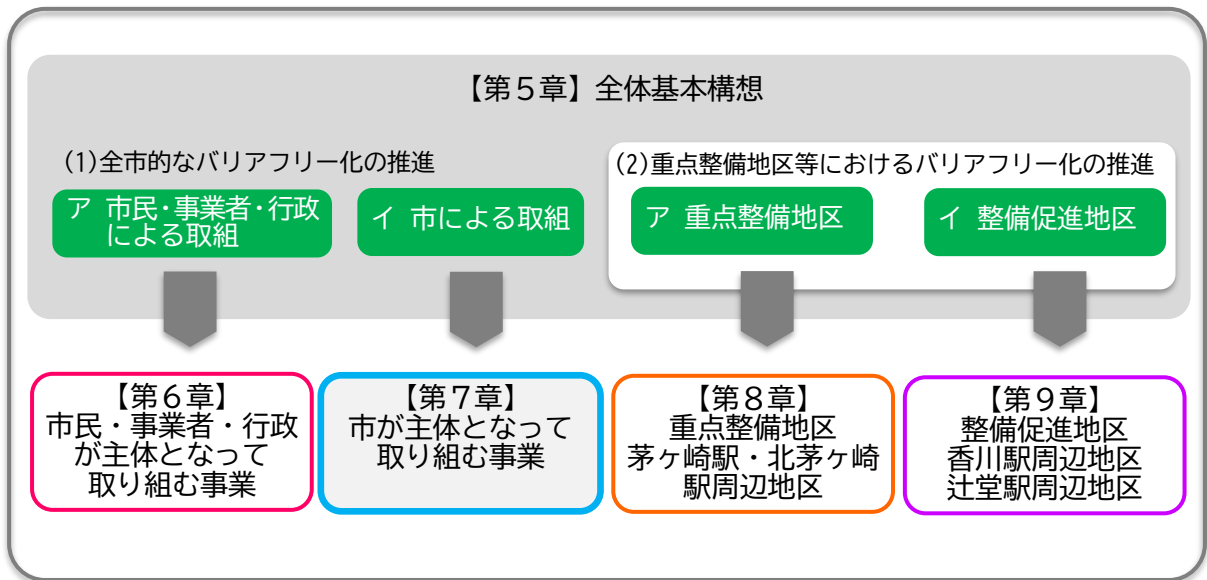


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## 2 市が主体となって取り組む事業

### (1) 心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

心のバリアフリーの推進に向けて、ポスター等の掲示により、エレベーターや車いす利用者用トイレ等の適正な利用を促進するとともに、市民全体の障がいへの理解を深め、心のバリアフリーの実践に資するための広報活動及び啓発活動等を実施していきます。

これらの活動では、幅広い市民参加の呼びかけにより当事者の関与や幅広い層への普及を目指すとともに、円滑に運営するため体制づくりも重要となってきます。

また、職員や施設運営、管理関係者等への教育訓練を徹底し、多様な利用者に対して適切な対応ができるよう取り組んでいきます。さらに、小中学生を対象とした教育啓発も引き続き取り組むとともに、市民部会等と連携し、心のバリアフリー教室についてもさらなる展開を目指します。

さらに、SNS\*等の活用など DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進にもあわせて取り組むことで、新たな展開を目指します。

別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

#### ■全課共通事業

項目	事業内容
普及啓発	心のバリアフリーの普及啓発 (ポスター等の掲示による心のバリアフリーの理解促進や優先利用に関するマナー啓発(エレベーター、車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設)、SNS等を活用した情報発信等)
教育啓発	職員教育の実施 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)
	施設運営・管理関係者への教育の実施 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)
	心のバリアフリーの教育啓発 (普及啓発に関する教育や多様な利用者への適切な対応に向けた接遇研修の受講(指定管理者等を含む))

## (2) 情報のバリアフリーの推進

視覚障がい者や聴覚・言語障がい者、発達障がい者、外国人等に対しては、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。音声案内や案内サイン、電光掲示板等による情報提供だけでなく、複合的な方法による取組が重要です。

情報のバリアフリーの推進に向けて、多様な利用者に対応した情報提供を実施するとともに、だれもがわかりやすい案内サインやホームページ等の整備に取り組んでいきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

### ■全課共通事業

項目	事業内容
情報保障	ホームページのバリアフリー化（音声読み上げ機能への対応、カラーバリアフリー*への配慮 等）
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	掲示物や配布物のバリアフリー化（カラーバリアフリー、UD フォント、大きな文字、ルビ、多言語化 等）
案内表示	案内サインのバリアフリー化（ピクトグラムの使用、カラーバリアフリー、大きな文字、ルビ、多言語化 等）

### (3) 人的対応・接遇の推進

障害者差別解消法により、障がい者への「不当な差別的取扱い\*の禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

本市では、本法を推進するため、職員研修の実施や事例集の配布など、職員の認識を高めるための取組を進めています。

今後は、全庁的に合理的配慮の提供のさらなる徹底に努めるとともに、各種窓口や施設を利用する多様な方に配慮し行動するとともに、貸し出し用の拡大鏡や老眼鏡、車いす、ベビーカー等を用意するなど、適切な人的対応・接遇に取り組んでいきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

#### ■全課共通事業

項目	事業内容
窓口	高齢者等への対応(拡大鏡や老眼鏡の貸し出し 等)
	外国人への対応(翻訳機の活用 等)
	来庁が困難な方への柔軟な対応 (郵送対応、パソコン・スマートフォンでの対応 等)
施設	障がい者・子育て世代への対応 (貸し出し用の車いすやベビーカーの設置と利用案内 等)

### (4) 小中学校のバリアフリー化の推進

小中学校は、地域の核となる施設であり、避難場所や投票所など、多種多様な方が利用する施設となっています。バリアフリー法では、改正により、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられ、バリアフリー整備の推進が求められています。

本市では、重点整備地区内に限らず市全域に小中学校が点在することから、生活関連施設への指定は行いませんが、「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」にバリアフリー化の方針を反映し、大規模改修等の機会を捉えたバリアフリー化整備に順次取り組んでいきます。

また、通学路に関しては、通学路の合同点検等を活用しながら、経路の実状に合わせて、対応可能な交通安全対策を順次実施します。国道や県道に対しては、国や県と調整をし、バリアフリー化に取り組んでまいります。さらに、私立小中学校や公立高校、養護学校等についても施設管理者に対して積極的に働きかけるとともに、周辺道路のバリアフリー化を推進します。

#### ■各課個別事業

- 「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」へのバリアフリー化の方針の反映
- 学校施設の大規模改修等の機会にあわせ、建物や敷地内の移動等円滑化経路を含めた小中学校のバリアフリー化の推進
- 通学路合同点検を実施し、通学路のバリアフリー化の推進



## (5) 施設等のバリアフリー化の推進

本基本構想で重点整備地区に指定されなかった地域や特定事業等が位置づけられなかった施設等においても、各施設設置管理者がバリアフリー法の責務を理解し、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

本市では、市が新設及び改修する施設等のバリアフリー化の推進に向けて、計画・設計段階における当事者意見の反映や、工事中における安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等に取り組みます。また、だれもが使いやすい施設を目指し、バリアフリー設備等の適正な利用を促進するとともに、多様な利用者に配慮した維持管理・運営を図ります。

さらに、関係者と締結する仕様書・契約書等において、施設等のバリアフリーに関する協議が円滑に行われるように記載の反映を徹底します。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

### ■全課共通事業

項目	事業内容
計画・設計段階	法令等の遵守及び本基本構想の共通配慮事項の反映
	計画・設計段階における当事者意見の反映（市民部会等との連携等）
	計画・設計に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
工事	安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等
	工事に関する仕様書等における、バリアフリーへの配慮等に関する記載の反映
維持管理・運営	改修時における当事者意見の反映（市民部会等との連携等）
	維持管理・運営に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
	執務室内及びそこに至る動線の整理整頓と十分な幅員の確保
	主要な通路の十分な幅員の確保（段差がない、障害物の撤去等）
	だれもが使いやすい窓口や記入台の設置（車いす使用者が利用しやすい構造の場所を設けるとともに、椅子を設置するなど利用者に配慮）
	施設利用者が使いやすい駐輪場（整備及び定期的な整理・整頓）
建物・土地の賃貸借	建物・土地の賃貸借に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映（重点整備地区内の場合）

## (6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進

災害時や緊急時においても、だれもが必要な情報を多様な方法での取得でき、避難所で安心して過ごせるような環境整備の推進が必要です。

本市では、平常時・発災時・避難時の各段階において、多様な手段により適切な情報提供を行うとともに、各課個別事業として、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、災害情報発信ツールの提供、避難所における多言語シート、多目的簡易ベッド、パーテーション等の整備を進めます。また、緊急時の通報システムにおけるバリアフリー対応の充実化を図ります。

### ■全課共通事業

項目	事業内容
平常時	避難所に関する情報や各種ハザードマップ等について、視覚障害者等にも配慮した情報提供を行う。
	避難所のバリアフリー化を推進し、情報を提供する。
発災時	災害の状況について、多様な手段による情報提供を行う。
避難時	避難者に必要な情報を伝えるために、多様な手段による情報提供を行う。

## (7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進

各種イベントや会議、講演、選挙等において、だれもが参加しやすいようにバリアフリーに配慮した案内や会場設営、運営に努める必要があります。

各種イベントや会議、講演等の計画時には、必要に応じて、障がい者や子育て世代の参加に配慮した取組を実施する必要があります。また、実施時には、多様な参加者に配慮した席の設置や休憩スペースの確保、筆談具等の設置及び設置に関する案内の提示等に取り組んでいきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

### ■全課共通事業

項目	事業内容
計画時	だれもが参加しやすい方法への配慮（オンライン参加や動画配信への対応等）
	障がい者が参加しやすい方法への配慮（点字テキストの準備、手話通訳者及び要約筆記者の手配、車いす使用者用の席（傍聴席を含む）の設置 等）
	子育て世代が参加しやすい方法への配慮（託児サービスの手配、児童・乳幼児の同伴等が可能な席（傍聴席を含む）の設置 等）
実施時	休憩スペースの確保

## (8) バリアフリー整備等に係る予算への対応

重点整備地区における目標年次までの特定事業等の着実な実施や、市が主体となって取り組む事業の推進に向けて、バリアフリー整備等に必要な資金の調達が必要です。

国や県の補助金制度等の活用も含め、予算を確保することにより、バリアフリー整備等を着実に推進していきます。別途、各課個別事業に取り組んでいきます。

### ■全課共通事業

項目	事業内容
予算	バリアフリー化に関する予算計上及び次年度予算の確保
補助金等	事業の実施に向けて、国や県等の補助金制度を活用

## 第8章

# 重点整備地区

### —茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—

#### 1 重点整備地区の基本的な方針

##### (1) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の特徴・位置づけ

本市を代表する商業地・業務地であるとともに、各種公共公益施設が集中しており、本市の産業経済、行政サービス、文化等の中核的な機能を有しています。

また、『ちがさき都市マスタープラン』では中心市街地地域に区分されており、“都心的機能を持ったにぎわいのあるまち”を将来像として、多様な人が集う都市型交流をはぐくむ都市拠点の創出を目指すとともに、歩行者を中心とした機能的でだれもが利用のしやすい交通体系の整備を進めることとしています。

旧基本構想における特定事業計画\*の完了事業は124件35%(令和4(2022)年度末)であり、未完了事業や継続事業を引き続き推進するとともに、新たな課題に対応した事業の設定が求められています。

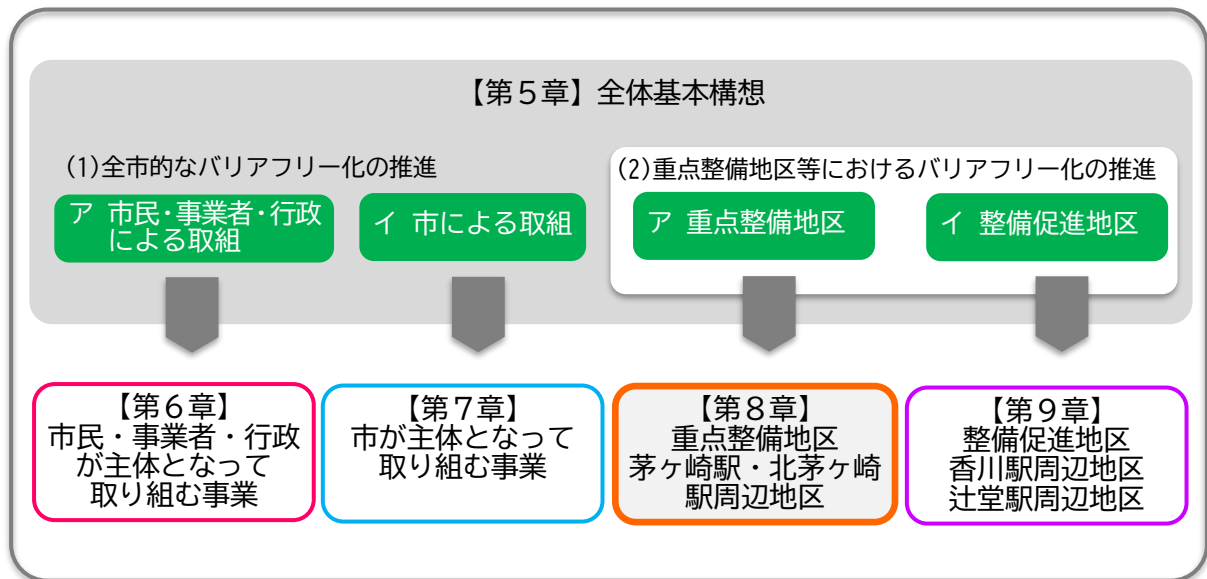


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## (2) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺のバリアフリー化の方針

以下の7つの方針に基づき、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、“だれもが安心して過ごせるまちづくり”の実現を目指します。

- ① 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上
- ② 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上
- ③ 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保
- ④ 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進
- ⑤ 公共サイン整備の推進
- ⑥ 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進
- ⑦ 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

### ① 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上

- ・茅ヶ崎駅周辺は、平成14(2002)年に策定した『茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画』に基づき、安全な歩行空間の整備や、駅ビル内自由通路、駅前広場(ペDESTリアンデッキを含む)が一体的に整備されましたが、地域の骨格となる道路で歩道が設置されていない箇所がまだあります。駅周辺道路における安全な歩行空間の確保を推進します。
- ・また、歩道が設置された道路においても、歩車道の段差解消やバス停留所の整備など、さらなるバリアフリー整備によるだれもが移動しやすい環境づくりの実現に取り組めます。

### ② 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上

- ・北茅ヶ崎駅は、改札からホームまでの経路がバリアフリー化されておらず、車いす利用者等の利用が困難な状況です。
- ・『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化の達成目標として、1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅及び1日平均乗降客数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅は、令和7(2025)年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。北茅ヶ崎駅は、1日平均乗降客数が約5,000人であることを踏まえ、令和7(2025)年度までのバリアフリー化を推進します。
- ・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化にあたっては、周辺からのアクセス性にも考慮した検討を目指します。



### ③ 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保

- ・中心市街地としての回遊性を高め、多様な交流を促進するため、公共交通や道路のバリアフリー整備にあわせて、沿道の建築物や路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を図り、移動や施設利用の連続性の確保を推進します。
- ・また、商店街などの小規模建築物においてもバリアフリー化を推進します。

### ④ 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進

- ・市立病院は、基本理念に「健やか・共創」を掲げ、急性期医療を担う地域の基幹病院として地域医療の発展に貢献しています。また、市内各駅を結ぶバスの結節点となっており、停留所のバリアフリー化や、多様な移動者を想定した案内の充実が求められます。
- ・だれもがいきいきと暮らすふれあいあふれる地域づくりを実現するため、市立病院も含めた一体的なバリアフリー化を推進します。

### ⑤ 公共サイン整備の推進

- ・茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺には、各種公共公益施設や商業施設などが立地し、多くの市民や来街者が訪れます。そのため、公共交通機関から目的の施設まで迷うことなく訪れることができるだれにでもわかりやすい公共サイン整備を推進します。

### ⑥ 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

- ・高齢者、障がい者等が安心して居住できる環境をつくるため、バリアフリー化された施設の運用面での課題（視覚障がい者誘導用ブロック上の障害物、車いす使用者用トイレ\*の利用者の拡大により本当に必要な人が利用できない等）改善に向けたマナー向上や、高齢者、障がい者等への理解促進など、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進します。

### ⑦ 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

- ・ビーチや商店街など本市を代表する観光地においては、来街者が安心して訪れることができるように、情報提供や交通アクセスの向上、観光地のバリアフリー整備など「観光バリアフリー」を推進します。

## 2 重点整備地区の位置及び区域

### (1) 生活関連施設

バリアフリー法では、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設の対象としています。また、「建築主等は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

従って、重点整備地区内で対象とする生活関連施設は、特別特定建築物の内容も踏まえながら、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、駅を中心とした徒歩圏（概ね 500m～1km 以内の範囲）に立地している施設を対象とします。

なお、駅からの徒歩利用が想定される海岸付近の施設や、バスターミナルとして拠点性の高い市立病院など、1km 圏外の施設においても、施設までの経路のバリアフリー整備が求められる施設は生活関連施設に設定しています。

表 重点整備地区における生活関連施設の設定の考え方

種別	生活関連施設に設定する施設	設定の考え方
市役所・支所	市役所・支所	公共性が高く、高齢者、障がい者等を含む不特定多数の利用者が見込まれるため設定
文化・教育・スポーツ施設	文化会館・図書館・美術館・博物館・体育館・地域集会施設（コミュニティセンター）・青少年会館 等	
福祉施設等	社会福祉協議会・子育て支援施設・障がい者支援施設・高齢者支援施設 等	
病院	総合病院（病床数 100 床以上）	
主な官公署等	保健所・郵便局（支店） 等	
大規模店舗	店舗面積が 2,000 ㎡以上の大規模小売店舗	公共性が高く、バリアフリー法の基準適合義務が課せられる施設のため設定
宿泊施設	客室数 50 以上のホテル又は旅館	
駐車場	駐車のために供する面積が 500 ㎡以上かつ料金徴収のある市営駐車場	都市公園や海水浴場のうち、2ha以上で近隣又は広域からの利用が見込まれるため設定
都市公園等	近隣公園・地区公園・広域公園・特殊公園・海水浴場 等	
その他	協議会や市民意見を踏まえて生活関連施設に設定	地域活動（防災訓練）等で使用する中心市街地の小中学校

表 生活関連施設一覧

種別	名称
市役所・支所	茅ヶ崎市役所
	茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市民文化会館
	茅ヶ崎市立図書館
	茅ヶ崎市美術館
	茅ヶ崎市総合体育館
	茅ヶ崎市体育館
	茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
	高砂コミュニティセンター
	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
	茅ヶ崎市勤労市民会館
	茅ヶ崎市青少年会館
	茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス ※名称変更
ちがさき市民活動サポートセンター	
福祉施設等	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
	茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
病院	茅ヶ崎市立病院
	茅ヶ崎中央病院
	茅ヶ崎徳洲会病院
官公署等	茅ヶ崎市保健所 ※名称変更
	茅ヶ崎郵便局
大規模店舗	ラスカ茅ヶ崎
	ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 ※名称変更
	イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
	イオン茅ヶ崎中央店
	イオンスタイル湘南茅ヶ崎 ※名称変更
	島忠 茅ヶ崎店 ※名称変更
	フレスポ茅ヶ崎
宿泊施設	東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口
駐車場	茅ヶ崎第2駐車場 ※新規生活関連施設
	茅ヶ崎第3駐車場 ※新規生活関連施設
	茅ヶ崎第4駐車場 ※新規生活関連施設
都市公園等	第一カッターきいろ公園 ※ネーミングライツによる中央公園の愛称（契約期間：令和 8（2026）年 3 月末まで）
	茅ヶ崎公園
	高砂緑地
	サザンビーチちがさき
その他	茅ヶ崎小学校
	梅田小学校
	梅田中学校

## (2) 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法の定義（生活関連施設相互間の経路）を勘案して、駅周辺の歩行者の主要な動線、ならびに鉄道駅や主要施設、主要施設間を結ぶ主な経路を基本とし、道路、駅前広場、自由通路等をバリアフリー法に基づく生活関連経路に設定しました（主要経路）。

また、主要経路以外の経路においても、地域の骨格となる経路や生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路等は、生活関連経路に設定し（補完経路）、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を進めます。

表 重点整備地区における生活関連経路の設定の考え方

経路名称		設定の考え方
生活 関連 経 路	主要経路	・生活関連施設相互間の経路
	補完経路	・地域の骨格となる経路 ・生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路

### (3) 重点整備地区

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、重点整備地区の要件について、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、そして移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区としています。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の区域は、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含み、重点的かつ一体的なバリアフリー整備が必要な地区を設定します。具体的には、『ちがさき都市マスタープラン』における中心市街地地域、かつ、茅ヶ崎駅を中心とした徒歩圏(概ね 500m~1km 以内の範囲)を基本とし、本市を代表とする観光スポットであり主要な施設も多く集積する海岸側や、交通拠点としても機能性が高い茅ヶ崎市立病院のある北茅ヶ崎駅の東側を加えた範囲を重点整備地区に設定しました。なお、重点整備地区の境界は、道路や河川、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の重点整備地区図を次ページに示します。

(面積:約 310ha)

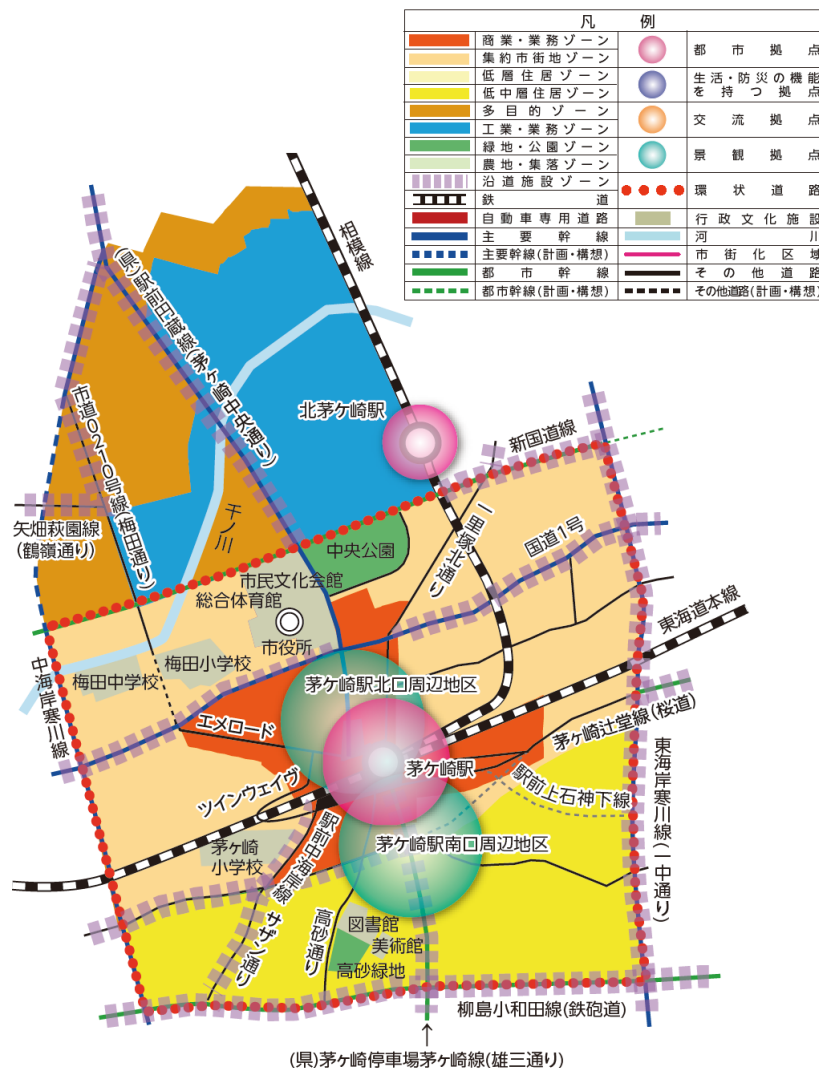
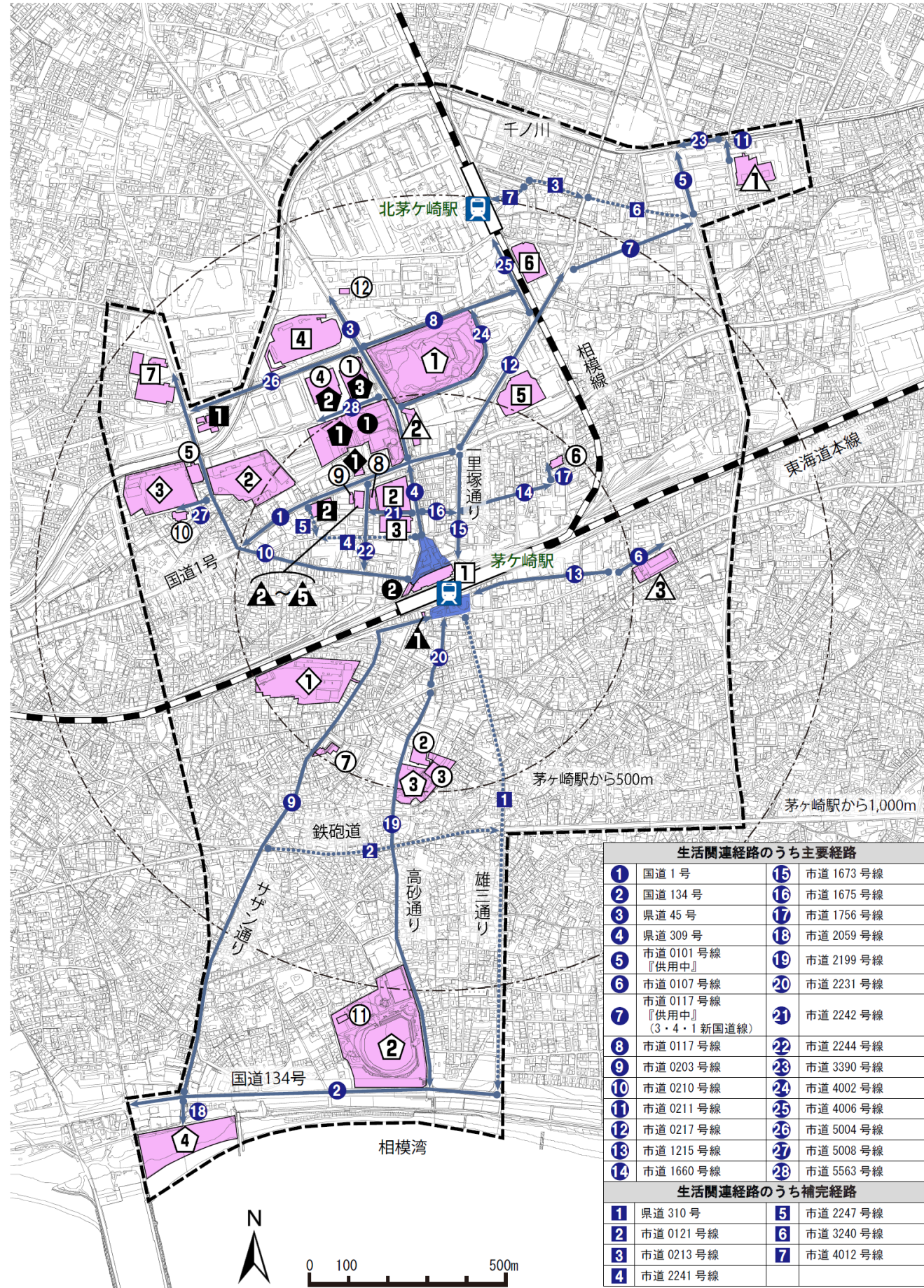


図 『ちがさき都市マスタープラン』 中心市街地地域整備方針図



# 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺 重点整備地区



## 市役所・支所

- 1 茅ヶ崎市役所
- 2 茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）

## 文化・教育・スポーツ施設

- 1 茅ヶ崎市民文化会館
- 2 茅ヶ崎市立図書館
- 3 茅ヶ崎市美術館
- 4 茅ヶ崎市総合体育館
- 5 茅ヶ崎市体育館
- 6 茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ヶアセンター・子どもの家「茅っ子」）
- 7 高砂コミュニティセンター
- 8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
- 9 茅ヶ崎市勤労市民会館
- 10 茅ヶ崎市青少年会館
- 11 茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
- 12 ちがさき市民活動サポートセンター

## 福祉施設等

- 1 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
- 2 茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- 3 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- 4 老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- 5 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）

## 病院

- 1 茅ヶ崎市立病院
- 2 茅ヶ崎中央病院
- 3 茅ヶ崎徳洲会病院

## 主な官公署等

- 1 茅ヶ崎市保健所
- 2 茅ヶ崎郵便局

## 大規模店舗

- 1 ラスカ茅ヶ崎
- 2 ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT茅ヶ崎店
- 3 イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
- 4 イオン茅ヶ崎中央店
- 5 イオンスタイル湘南茅ヶ崎
- 6 島忠 茅ヶ崎店
- 7 フレスポ茅ヶ崎

## 宿泊施設

- 1 東横INN湘南茅ヶ崎駅北口

## 駐車場

- 1 茅ヶ崎第2駐車場（市役所駐車場）
- 2 茅ヶ崎第3駐車場（総合体育館駐車場）
- 3 茅ヶ崎第4駐車場（市民文化会館駐車場）

## 都市公園等

- 1 第一カッターきいろ公園（中央公園）
- 2 茅ヶ崎公園
- 3 高砂緑地
- 4 サザンビーチちがさき

## その他

- 1 茅ヶ崎小学校
- 2 梅田小学校
- 3 梅田中学校

図 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区 重点整備地区図



### 3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項

#### (1) バリアフリー化に関する主な基準等

重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合、関連するガイドラインや条例等に留意した整備の推進が基本となります。

重点整備地区外においても、施設等の新設・改修する際には、以下の基準やガイドライン等に留意した整備を推進し、市内のバリアフリー環境のボトムアップを目指します。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	特定事業項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	路外駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和4年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和4年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和4年3月改訂
	道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和4年6月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和4年3月改訂
	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和4年6月
条例等	公共交通・道路・建築物・路外駐車場・都市公園等	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県 令和4年10月改正
		神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック	神奈川県 平成31年3月
	道路	茅ヶ崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	茅ヶ崎市 平成25年3月
	都市公園	茅ヶ崎市都市公園条例	茅ヶ崎市 昭和59年3月

## (2) バリアフリー化の整備推進に向けた共通の配慮事項

多様な市民参加による取組で頂いた市民意見や、バリアフリー法の改正、移動等円滑化基準等を踏まえ、施設設置管理者がバリアフリー化に取り組む際の配慮事項を整理しました。生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者に対して、新設・改修等に併せた基準適合に加え、重点整備地区内のさらなるバリアフリー化に向けて、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

特定事業ごとに共通の配慮事項を整理しますが、教育啓発特定事業に関連するバリアフリー配慮事項は、それぞれの特定事業に関連するバリアフリー配慮事項の中で整理しています。

### ア 公共交通特定事業

#### (ア) 鉄道のバリアフリー化

##### a 旅客施設（鉄道駅）

###### (a) 茅ヶ崎駅

茅ヶ崎駅は、改札口のある2階部分が北口と南口をつなぐ自由通路となっており、各出口～改札口、改札口～各ホームまでのバリアフリールート\*は確保されています。また、平成 27(2015)年には自由通路の一部や駅設備（エレベーター、車いす使用者用トイレ等）が改修されるなど、駅のバリアフリー化は実施されています。さらに、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に遵守義務が課されたことにより、バリアフリー設備を用いた役務の提供が定着化し、駅員による対応が充実しました。

一方で、利用者が多い駅であり、混雑時のホームや通路では、視覚障がい者等が転落や衝突の危険を感じています。また、ベビーカー利用者が多く、エレベーター利用時に並ばなくてはいけない状況が生じています。車いす使用者用トイレでは、利用者が集中してしまい、車いす使用者などが使えない状況や、利用のマナーが守られない状況が生じています。案内・情報提供については、平常時に加えて非常時においても、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

また、AI\*や IoT\*を活用した DX(デジタルトランスフォーメーション)\*が加速する中、最新の技術の活用や技術の向上により、障がい者等が単独で乗降できるような整備が求められています。

表 旅客施設（茅ヶ崎駅）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
通路	通路の安全対策（混雑時）
ホーム	ホーム上の安全対策（可動式ホーム柵*設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小等）
	乗車位置の明示（車いす使用者）
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮（やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等）
教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
	利用ルール啓発（駅利用者へのエレベーターや車いす使用者用トイレなど）
役務の提供等	駅員による役務の提供の徹底と人的対応の充実
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達等）

（b）北茅ヶ崎駅

北茅ヶ崎駅は、地上にある改札口とホームが跨線橋で連絡されており、移動には階段を使う必要があります。バリアフリートイレもなく、バリアフリー化は未実施の状況です。

また、駅員が常駐しておらず無人化の時間帯がある駅であり、車いす利用者などが日常的に駅を利用することは難しい状況です。

表 旅客施設（北茅ヶ崎駅）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
通路	バリアフリー化された経路の確保（改札口からホームまで）
ホーム	ホーム上の安全対策（内方線付点状ブロック*の設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小等）
券売機	移動等円滑化基準に沿った設備改良（券売機の蹴込み*の設置など）
トイレ	バリアフリートイレの設置（多様な利用者への適切な対応）
案内	音声案内の充実（無人化の時間帯など）
教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
役務の提供等	駅員による案内やサポートなどの対応の充実
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達等）

b 車両等

各車両に優先席が設けられるとともに優先利用に関する案内が提示されており、利用マナーに関する理解は広まっているものの、未だに優先利用が必要な人が利用できない状況があります。ポスター掲示や車内放送での呼びかけなど、引き続き、利用者へのマナー啓発を行う必要があります。

また、車いすスペースについても、同様に利用者へのマナー啓発が必要です。

車内の案内・情報提供については、旅客施設と同様に、平常時に加えて非常時においても、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

表 車両等（鉄道）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮（やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等）
教育啓発等	マナー啓発（駅利用者への優先席や車いすスペースの優先利用）
	乗務員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）

<参考> 旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化

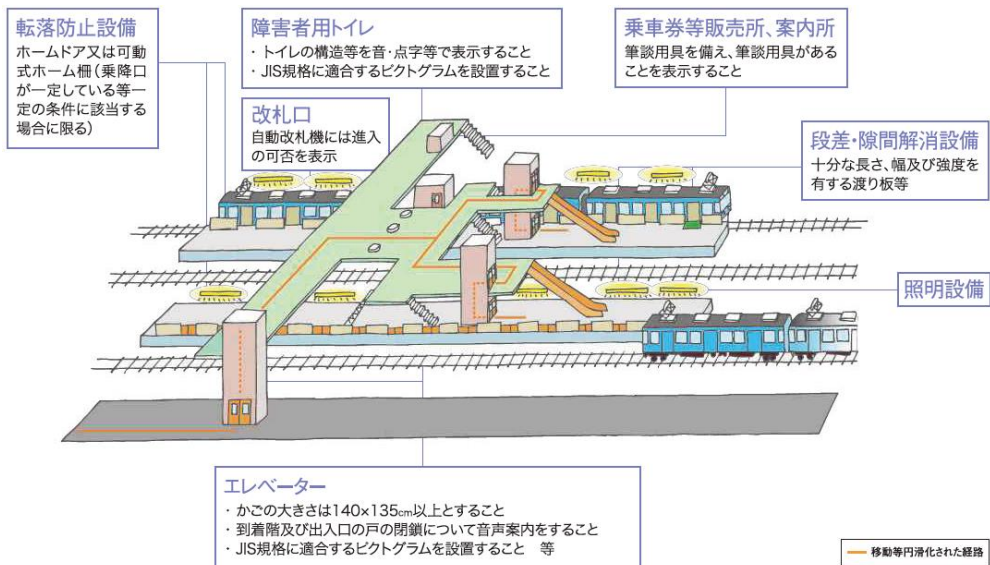


図 バリアフリー化された旅客施設（鉄道駅）のイメージ

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



写真 可動式ホーム柵(左) 内方線付点状ブロック(右)



## (イ) バスのバリアフリー化

### a 車両等

#### (a) 路線バス

茅ヶ崎駅周辺は多くのバス路線が集中しており、高齢者、障がい者を含む多くの市民が日常的にバスを利用しています。低床バスの導入や、大きな画面の車内電光掲示、リアルタイムの運行情報がスマートフォンで検索できるなどのバリアフリー化が進んでいます。

一方、市民意見では、車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供やベビーカー利用者の使い勝手、バス停留所への止め方による乗降のしにくさなどについて改善の余地があると指摘されています。

令和5(2023)年3月には、障がい者用のICカードが導入され、ICカードをかざすだけで割引運賃での乗車が可能となりましたが、引き続き、乗務員による役務の提供やサポート、障がい理解の促進が必要です。

#### (b) コミュニティバス

コミュニティバスえぼし号は、バスとタクシーの間の役割を果たすことを目指して平成14(2002)年に運行が開始しました。既存のバス路線が行き届かなかった地区を中心に、狭い道路も含めて身近な交通手段を提供するために、全車両ノンステップバスによる運行がされています。特に中海岸南湖循環市立病院線では車いす利用者も含め利用者が多く、市立病院での乗り継ぎも多く見られます。

表 車両等(バス)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
乗降口	バリアフリー化された車両への代替(ノンステップバスなど)
	設備の使用方法の案内(ベビーカーの固定方法の説明などの改善)
	障がい者仕様のICカードの導入
案内・情報提供	行先が複数あるバス停留所での案内や情報提供(車外アナウンス等)
教育啓発等	乗務員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応)
	乗客への啓発を実施(高齢者、障がい者等への座席の譲り合いや障がい理解等に関する声かけ・ポスター掲示・動画を流す等)
役務の提供等	安心・安全な乗降の提供(バス停留所への正着*やニーリング*(車両を傾けて勾配を緩和する)の徹底)
	円滑な乗降に必要なサポートの徹底(車いす利用者やベビーカー)
	筆談具やコミュニケーション支援ボード*の設置及び設置に関する案内の提示
その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮(多種多様な方法による情報伝達等)

b その他

(a) 路線バス

市民意見では、バス停留所の構造、バス停留所の案内などについて改善が必要と指摘されています。道路管理者と連携した取組の推進が必要です。

(b) コミュニティバス

市民意見では、便利に利用しているという意見が多い一方、十分な歩道幅員がないところに設置されたバス停留所での危険や場所のわかりにくさの指摘があり、バス停留所の安全対策について道路管理者と連携した取組が必要です。

表 その他(バス)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
バス停留所	バス停留所へのベンチ・上屋の設置や安全な待合空間の確保(道路管理者や沿道との協議)
	バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良(道路管理者との連携)
案内・情報提供	バス停留所の案内の充実(時刻表にノンステップバス運行の表示、わかりやすい路線図、乗継案内、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)
	音声案内や電光掲示による情報提供(バス停留所へのバス接近表示システム*)

<参考> バスのバリアフリー化



図 バリアフリー化された車両等(バス)のイメージ

出典:神奈川中央交通(株)ホームページ

(ウ) タクシーのバリアフリー化

a 車両等

旧基本構想策定時に実施したアンケート調査では、障がい者が日常的にタクシーを利用する傾向があることがわかりました。車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー\*や福祉タクシー\*の導入や、利用者への丁寧で適切な対応について改善の必要性が指摘されています。

表 車両等(タクシー)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
乗降口	車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの導入
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮(やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等)
教育啓発等	乗務員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応等)
役務の提供等	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	乗務員による役務の提供の徹底(多様な利用者への適切な対応)
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮(多種多様な方法による情報伝達 等)

<参考> タクシーのバリアフリー化



写真 ユニバーサルデザインタクシー

出典:(一社)神奈川県タクシー協会ホームページ

	
「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において認定レベル2*を満たした一般車両	「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において認定レベル1*を満たした一般車両

図 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度マーク

参考:国土交通省ホームページ

## イ 道路特定事業

### (ア) 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の道路は、茅ヶ崎駅北側については主要な道路に歩道が設置され、地下横断歩道のバリアフリー化（エレベーター設置）がされているなど、バリアフリー化が実施されています。駅南側については、歩道の狭い道路やない道路が多く、バリアフリーネットワークの形成に向けて課題が多い地域となっています。

重点整備地区全体として、自転車利用が非常に多く、歩行者が危険を感じている状況が多く指摘されています。また、歩道のある道路では、交差点や路肩の端部、自動車の乗り入れ部などの横断勾配や、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置や破損箇所の補修、溝幅の大きいグレーチング等についても多くの指摘がされています。

歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実情に合わせて可能な交通安全対策について、交通管理者と連携して取り組み、安全な歩行空間の確保が必要です。

駅前広場については、一般的な道路に必要なバリアフリー化とあわせ、乗降場やバス案内、トイレ、駅出入口周辺の動線などへの配慮や、ペDESTリアンデッキのエレベーターの利便性向上が必要です。

商店街のある道路では、駐輪スペースや花壇、石畳風の舗装などによる景観向上と歩きやすさの確保について議論があり、みちづくりへの市民意識の共有が必要との意見が示されました。また、視覚障がい者誘導用ブロックが車いす使用者にとってはがたつきの原因になるなど、障がいと感ずることの違いで意見が対立する場合があることに留意し、相互理解を深めることが重要であるという意見がありました。

表 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
歩道等	移動等円滑化基準に適合した整備（2m以上の幅員、平坦で滑りにくい舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等）
	がたつきの解消（車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用）
	歩行者の安全性の向上（自転車通行空間の明示）
	歩道と車道の勾配を解消（車両乗り入れ部や交差点部）
	視覚障がい者が認識でき、車いすが円滑に通行できる歩車道境界ブロックの整備
	視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置（歩車道境界やバス停留所・生活関連施設前等の必要な箇所への設置、JIS規格*への適合、周囲との色の差の確保、ブロックの両側（60 cm 程度）は障害物を設けない 等）
	側溝のフタ（グレーチング）等の改良（白杖や車いすの移動の障がいとならない目の細かいものに改良）
	バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造に改良
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮

項目	配慮事項
	商店街等では、沿道店舗と連携した出入口部の段差解消やたまり空間の確保
	沿道敷地と連携した段差の解消（生活関連施設等への円滑なアクセス）
	歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施（路肩の拡幅、平坦化、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等）（交通管理者と連携）
駅前広場	タクシー乗降場の構造（高齢者、障がい者との利用に配慮）
駅前広場・立体横断施設	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや稼働時間を確保
	駅前広場・立体横断施設などのエレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、大きくわかりやすいピクトグラム（標準案内用図記号）等を活用
立体横断施設	歩道橋のバリアフリー化（エレベーターの設置、スロープの設置、交通管理者と連携し撤去・平面横断化等）
踏切	安全な歩行空間の確保（歩車道分離、斜め踏切の改良、踏切内の平滑化等）（鉄道事業者と連携）
	視覚障がい者の安全な誘導対策の検討（視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置等）（鉄道事業者と連携）
案内	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい公共サイン（地図や施設案内、通り名称表示等）を設置（必要に応じ点字表示、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
安全対策	歩道等の適正な機能を確保（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車、歩道を狭める看板、商品陳列などへの指導）
	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化（違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や本市との連携）
維持管理	適切な維持管理（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）
教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（交通管理者と連携）
	市民が使い方を共有できるみちづくりへの取組（参加型取組）



<参考> 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化

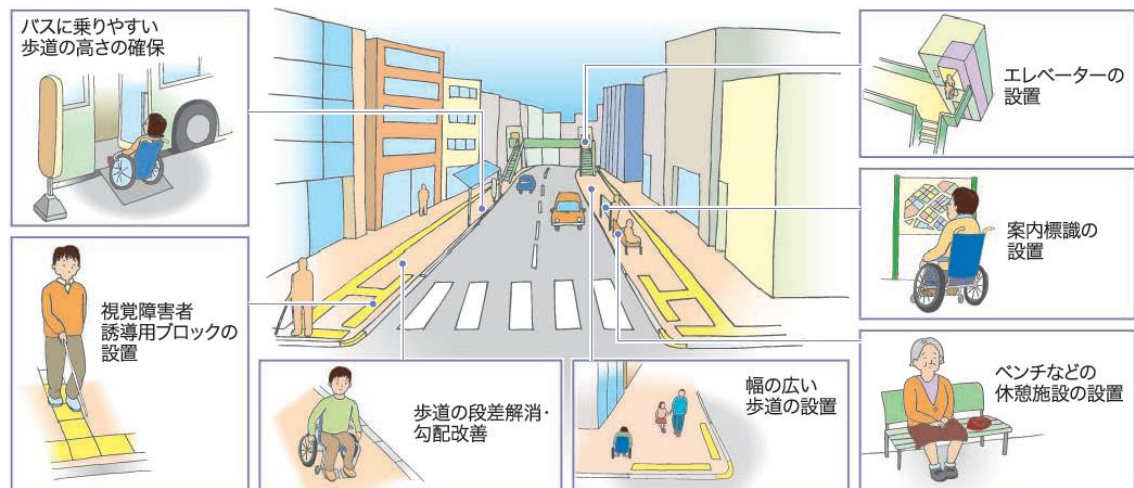


図 道路のバリアフリー化

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



写真 視覚障がい者誘導用ブロック(左) 案内板・案内サイン(中) 安全対策(カラー舗装化)(右)

## ウ 交通安全特定事業

### (ア) 交通安全施設（信号機等）のバリアフリー化

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の交通安全施設については、茅ヶ崎駅付近の交差点などで音響式信号機\*が設置されているものの、横断歩道へのエスコートゾーン\*は未設置であり、地区全体を見るとバリアフリー化が実施されていない箇所が多くあります。また、市民意見では、音響式信号機について、音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や押しボタンの設置位置の改善等が指摘されています。また、信号機のバリアフリー化の他、歩車分離式交差点での安全対策や、青時間が短く渡りきれない交差点、反射して見えにくい信号機の改良などが指摘されています。

表 交通安全施設のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
信号機等	バリアフリー化された信号機の設置（音響式信号機、経過時間表示式信号機*等）
	主要な交差点へのエスコートゾーンの設置（特に変則的な形状の交差点内への設置を推進）
	通行時間の確保（適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置）
	標識・標示、信号機の見やすさ（高輝度*化やLED化等）
	音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入（または時間制限の見直し、押しボタンの設置位置の改善）
安全対策	歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施（路肩の拡幅、区画線の連続設置、一方通行化、駐停車抑制策等）（道路管理者と連携）
	見やすく、わかりやすい案内表示を設置（歩車分離信号の交差点では、自転車の横断方法や斜め横断禁止）
	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化（違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携）
教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（道路管理者や市との連携）

#### <参考> 信号機等のバリアフリー化



写真 音響式信号機(左) 経過時間表示式信号機(中) エスコートゾーン(右)

出典:神奈川県警ホームページ

## エ 建築物特定事業

### (ア) 建築物のバリアフリー化

生活関連施設に設定した建築物については、整備年度や大規模改修の状況、施設の種類・規模などによって、バリアフリーの状況は様々です。

市民意見では、施設を利用するにあたって移動に関することやトイレ、エレベーター、窓口・案内などのハード整備に関する事、人による支援や心のバリアフリーなどのソフト施策に関する事などについて多くの意見が示されました。

建築物のバリアフリー化の推進について、以下に共通して配慮していただきたいことを整理しています。各施設の管理者は、該当する内容について、改善の可能性を検討することが求められます。

表 建築物のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
出入口・敷地内通路	バリアフリー化された出入口・敷地内通路の確保（道路から主要な出入口には段差や溝を設けない、通行しやすい扉（自動ドアなど）、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低 80cm、90cm 以上が望ましい）等）
通路（廊下）	主要な通路における段差の解消（スロープの設置 等）
	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮（120cm 以上を確保）
	待合室やロビーなど多くの人が集まる場所では、車いす使用者がとどまることができるよう、いす等のない空間を確保
上下移動	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや基数を確保
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保（150cm 角以上）
	安心して利用できる階段に配慮（両側手すりの設置、段を突き出さない、段鼻の色の強調、点字での行先表示 等）
トイレ	バリアフリートイレの設置（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備）
	車いす使用者用トイレの利用集中の回避（ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等）
	男女別トイレの改善（洋式化、子供用便座、手すり、車いす使用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便房 等）
	トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等）
	非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
	バリアフリートイレに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示 等）

項目	配慮事項
	乗降時等に雨に濡れないように配慮（車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置する 等）
	利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮（車いす使用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する 等）
駐輪場	施設利用者の駐輪場の整備及び定期的な整理・整頓（利用しやすい広さ・スタンド等）
その他の設備	授乳室や乳幼児用ベッド、ベンチの設置
	貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内
	医療施設など、受付や窓口がある施設では、車いすに対応したカウンターを設け、聴覚障がい者に対応した呼び出し方法に配慮（電光掲示、バイブレーター 等）
	商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮
	来街者の多い施設などでは、障がいがあっても施設の魅力に触れられるような工夫に配慮
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図*、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等）
	トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置（視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮）
	視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置（道路境界や建物内の案内施設・エレベーター・階段前等の必要な箇所への設置、JIS 規格への適合、周囲との色の差の確保、ブロック上が足ふきマットや物などで覆われないように配慮 等）
	主要な出入口・エレベーター・エスカレーター・トイレ等には、視覚障がい者を安全に誘導するための音声誘導装置による案内を設置
	障がい者等への特別な配慮やサービスが可能な場合は、その内容をホームページや、施設のわかりやすい場所に掲示（筆談対応、個別案内、通用口の利用など）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
教育啓発	係員の教育を実施（多様な利用者への適切な対応 等）
	優先利用に関するマナー啓発（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
人的対応・接遇	バリアフリー整備が困難な場所や、障がい者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応の充実（総合案内やインターホンの設置、サービス介助士*の配置など）
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	駐輪場の整理整頓（出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮）
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮（聴覚障がい者への情報保障、1つ以上は有人レジとする 等）
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など）
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

<参考> 建築物のバリアフリー化

□ 出入口・敷地内通路

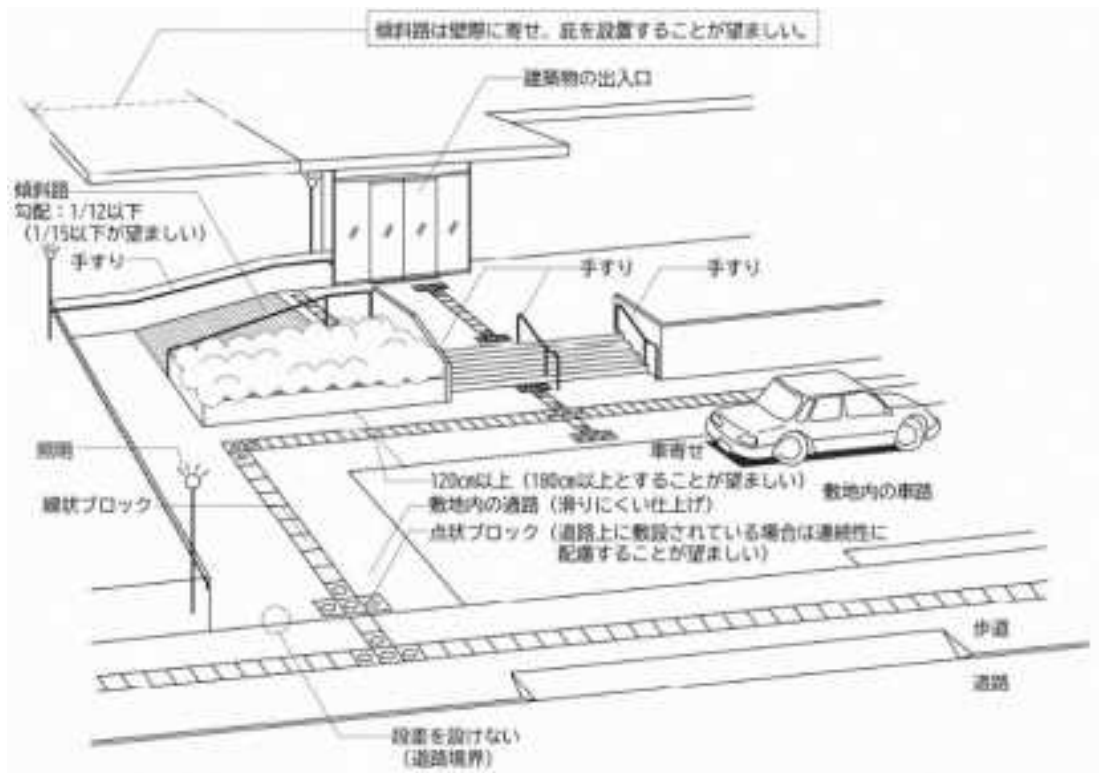


図 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

出典: 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



駅自由通路から出入口、インフォメーション(有人)まで視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置【ラスカ茅ヶ崎】



出入口手前に設置されたスロープ【茅ヶ崎市民文化会館】

写真 出入口(左) 敷地内通路(右)



□通路(廊下)

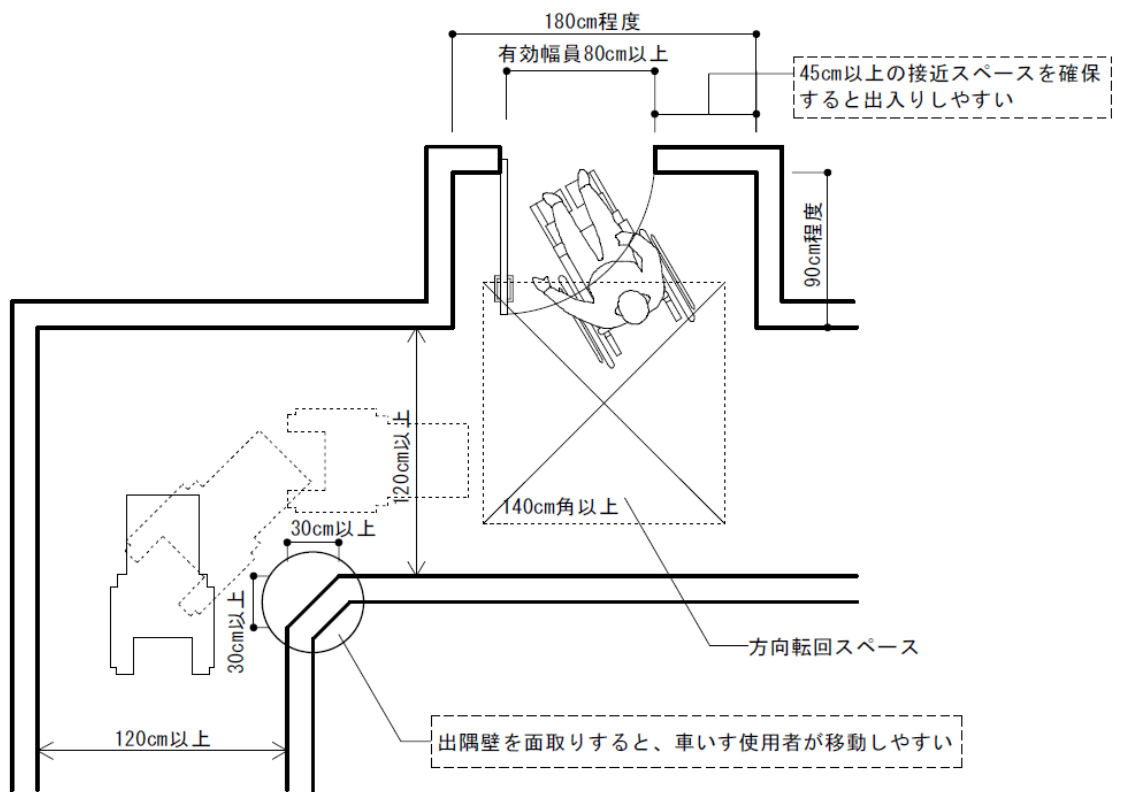


図 通路(廊下)のバリアフリー化

出典: 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



建物の内の通路にも視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置【茅ヶ崎市民文化会館】

写真 通路

## □上下移動

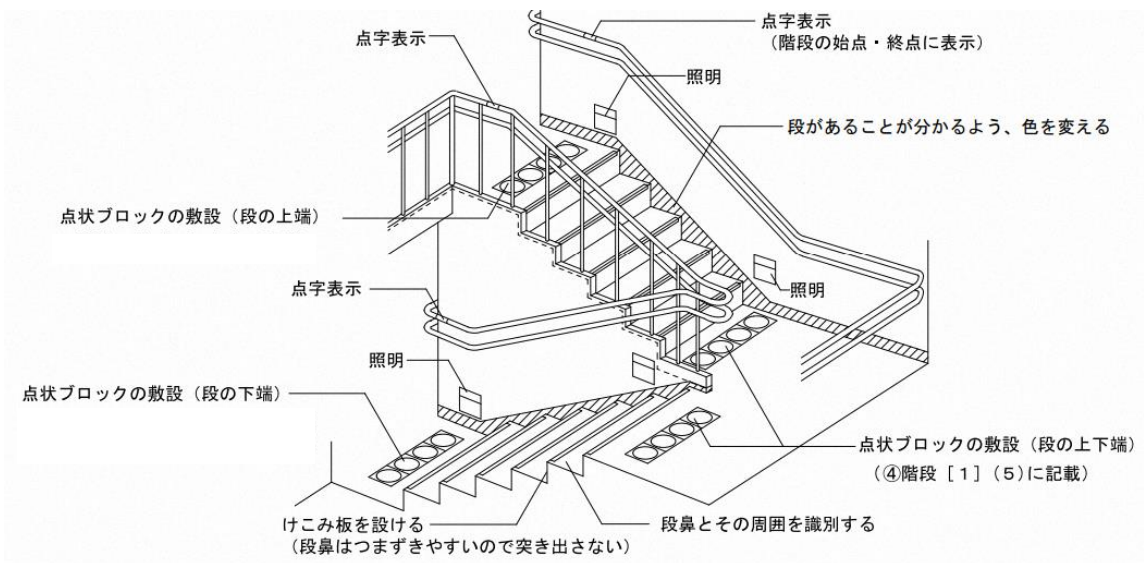
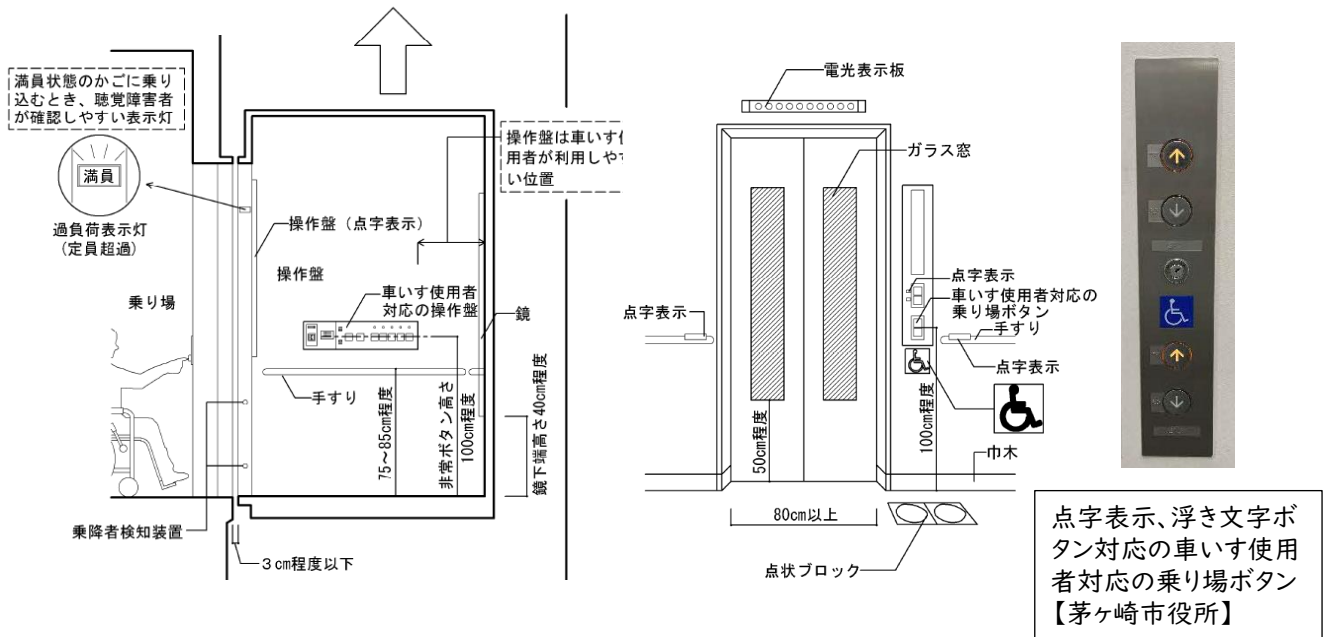
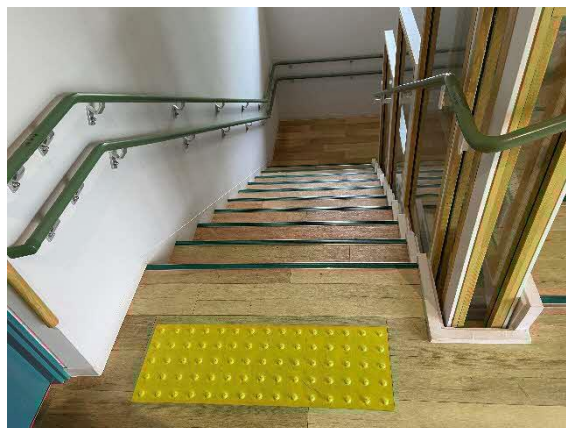


図 エレベーター・階段のバリアフリー化

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



両側手すり(2段)、段鼻の色の強調、点字での行先表示対応の階段【茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス】

写真 階段

## □トイレ

左図: ボタンの配置、右図: 利用集中を避ける便所の配置例(機能分散)

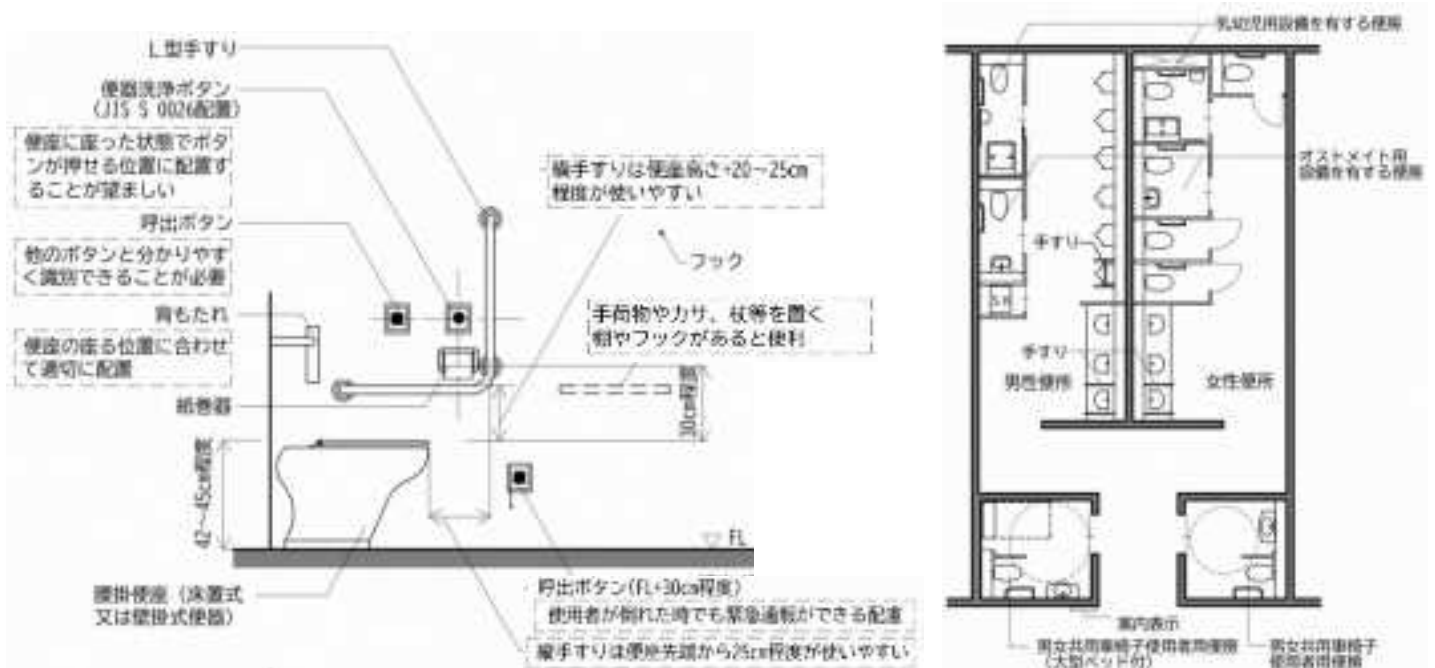


図 トイレのバリアフリー化

出典: 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



大型ベッドのある車いす使用者用トイレ  
【茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス】



ベビーベッドやベビーチェアは男女別トイレに配置されるなど機能分散されたトイレ【茅ヶ崎市役所】

写真 トイレ(左) トイレの案内(右)



□ 駐車場

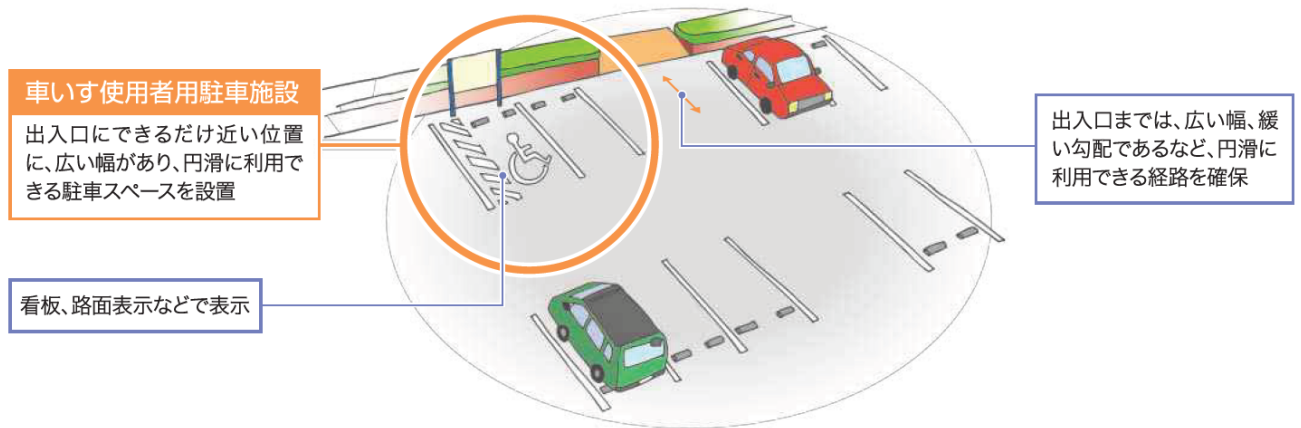


図 駐車場のバリアフリー化

出典：バリアフリー新法の解説(国土交通省、警察庁、総務省)



国際シンボルマークや路面の着色によりわかりやすく表示された車いす利用者用駐車施設【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】



車いす利用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置【茅ヶ崎市役所】

写真 駐車場(左)(右)

□ その他の設備



貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内【茅ヶ崎市役所】



車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーン【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】

写真 貸出し用車いす・ベビーカー(左) レジレーン(右)

□案内

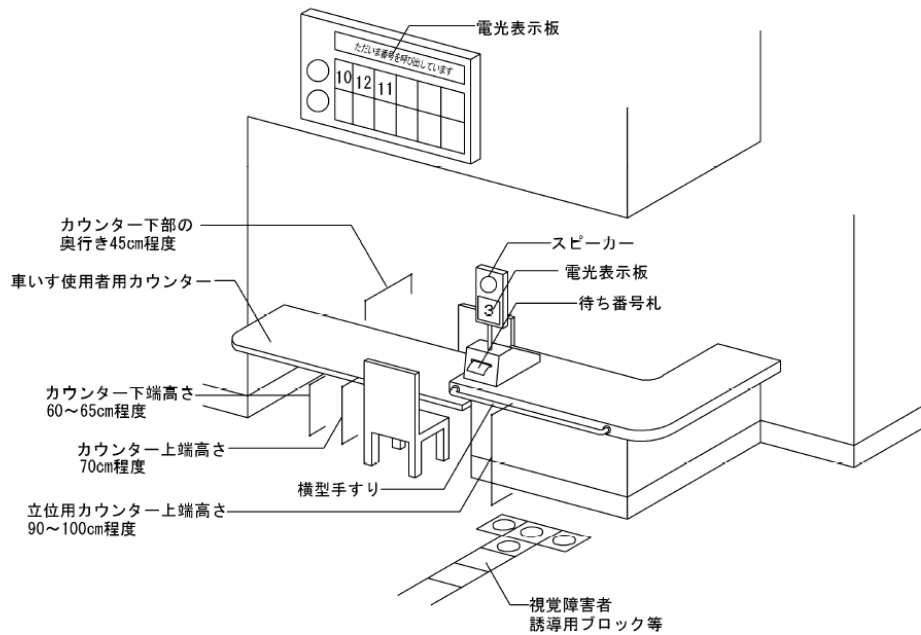


図 案内所のバリアフリー化

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



大きなピクトグラムが出入口に表示されたトイレ【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】

写真 トイレの案内

トイレに関する情報をホームページに掲載【ラスカ茅ヶ崎】

図 ホームページでの案内



□教育啓発



図 利用者へのマナー啓発ポスター

出典:国土交通省ホームページ



小学生を対象とした心のバリアフリー教室の実施【茅ヶ崎市】

写真 心のバリアフリー教室(左)(右)

□人的対応・接遇



出入口付近に設置されたインターホン【茅ヶ崎市市民文化会館】

筆談具・筆談アプリと設置を示す案内(耳マーク)

写真 インターホン(左) 筆談具・筆談アプリ(右)

オ 路外駐車場特定事業

(ア) 路外駐車場のバリアフリー化

市民意見では、車いす利用者用駐車施設の案内表示や乗降できる十分なスペースの確保、主要な出入口まで連続した屋根の設置に関する意見が示されました。

また、優先利用に関する利用者へのマナー啓発の推進や、車いす利用者等の利用に配慮した不正利用防止策の検討が求められています。

表 路外駐車場のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
出入口・敷地内通路	車いす利用者用駐車施設から主要な出入口までのバリアフリー化された通路の確保（段差や溝を設けない、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低 80cm、90cm 以上が望ましい）等）
駐車場	バリアフリー駐車施設*の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示 等）
	乗降時等に雨に濡れないように配慮（車いす利用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置する 等）
	利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮（車いす利用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する 等）
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（利用案内、弱視・色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発（車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

※路外駐車場のバリアフリー化のイメージは建築物特定事業の駐車場を確認。

## カ 都市公園特定事業

### (ア) 公園・緑地のバリアフリー化

生活関連施設に設定した公園等は、いずれも市内で特色のある施設です。今後のバリアフリー化の推進にあたっては、一般市民の他、高齢者、障がい者等を含む多様な来街者の利用を考慮した取組が求められます。

また、市内の公園には、障がいの有無に関わらずに遊ぶことが可能なインクルーシブ遊具\*が設置されました。重点整備地区内の公園においても導入の推進が必要です。

市民意見では、平坦でバリアフリー化された園路の確保やトイレの整備のほか、観光など来街者の利用を想定した案内、維持管理についての意見が示されました。

表 公園・緑地のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
園路	バリアフリー化された園路の確保（主要な動線はがたつきなどがなく、平坦で固くしまった舗装にする 等）
トイレ	バリアフリースイートの設置（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備）
	車いす使用者用トイレの利用集中の回避（ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等）
	男女別トイレの改善（洋式化、子供用便座、手すり、車いす使用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便房 等）
	トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等）
	非常事態を聴覚障がい者に知らせることができフラッシュライト等の設置
	バリアフリースイートに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
駐輪場	駐輪場の整理整頓（出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮）
遊具	インクルーシブ遊具の導入を推進
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等）
	トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置（視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
維持管理	トイレや園路の適切な維持管理（トイレ内の設備、園路の舗装、落ち葉 等）
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発（車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
	自転車利用者へのルール啓発

<参考> 公園のバリアフリー化

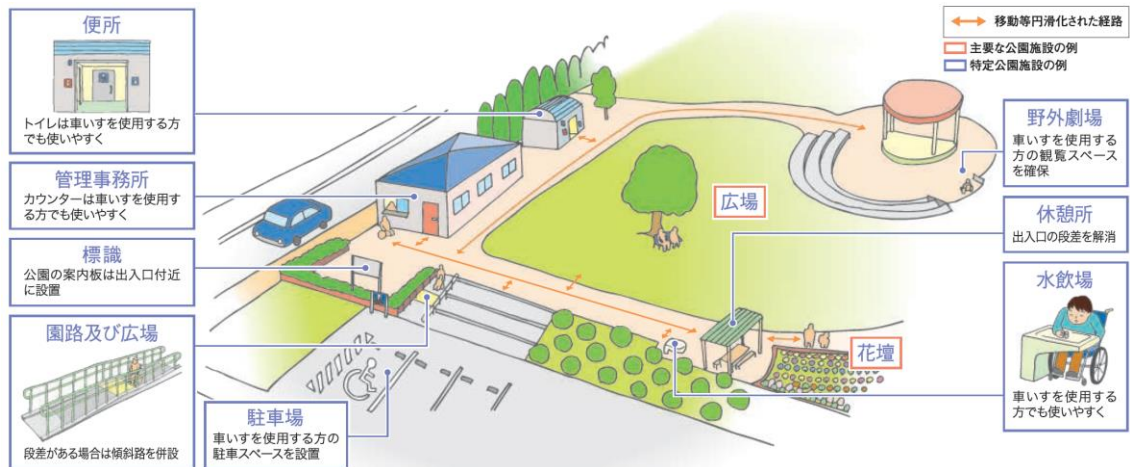


図 公園のバリアフリー化

出典:バリアフリー新法の解説(国土交通省、警察庁、総務省)



写真 インクルーシブ遊具 (BRANCH 茅ヶ崎3)

## キ その他の事業

### (ア) 海水浴場のバリアフリー化

サザンビーチちがさきは、えぼし岩や江ノ島、富士山が望める海水浴場として、本市を代表する観光地です。サイクリングロードが整備されるなど、一年を通して多くの人で賑わっています。

市民意見では、視覚障がい者誘導用ブロックの整備や歩行者・自転車の空間の分離などの安全な歩行空間の確保に関することや、ボードウォークの整備や水陸両用の車いすの貸出といった車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫についての意見が示されました。

また、ビーチへのアクセスや、駐車場、トイレなどの案内が不足しており、来街者にもわかりやすい案内表示が求められています。特に、非常時における案内・情報提供について、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

バリアフリービーチの実現に向けて、サザンビーチちがさきのバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

表 海水浴場(サザンビーチちがさき)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
移動	安全な歩行空間の確保
	車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫
案内	だれもがわかりやすい公共サインの充実(ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)
その他の設備	休憩用のベンチなどの設置

#### <参考> ビーチのバリアフリー化



写真 水陸両用の車いすやビーチマット



## 4 重点整備地区の特定事業等

特定事業とは、生活関連施設・経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業があります。基本構想に定めた特定事業は、事業者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

前述の移動等円滑化に関する事項を基本とし、市民意見に基づくバリアフリー課題やバリアフリー法の改正を踏まえ、特定事業等を設定しました。

特定事業等は、基本構想の目標年次である令和 14(2032)年度までに実施を目指すものを設定しています。

ハードによる取組の中で中期及び長期に位置付ける事業は、速やかに調整に着手し、計画どおりの実施を目指すとともに、条件が整理段階での前倒しによる事業着手も可能とします。

ソフトによる取組は、年度当初に計画を定め、年度末に実績を振り返ることにより、翌年度以降の取組が向上するようにつなげていく必要があります。

表 特定事業等の実施時期の考え方

凡例		内容
ハード	短期	すぐに取り組む事業 【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
	中期	簡易な調整が必要な事業 【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
	長期	複雑な調整が必要な事業 【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
ソフト	随時対応・定期実施	随時、又は定期的に実施する事業

※目標年度(令和14(2032)年度)までの事業実施に向けて、実施時期や方法等について検討が必要な事業については、「バリアフリー検討課題」として別途整理し、事業化が可能となったタイミングで特定事業に追加します。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道

JR 茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道株

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
改札内通路	注意喚起等の案内表示を設置するなど安全に通行できるように配慮する。	随時対応・定期実施		
ホーム	可動式ホーム柵を設置する。	→	→	●
	可動式ホーム柵の設置にあわせ、ホームと車両との段差や隙間を縮小する。	→	→	●
教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し、案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施		

JR 北茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道株

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化（段差解消、トイレ）の検討に着手する。	●		
全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化（段差解消、トイレ）の検討に実施する。	→	●	
エレベーター	駅舎の改良計画にあわせ、エレベーターを設置する。	→	●	
教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施		
その他	駅舎の改良計画にあわせ、北側からのバリアフリールートも確保する。	→	●	
事業実施に際し配慮すべき事項等				
<p>駅のバリアフリー化は、事業者単体で行うものではなく、市とともに協力しながら進めていく必要がある。市民との意見交換や市民意見の事業への反映等については市が調整するなど、連携して実施する。</p>				

イ 路線バス

事業主体：神奈川中央交通（株）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 北口駅前広場	市と協議のうえ、だれもがわかりやすい多様な案内表示に改善する。（多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、見やすい位置への配置等）	→	→	●
車両	ノンステップバスを導入する。	随時対応・定期実施		
	新車導入時に、インターホン設置に関する案内表示を改善する。	随時対応・定期実施		
バス停留所	道路管理者や市と協力して、安全な待合空間を確保する。	随時対応・定期実施		
	車外マイクを活用した行先の周知を徹底する。	随時対応・定期実施		
	道路管理者や市と連携し、バス停の利用環境の向上に努める。	随時対応・定期実施		
	市と連携し、バス接近表示システムを導入する。（音声案内・電光掲示）	随時対応・定期実施		
	道路管理者や市と連携して、バス停にベンチ・上屋を設置する。	随時対応・定期実施		
案内	中央の乗降口付近などわかりやすい位置に筆談具設置を示す案内表示を設置する。	●		
	新車導入時に、ピクトグラム等の導入など、優先席と一般席のシートの違いがわかるようにする。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応等）	随時対応・定期実施		
	乗客に対して心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（高齢者、障がい者等への座席の譲り合い、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。（車いす使用者やベビーカー等）	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
ノンステップバスの導入やバス停の利用環境の向上等については、事業者単体で進めていくことは難しいため、市とともに協力しながら進めていく必要がある。				

ウ コミュニティバス

事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 南口駅前広場	茅ヶ崎駅南口駅前広場のバス停において、案内表示を英語及びやさしい日本語で表示する。	→	●	
	バス停の屋根を改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●
	バスが正着しやすい停留所の構造に改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●
	茅ヶ崎駅南口駅前広場整備にあわせ、音声案内や電光掲示による情報提供を整備する。	→	→	●
バス停留所	道路管理者や沿道と協議して、安全で乗降しやすい待合空間の環境整備を行う。(停留所移設や柱の埋め込み等)	随時対応・定期実施		
	時刻表を点字で表記する。	随時対応・定期実施		
	停留所の案内板や路線案内図を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施		
	駅改札から茅ヶ崎駅北のバス停留所まで連続した案内表示を設置する。(ペDESTリアンデッキなど)	→	●	
	道路の拡幅や改良等にあわせ、バス停留所へのベンチ・上屋の設置を検討する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携、混雑時の乗客への声かけや対応方法等)	随時対応・定期実施		
	バス利用マナー等の啓発に関する車内掲示を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。(車いす使用者やベビーカー等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
コミュニティバスについては、運行事業者と市において協定を締結して事業を実施しており、運行計画案等は市が作成し、運行は運行事業者が担っている。また、バス停留所の待合空間における環境整備に関しては、道路管理者や交通管理者の理解と協力が不可欠である。上記より、多くの関係者が存在するため、丁寧に調整及び協議をしていく必要がある。				



エ タクシー

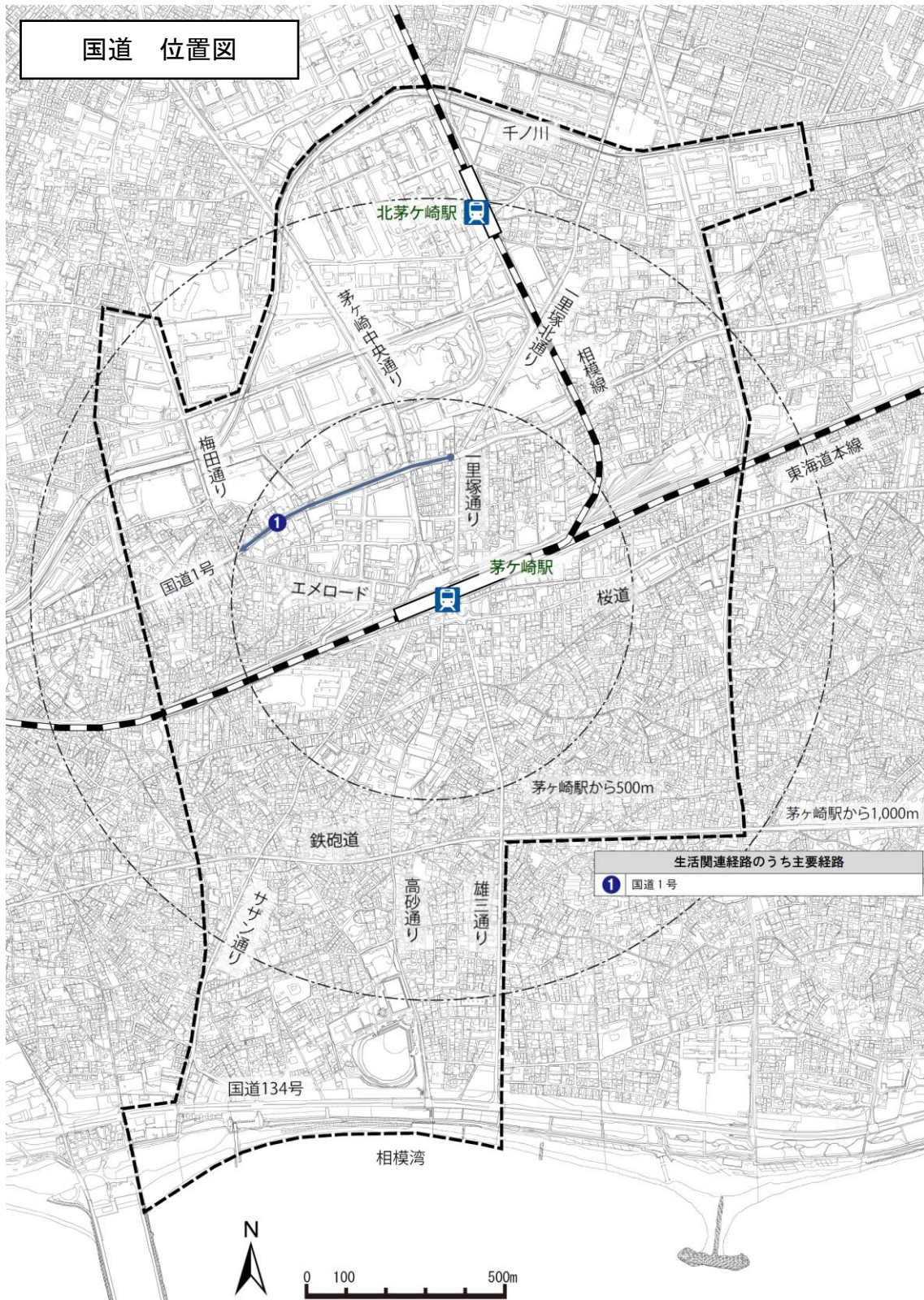
事業主体：一般社団法人神奈川県タクシー協会

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	車いすのまま乗車できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示	●		
役務の提供	乗務員による役務の提供を徹底する。（多様な利用者への適切な対応）	随時対応・定期実施		
その他	バリアフリーに関する利用者意見・要望について随時対応する。	随時対応・定期実施		

(2) 道路特定事業

ア 国道

事業主体：国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所



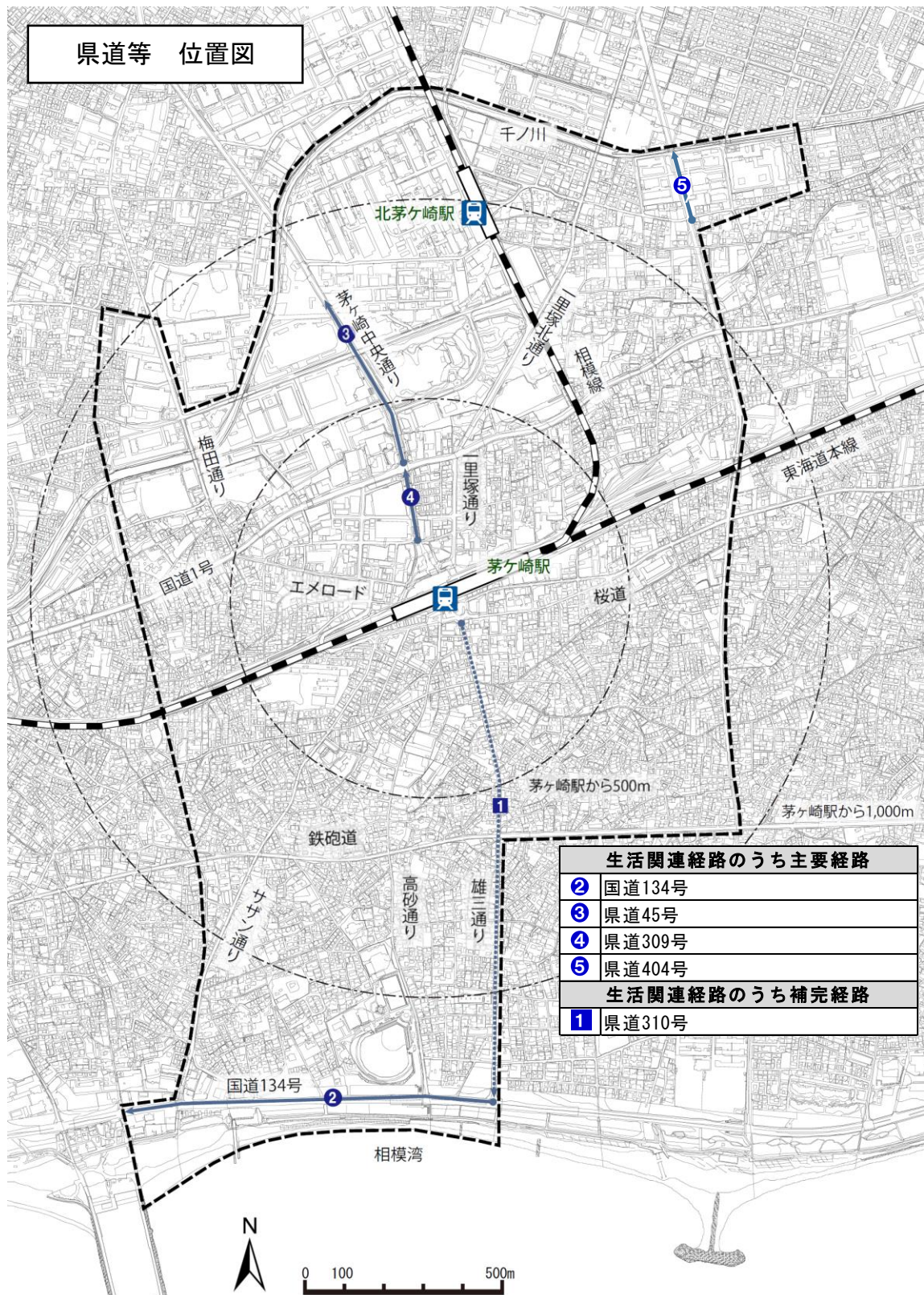
① (主要経路1) 国道1号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	茅ヶ崎駅前交差点地下道～ヤマダデンキ間の歩道における舗装のがたつきや傾斜を補修する。	●		
	視覚障がい者誘導用ブロックを新基準のものに改修する。	→	●	
自転車走行環境	市の自転車ネットワークと整合を図り、交通管理者と協議のうえ、交差点付近における矢羽根設置の可否を検討する。	→	→	●
案内	茅ヶ崎駅前交差点地下道のエレベーターを誘導案内するための歩行者用案内標識を設置する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、危険な電柱の撤去、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
維持管理 教育啓発	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりを強化する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携)	随時対応・定期実施		
	自転車利用者へのルール啓発や取締りを強化する。(交通管理者と連携)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		



イ 県道等

事業主体：神奈川県藤沢土木事務所



2 (主要経路2) 国道 134 号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	舗装の破損箇所を補修する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

3 (主要経路3) 県道 45 号 (茅ヶ崎中央通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩行者及び自転車の通行区分を示すマークを増設する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		



4 (主要経路4) 県道 309 号 (茅ヶ崎中央通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	JIS 規格に適合した視覚障がい者誘導用ブロックに計画的に改修する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

5 (主要経路5) 県道 404 号線

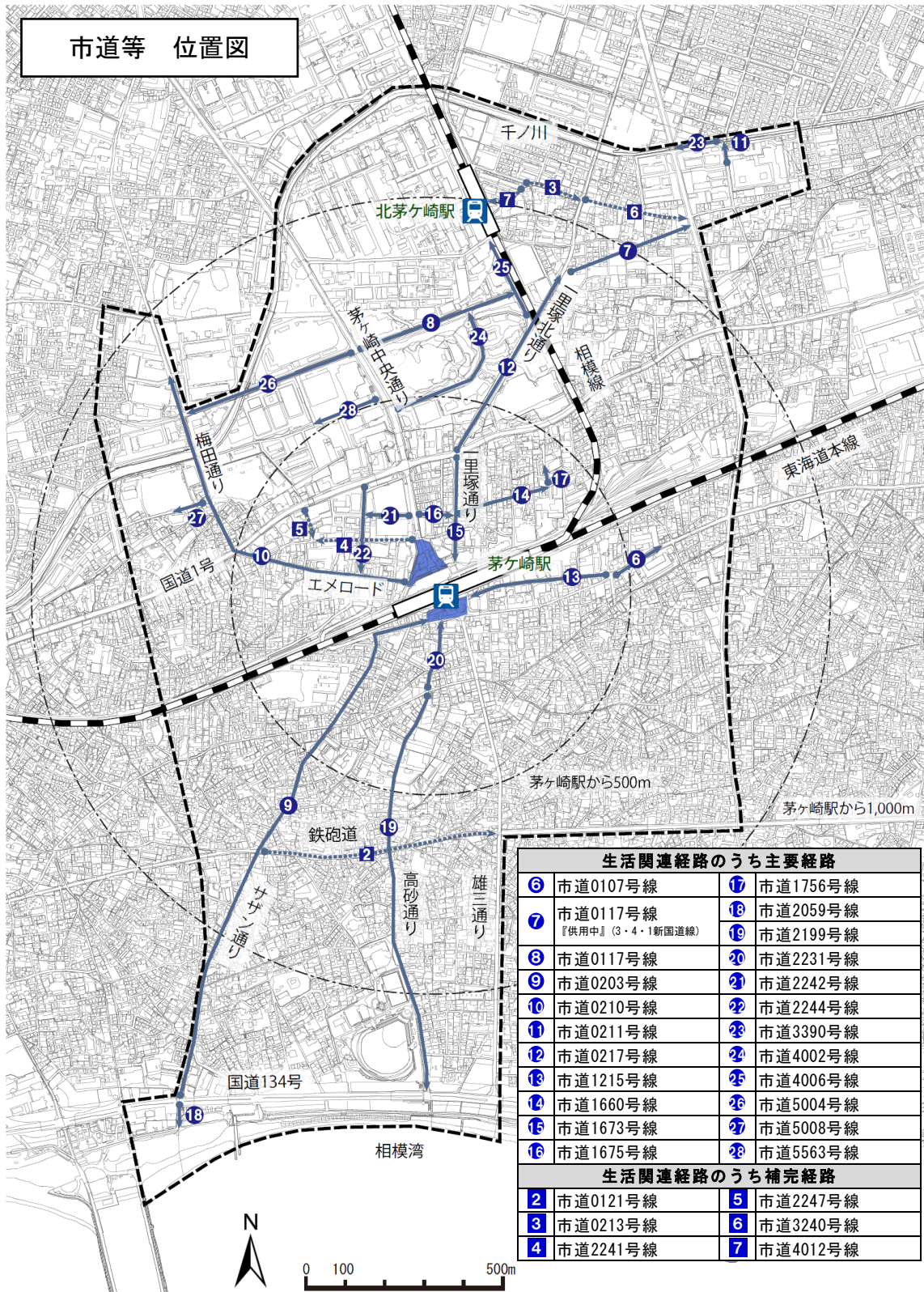
項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

1 (補完経路1) 県道310号(雄三通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者・茅ヶ崎市と連携し、沿道土地利用の実状に合わせた可能な交通安全対策を検討する。	随時対応・定期実施		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、横断歩道接続部等の勾配改善等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

ウ 市道等

事業主体：茅ヶ崎市



茅ヶ崎駅北口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間（デッキを含む）	視覚障がい者誘導用ブロックを改修し、周囲の路面の色との輝度比を確保する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、公共トイレ等）	随時対応・定期実施		
	放置自転車等の撤去・回収し、もって安全で快適な市民生活を確保する。（自転車等放置禁止区域）	随時対応・定期実施		
タクシー乗降場	視覚障がい者誘導用ブロックの配置を改善する。	→	●	
自家用車乗降場・駐車場	障がい者用停車施設の不適切な利用を抑制するため、路面をカラー表示するとともに、茅ヶ崎市公共サインガイドラインを参考とした看板設置を行う。	→	●	
エレベーター	エレベーターの更新工事にあわせて、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すり、広い出入口等）への変更を検討する。	→	→	●
	定期点検の時間に関する事前周知を徹底する。	随時対応・定期実施		
トイレ（共通）	触知案内図を設置する。（音声案内の設置は検討）	●		
	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施		
車いす使用者用トイレ	緊急時の扉の開閉について、利用者に不安を感じさせない説明書きに改善する。	●		
	開閉ボタンに点字を設置する。	●		
案内	エレベーターの位置や運用に関する案内表示を設置する。	●		
	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一するとともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい案内への改善を依頼する。	●		
教育啓発	歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		



茅ヶ崎駅南口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	バリアフリーに配慮した駅前広場を整備する。(安全な歩行空間や乗降場の整備等)	→	→	●
歩行空間	放置自転車等の撤去・回収を実施し、もって安全で快適な市民生活を確保する。	随時対応・定期実施		
	駅前広場の改修に合わせ、路面標示と車止めの適正な配置を検討する。	→	→	●
	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
	駅からバス・タクシー乗降場や障がい者用停車施設まで連続した上屋設置を目指し整備する。	→	→	●
歩道等	駅前広場の改修にあわせ、視覚障がい者誘導用ブロックを適正に配置する。	→	→	●
	駅前広場の改修にあわせ、横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	駅前広場の改修に合わせ、横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	→	●
	駅前広場の改修にあわせ、自転車走行空間の整備を検討する。	→	→	●
バス乗降場	バスが正着しやすい構造に改良する。	→	→	●
	バス停車位置のレイアウト変更を検討し、バス乗降場からの安全な動線を確保する。	→	→	●
タクシー乗降場	駅前広場の改修に合せ照明を整備する。	→	→	●
自家用車乗降場・駐車場	駅前広場の改修にあわせ、障がい者用停車施設を設置する。	→	→	●
エレベーター	施設の大規模改修時にあわせて、エレベーター壁面の透過等への対応を検討する。	→	→	●
	施設の大規模改修時にあわせて、拡大や増設を検討する。	→	→	●
トイレ(共通)	トイレマークの位置を見やすい位置に変更する。	→	→	●
	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施		
車いす使用者用トイレ	荷物用フックを設置する。	→	→	●
案内	エレベーターの位置や運用に関するを示す案内表示を設置する。	●		



項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、案内板及びサインの設置を見直す。(バス案内板はバス事業者と連携、案内板までの視覚障がい者誘導用ブロック設置をあわせて検討)	→	→	●
	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一するとともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい案内への改善を依頼する。	●		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容:駅前広場改修、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般				

## 6 (主要経路6) 市道 0107 号線 (桜道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	周辺道路への整備状況を踏まえ、連続性を確保するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

7 (主要経路7) 市道 0117 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

8 (主要経路8) 市道 0117 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

9 (主要経路9) 市道 0203 号線 (サザン通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→	●
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
	地域と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	随時対応・定期実施		
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

10 (主要経路 10) 市道 0210 号線 (エメロード、梅田通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	安全な歩行空間を確保する。(梅田歩道橋から茅ヶ崎市立体育館手前までの区間)	→	→	●
	路肩のカラー舗装により歩行空間を整備する。(十間坂交差点から梅田歩道橋までの区間)	→	●	
	歩道が高い箇所の安全対策の必要性について検討する。	→	→	●
	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
	電線類地中化の計画と整合を図りながら、舗装等の整備方法を検討する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
	保健所から北側に自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

11 (主要経路 11) 市道 0211 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

12 (主要経路 12) 市道 0217 号線 (一里塚北通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●	
踏切	小出踏切内の歩道幅員を拡幅する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

13 (主要経路 13) 市道 1215 号線 (桜道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		



14 (主要経路 14) 市道 1660 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	舗装修繕時に排水部分の段差への対応を検討する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

15 (主要経路 15) 市道 1673 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

16 (主要経路 16) 市道 1675 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

17 (主要経路 17) 市道 1756 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

18 (主要経路 18) 市道 2059 号線 (サザンビーチ地下道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	手すりの設置と点字の表示方法について検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

19 (主要経路 19) 市道 2199 号線 (高砂通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→	●
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

20 (主要経路 20) 市道 2231 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

21 (主要経路 21) 市道 2242 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	カラー舗装部分を補修する。	→	●	
	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

22 (主要経路 22) 市道 2244 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

23 (主要経路 23) 市道 3390 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

24 (主要経路 24) 市道 4002 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	植栽帯撤去による歩道拡幅を検討する。	→	→	●
	歩道拡幅にあわせて、休憩スペース(ベンチ)の設置を検討する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		



25 (主要経路 25) 市道 4006 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
踏切	北茅ヶ崎駅自由通路・橋上駅舎化にあわせ、踏切手前のスロープ勾配改善や十分な幅員の確保を検討する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

26 (主要経路 26) 市道 5004 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

27 (主要経路 27) 市道 5008 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

28 (主要経路 28) 市道 5563 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民文化会館の耐震補強及び改修工事にて、本路線からの動線を予定していることから円滑な接続を行うため、庁内協議を予定している。				

## 2 (補完経路2) 市道 0121 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

### 3 (補完経路3) 市道 0213 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

### 4 (補完経路4) 市道 2241 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

**5** (補完経路5) 市道 2247 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

**6** (補完経路6) 市道 3240 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		



**7** (補完経路7) 市道 4012 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

ふれあいはし

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(主要経路1) 国道1号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(3) 交通安全特定事業

ア 信号機等

事業主体：神奈川県茅ヶ崎警察署

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機等	更新にあわせ、信号灯器を LED に改良する。	随時対応・定期実施		
	更新にあわせ、バリアフリー化された信号機の設置を推進する。(音響式信号機、経過時間表示式信号機等)	随時対応・定期実施		
	劣化した標識・標示の更新を行う。	随時対応・定期実施		
	需要等を勘察し、音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や時間制限の見直しを検討する。	随時対応・定期実施		
	適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置等により、歩行者が安全に通行できる時間を確保する。	随時対応・定期実施		
自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の整備により、自転車と歩行者を分離する。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施		
茅ヶ崎駅南口駅前広場	道路管理者と連携し、バス利用者の安全な動線を確保する。	随時対応・定期実施		
交差点	需要等を勘察し、主要な交差点に順次エスコートゾーンの設置を検討する。	随時対応・定期実施		
飯島交差点	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施		
一里塚交差点	一里塚交差点における東西方向の音響式信号機の設置を検討する。	→	→	●
市道 4012 号線(イオン茅ヶ崎店周辺)	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車の通行ルールや利用者へのマナー啓発の周知を行う。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・道路管理者との連携を密に、要望に可能な限り応じていく。				

(4) 建築物特定事業

ア 市役所等

茅ヶ崎市役所 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	分庁舎のエレベーターの開閉時間の延長について検証する。	●		
総合案内	ローカウンター上を整理整頓し、車いす使用者等がいつでも利用できるように維持管理する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	庁舎管理委託業者に、多様な利用者への適切な対応方法について、教育啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	誰もが使いやすいものとするためのマナー啓発を検討していく。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	「筆談マーク」等を利用し、筆談具や指差しができる案内図の設置に関する案内を分かりやすく掲示する。	随時対応・定期実施		
	案内係や警備員による個別案内等の対応の充実	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(バリアフリー設備等)	随時対応・定期実施		
その他	十分な照度を確保する。(利用者がいる場合は夜間も点灯する)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
【資産経営課】市民との意見交換を希望 ①事業内容:トイレの大規模な改修時などに市民部会との意見交換を検討する。②実施予定時期:事業の開始前 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般				

茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

イ 文化施設等

茅ヶ崎市民文化会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
階段	視覚障がい者に対し段差の存在を警告するため、1階から2階へのロビー階段の上下端部に点状ブロックを設置する。	●		
トイレ	多機能トイレ及び授乳室について、子どもの開錠を防止するため、補助鍵を高い位置に増設する。	●		
案内	1階受付のサインを増設する。	●		
	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい案内サインに改善する。	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	研修等とおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎市立図書館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	モノや設備などで視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(ピクトグラム(標準案内用図記号)、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラム、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターやバリアフリートイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスター等の案内をわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者等が単独での利用が難しい場所(高い本棚等)での、人によるサポートなどの対応を徹底する。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
その他	車いす利用者等が閲覧できるよう、スペースについて配慮した運用を行う。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
男性トイレのベビーチェア設置についてはスペースが狭小のため、現況での設置は難しく、施設の大規模改修等での設置が考えられるが、現時点では予定なし。				



茅ヶ崎市美術館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすいものとなるよう表現を工夫する。	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	研修等をとおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応・定期実施		
	ポスター掲示等により優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発（市民部会作成のポスター掲示等）を行う。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者等への特別な配慮やサービスについて、その内容を駐車場等に掲示するとともに、ホームページに記載する。	随時対応・定期実施		
その他	車いす使用者等の目線からも見やすい展示方法に配慮する。	随時対応・定期実施		
	障がいの有無にかかわらず施設の魅力に触れられるような工夫をする。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望（①階段の改修、②「（仮称）茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」策定前又は事業実施前、③高齢者/肢体不自由/視覚障がい/妊産婦/子育て世代）				

茅ヶ崎市総合体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
エレベーター	エレベーターの更新に伴い、障がい者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。(十分な広さ、わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど)	●		
トイレ	バリアフリートイレを設置する。(高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備)	●		
	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等)	●		
	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
案内	案内表示の色、位置、大きさ等を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施		
	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	●		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
<p>高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要。 洗面室の改修時には市民との意見交換を希望 ①事業内容:洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。②実施予定時期:R7, 8, 9 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般、肢体不自由</p>				

茅ヶ崎市体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(エレベーターの設置位置等)	随時対応・定期実施		
	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	→	●	
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要				

茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等）し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。				

高砂コミュニティセンター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。施設の大規模改修時には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。				



茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	必要に応じて案内表示を行うとともに、案内表示への点字の設置について個別に対応を行う。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす使用者用トイレ等、高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	必要に応じ筆談具やコミュニケーション支援ボード等を用いて案内する。	随時対応・定期実施		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎市勤労市民会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	自動ドアの維持管理を適切に行い、車いす使用者に配慮した施設内通路幅を確保する。(80 cm以上)	随時対応・定期実施		
敷地内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅を確保する。(350cm以上)	随時対応・定期実施		
	駐輪場の整理・整頓を行う。	随時対応・定期実施		
その他の設備	貸出用の車いすについて、施設出入口及び受付に案内を掲示し、当該施設のホームページにも情報を掲載する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設利用者が使いやすいよう、定期的な清掃と施設内の維持管理を行う。	随時対応・定期実施		
	エレベーター内と各階案内掲示部分の点字を更新する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
勤労市民会館は茅ヶ崎市が設置し、民間事業者が指定管理者として管理運営を行っているため、実施に際しては協議が必要。				

茅ヶ崎市青少年会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(ポスター掲示等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
大規模改修等を実施する際には、事業計画段階に市民との意見交換の機会を設ける。				

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
	車いす使用者等への迂回ルートに関する案内・誘導方を検討する。	●	●	
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保する。(150cm角以上)	随時対応・定期実施		
	中央通路における視覚障がい者の案内・誘導方を検討する。	●	●	
	駐車場側の出入口周辺や廊下、階段等において、十分な照度を確保する。	随時対応・定期実施		
駐車場	優先駐車場の利用対象者、利用方法、不正利用防止策を見直し、案内をわかりやすく掲示する。	随時対応・定期実施		
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、避難経路等)	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者が出入口の位置を把握するための誘導案内設備について、定期的に調整を行う。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者など単独での施設利用が難しい方には、施設出入口のインターホンから誘導をサポートする。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●	
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		

ちがさき市民活動サポートセンター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。				



ウ 福祉施設等

茅ヶ崎駅南口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

茅ヶ崎市社会福祉協議会 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路(廊下)	相談カウンター周辺において、車いす使用者が方向転換等できるスペースを確保する。	随時対応・定期実施		
案内	ビル管理者と協働し、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	ビル管理者と協働し、避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	ビル管理者と協働し、優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	障がい理解促進のための福祉教育(出前講座)を推進する。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
その他	パンフレットなど利用者向けの資料のうち必要性の高いものは、車いす使用者の利用に配慮した高さに配置する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市社協は、市との間で使用区分を限定した使用貸借契約を締結しており、直接の賃貸借契約の当事者ではないことから、他の複数団体も同居するさがみ農協茅ヶ崎ビル内の共有スペース(入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等)の仕様については、賃貸人(市)を通じて賃貸借契約の当事者(賃貸人)である「さがみ農協」と協議・調整・確認をする必要がある。				

茅ヶ崎駅北口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

老人福祉センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路(廊下)	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。	随時対応・定期実施		
案内	高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者の利用に配慮し、案内表示等を充実する。	随時対応・定期実施		
	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(漢字のルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、設置に関する案内を提示する。	●		
その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
老人福祉センターは市が賃借している物件であるため、必要に応じて建物所有者(さがみ農業協同組合)と協議する。また、指定管理制度導入施設であるため、事業の実施にあたっては指定管理者と十分に協議し、調整を図る必要がある。				

茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		



エ 病院

茅ヶ崎市立病院 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲動鈴など音による案内を設置する。	●		
敷地内通路	JIS 規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	●	●	
	病院正面玄関にアクセスする経路の舗装のがたつきを解消する（車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用）	●	●	
トイレ	男性トイレにベビィチェアやおむつ交換台を設置する。	●		
	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保）	●		
駐車場	車いす使用者用駐車施設を増設する。	●	●	
受付・窓口	視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、音声や案内表示、バイブレーター等で順番を知らせるシステムを導入する。	●	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、疑似体験を通じた障がい理解等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	高齢者、障がい者等の施設利用をサポートするボランティアを配置する。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施		
その他	待合ロビー等必要な箇所に高い椅子（又は高さ調整可能な椅子）を設置し、膝が悪い人等が優先的に利用する旨を表記する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
医療的な視点からの検討が必要である。				

茅ヶ崎中央病院 事業主体：医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	→	●	
	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
商業施設	自閉症の方等のパニックを軽減するため、トイレ個室の真上にあるスピーカーを移設する。	→	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
	施設を誘導する案内係を配置する。(利用者の多い時間帯等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設利用者の違法駐車や自転車等の放置を防ぐため、定期的な巡回や院内放送を実施する。	随時対応・定期実施		
その他	直通電話の設置位置を車いす使用者の方が利用しやすい位置に改善する。	●		
	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。(多種多様な方法による情報伝達 等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎徳洲会病院 事業主体：医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	随時対応・定期実施		
トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●	
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	インターホンを設置し、必要に応じて係員が個別に案内を実施する。	→	●	

オ 官公署等

茅ヶ崎市保健所 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」に基づき、幅広い年齢の方が、障がいの有無にかかわらず、安心して利用することができる新庁舎を整備する。	●	●	
建物内通路	主要な通路は、通行の妨げになる物品等を置かないように配慮する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	神奈川県の方針と合わせて、筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容:配慮が必要な方々に対する新庁舎の設備への意見聴取 ②実施予定時期:令和5年度~令和6年度 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般、妊産婦、子育て世代				

茅ヶ崎郵便局 事業主体：日本郵便株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●		
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)	随時対応・定期実施		

カ 大規模店舗

ラスカ茅ヶ崎 事業主体：湘南ステーションビル株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
階段	バリアフリーに配慮した階段に改善する。(段鼻の色の強調、上下端への点状ブロックの設置)	→	→	●
トイレ(共通)	3階の車いす使用者用トイレの入口に音声案内を設置する。	●		
	車いす使用者用トイレの使用中表示を大きな表示に改善する。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具の設置に関する案内を提示する。	●		

ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 事業主体：株式会社ヤマダデンキ

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	出入口の視覚障がい者誘導用ブロックを遮らないようにマットや機械を移動する。	●		
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上を確保)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	風除室にインターホンを設置し、視覚障がい者などサポートが必要なお客様に対して個別に案内を行う。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

イトーヨーカドー茅ヶ崎店 事業主体：株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	南側出入口の扉のうち、1箇所は自動ドアを設置する。	→	●	
建物内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
エレベーター	エレベーターに点字を設置する。	→	●	
駐車場(ちがさきパーキング)	車いす使用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、利用者への啓発を行う。(チラシ配布等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	介助が必要な方への対応を充実する。(お買物介助サービス実施中、出入口へのインターホン設置については店舗改修等にあわせて実施を検討)	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容:店舗改装、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般				



イオン茅ヶ崎中央店 事業主体：三井住友信託銀行株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ(共通)	おむつ交換台を増設する。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●	
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
その他	売場や一般トイレなどに、非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等を設置する。	●		
	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。(多種多様な方法による情報伝達等)	随時対応・定期実施		

イオンスタイル湘南茅ヶ崎 事業主体：イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、国道側の2階出入口のわかりやすい場所にインターホンを設置する。	→	●	
建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、自動音声などで危険を知らせる。(エレベーターや階段の手前等)	→	●	
エレベーター	エレベーターのボタンの点字の表示位置を改善する(ボタンが縦配列の場合は左側、横配列の場合は上側に設置)。	→	●	
	エレベーターの車いすマークの表示をわかりやすい位置・大きさに改善する。	→	●	
トイレ(共通)	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	→	→	●
トイレ	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	●		
駐車場	制限車高を超える福祉車両で利用される場合は、申出に応じて臨時停車スペース(県道側)を確保するとともに、その旨を広く周知する。	●		
案内	フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示を改善する。	→	●	
	トイレ出入口周辺にバリアフリー設備の設置を示す案内表示を設置する。(ベビーカーで入れる個室あり、ベビーベッドあり等)	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
令和5(2023)年6月活性化工事オープン(2階、3階フロアのリニューアル)				

島忠茅ヶ崎店 事業主体：株式会社島忠

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
通路(廊下)	外売り場の段差を解消して、買い物カートがつかないようにする。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

フレスポ茅ヶ崎 事業主体：大和リース株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	各店舗の主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
トイレ	テナント改装にあわせ、ベビーチェアやベビーベッド、オストメイト対応設備、広めの個室等を男女別トイレにそれぞれ設置し、車いす使用者用トイレの利用集中を回避する。	→	●	
	テナント改装にあわせ、トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保等)	→	●	
	テナント改装にあわせ、洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
駐車場	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	随時対応・定期実施		
	安全な歩行空間を確保する。(必要に応じて誘導員を配置)	随時対応・定期実施		
案内	トイレの設置場所がわかる案内表示を充実する。	→	●	
	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
テナント専用区画内の項目については、弊社単独判断で進めることができないので、テナントとの了承、調整、協力が必要である。 テナント改装にあわせ、トイレの設備・案内を更新する際には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。				

キ 宿泊施設

東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口 事業主体：株式会社東横イン

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	自動ドアの交換時期にあわせ、視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲動鈴など音による案内を設置する。	→	●	
トイレ	1階トイレの案内表示を改善する。(男女のわかりやすさ、障がい特性に応じた利用への配慮等)	●		
教育啓発	車いす使用者の利用に配慮した設備等の設置や配置を検討する。	●		
	係員の教育をさらに深める(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(5) 路外駐車場特定事業

ア 駐車場

茅ヶ崎第2駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	歩行者向けの案内・誘導サインを増設する。	→	●	
	車いす利用者用駐車施設を利用する場合は、本庁舎北側の駐車場を利用する旨を示す案内を掲示する。	●		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				

茅ヶ崎第3駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	車いす利用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				



茅ヶ崎第4駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
駐車場	料金ゲートの操作性向上に向けて検討する。	→	→	●
	障がい者等優先駐車施設の屋根の再設置について検討する。	→	→	●
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	車いす使用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				

(6) 都市公園特定事業

ア 公園

第一カッターきいろ公園（中央公園） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	中央公園再整備実施設計・工事を実施し、園内のバリアフリー化を図る。(平坦な園路の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、触知案内板の設置、駐輪スペースの確保、ベンチ・かまどベンチの増設、歩行空間の拡幅等)	→	●	
トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施		
案内	公園利用者の利用マナーや禁止事項に関する案内サインを増設する。	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
中央公園再整備計画は市民アンケート及びバリアフリー基本構想推進協議会の意見を踏まえて策定されているが、詳細設計において、必要に応じて関係者の意見を伺い、事業への反映を検討する。				

茅ヶ崎公園 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	車いす使用者用トイレを改修する。(高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備、着替え台等)	→	→	●
	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施		
遊具	インクルーシブ遊具設置に向けた検討を行う。	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

イ 緑地

高砂緑地 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	園路の適切な維持管理を行う。(舗装のがたつきの改善等)	随時対応・定期実施		
	JIS 規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックに改修する。	→	●	
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(全体案内図、バリアフリー経路等)	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(7) その他の事業

ア 海水浴場

サザンビーチちがさき 事業主体：茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所

項目	その他の事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	遊歩道の堆砂除去を適宜実施する。	随時対応・定期実施		
	歩行者が安全に通行できるように、自転車利用者へのルールやマナーなどの注意喚起を促す方法を検討する。	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。(茅ヶ崎海岸グランドプランの計画に応じた誘導ルートと連携した配置を検討)	→	→	●
トイレ	常設トイレを設置する。(B地区及びC地区)	→	●	
休憩施設	休憩用のベンチを設置する。(B地区及びC地区)	→	●	
駐輪場	駐輪場及びレンタサイクルポートを設置する。(C地区)	→	●	
バリアフリービーチ	貸出用のビーチ用車いすと車いす等が浜辺まで移動できるビーチマットを設置する。	●		
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
【県なぎさ港湾課】【農業水産課】【産業振興課】整備にあたっては「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合・連携を図りながら進める必要がある。				

(8) 教育啓発特定事業

ア 重点整備地区

(1) 公共交通特定事業から(7)その他の事業までの特定事業の中で項目が「教育啓発」として位置付けられているもの。

イ 市が主体となって取り組む事業

「第7章 市が主体となって取り組む事業」のうち、心のバリアフリーに関する教育啓発や普及啓発に位置付けられているもの。

## 5 重点整備地区のその他の事項

### (1) 心のバリアフリー

ワークショップやアンケート調査、研修会等において、多くの市民の方から心のバリアフリーに関する課題や重要性に関するご意見をいただきました。

本市では、心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市・事業者・市民の主体別に取組を位置づけ、それぞれが連携をしながら推進していきます。

表 心のバリアフリーに関する主なご意見

対象施設	主なご意見
公共交通	・優先席に健常者が座り、高齢者がいても気づかないふりをしている。 ・健常者もエレベーターを利用するため、車いすやベビーカーの方がずっと待っている。
道路	・自転車利用のルール・マナーを守っていない人が多い。 ・視覚障がい者誘導用ブロック上に駐輪や看板等の不法占用物が置かれている。
建築物	・健常者が車いす利用者用駐車施設を利用して使いたい人が使えない。
公園	・駐輪禁止にも関わらず、自転車が出入口付近に多くあり危険である。
その他	・伝える努力と知ろうとする努力、お互いに歩み寄ることが大切である。 ・災害時に支援が必要な人がいないか、事前に地域で確認した方が良い。

#### ア 市主体の取組

本市は、市民全体の障がいへの理解を深め、心のバリアフリーへの関心を高めるための取組として、重点整備地区の枠を超えて、市が主体となって取り組む事業を設定します。詳細については、第7章をご参照ください。

#### イ 事業者主体の取組

本基本構想の特定事業者は、特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進します。また、特定事業者を含むすべての事業者は、高齢者、障がい者等がより利用しやすい環境づくりに努めることとします。

心のバリアフリーの取組(事業者主体)	実施時期		
	短期	中期	長期
(特定事業者) 特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進する。	随時対応・定期実施		
(すべての事業者) 高齢者、障がい者等がより利用しやすい環境づくりに努める。	随時対応・定期実施		



## ウ 市民主体の取組

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、国民は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性と、そのために高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないとの考えから、心のバリアフリーを国民の責務として位置づけています。

本市では、国民の責務を果たすとともに、第6章に示した「心のバリアフリーの4つのポイント」（47 ページ参照）を踏まえ、市民一人ひとりが心のバリアフリーへの理解や協力を実践できるよう積極的な情報収集や周知・啓発活動への参加に努めるとともに、市民主体の取組の展開を目指します。

心のバリアフリーの取組（市民主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
心のバリアフリーへの理解・協力を実践する。	随時対応・定期実施		
市民主体の取組・イベント等に積極的に参加する。	随時対応・定期実施		

### （2）公共サイン

個別の道路等の課題の他、地区全体の課題として、地域の案内地図や施設への道案内の不足、案内の内容のわかりにくさについて、指摘されています。

重点整備地区については、『公共サインガイドライン』に基づき、公共サインの維持管理、既存の公共サインの見直し、必要に応じ新規の公共サインの整備を進めていきます。

### （3）商店街

生活関連施設に設定されていない商店街などの小規模店舗では、出入口に段差があったり、広い通路が確保されていなかったりと、車いす使用者の利用は困難な場合が多いのが現状です。

本基本構想で個別の店舗についてのバリアフリー化を位置づけることはありませんが、機会をとらえて施設の改善の可能性や人による対応の充実についての検討を働きかけていきます。

また、道路管理者と沿道商店街等が連携することにより歩行者空間をより使いやすくする取組についても、検討の可能性を探っていきます。

商店街における取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者と連携した出入口の段差解消</li> <li>・商店街等が連携し、沿道の空地を活用した歩行者空間やたまり空間の確保</li> <li>・車いすでも利用できる店舗内通路やトイレの確保</li> <li>・バリアフリー整備が困難な場所や、障がい者などが単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応</li> </ul>

## 6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

---

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成したうえで、それぞれ事業を実施することとなっています。

本市では、基本構想の実現に向けて、各特定事業者と連携し、重点整備地区における特定事業計画の作成及び事業の実施を積極的に推進していくとともに、事業の実施にあたり関係機関との調整が必要な事業者に対しては協議の場を設けるなど、目標年次である令和 14（2032）年度までに特定事業計画の事業進捗率7割の達成を目指し、円滑な事業推進に努めます。

また、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行うなど、事業の見直しや追加についても検討していきます。

## 第9章

# 整備促進地区

### 1 香川駅周辺地区

#### (1) 香川駅周辺地区の特徴・位置づけ

香川駅周辺地区は、香川・下寺尾地区を中心に低層の住宅地を形成していて、鉄道はJR相模線が南北に縦断し、道路は藤沢大磯線が東西方向、東海岸寒川線が南北方向にあります。『ちがさき都市マスタープラン』では、都市機能の集約を促進する都市拠点として位置づけており、商業・業務・サービス機能等の機能充実や、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を目指す必要があると示しています。

JR相模線香川駅は、既にバリアフリー化されていますが、単線でホームが1つであり、行き違いのため待ち時間が長くなっています。また、駅前には駅利用者の送迎車などによる混雑やバス利用者の滞留スペースの不足などが課題となっています。そのような地域課題を踏まえ、香川駅周辺地区では市民と連携したまちづくりが進められており、平成17(2005)年に『香川まちづくり基本計画』、2年後の平成19(2007)年には『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』が策定され、香川駅を中心とした段階整備の考え方を整理しています。

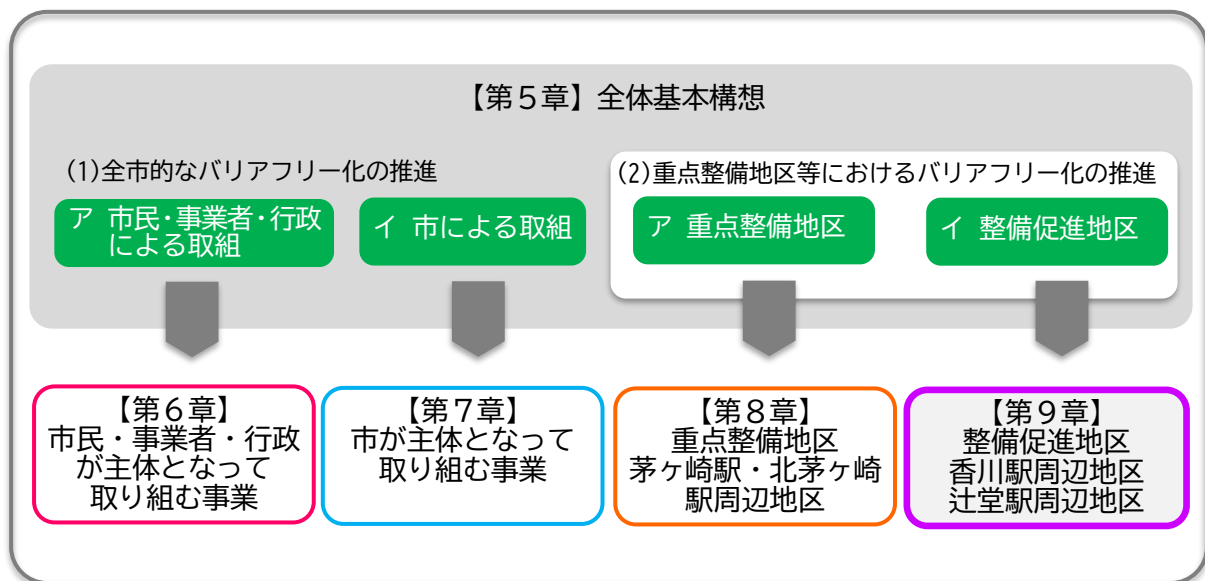


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

## (2) 関連事業等の動き

本市では、将来的な JR 相模線の複線化に伴う香川駅の行き違い駅化を視野に入れ、駅前広場の整備を中心とした交通結節点機能と地区拠点機能の創出を目指しています。そのなかで、喫緊の課題である駅前の混雑緩和や安全性の確保など、交通結節点として香川駅西口駅前広場を平成 27(2015)年 4 月に整備しました。

これまでは、コミュニティバス利用者の滞留スペースがなく一部民地の軒先を利用していたり、雨天時の駅利用者の送迎車等により駅前が混雑していましたが、新設の駅前広場にバス停を移動するとともに、一般車両の乗降場を設けることでそれぞれ解消され、駅前通りの円滑な車両の往来と歩行者等の安全性が確保されました。



写真 香川駅西口駅前広場



写真 香川駅

## (3) バリアフリー化の推進方針

香川駅周辺地区では、香川駅西口駅前広場整備事業など『香川駅周辺地区まちづくり整備計画』に基づく整備等の機会を活用し、さらなる安全性や利便性の向上を目指したバリアフリー化を進めていきます。

相模線については、ツインシティ構想を考慮しつつ、(仮称)西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者働きかけます。

バリアフリー化にあたっては、関係者間で連携し、連続性が担保された一体的な整備を推進することとし、以下の視点に留意したバリアフリー化を図ります。

- ① 交通結節点として公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備
- ② 道路移動等円滑化基準に準じた歩道整備
- ③ 複線化等に関する鉄道事業者への働きかけ

## 2 辻堂駅周辺地区

### (1) 辻堂駅周辺地区の特徴・位置づけ

辻堂駅周辺地区は、本市の東部に位置しており、辻堂駅は東側に隣接する藤沢市域に立地しています。JR 東海道本線と国道 1 号が東西に横断し、JR 東海道本線より北側は工場や住宅が密集して立地し、一部では狭隘な道路が複雑に入り組んでいます。一方、南側は住宅が中心となっていますが、住宅地内の生活道路は十分に整備されていません。

『ちがさき都市マスタープラン』では、都市機能の集約を促進する都市拠点として位置づけており、藤沢市の都市づくりと連携しながら、商業・サービス機能・行政機能等の保全や向上を目指す必要があると示しています。平成 27(2015)年には『辻堂駅西口重点整備地区整備計画 改訂版』を策定し、辻堂駅西口周辺地区における都市基盤施設や土地利用の具体的な整備内容を示しています。



写真 辻堂駅西口周辺

### (2) バリアフリー化の推進方針

辻堂駅周辺地区では、駅を中心とした都市基盤整備を重点的に進めており、今後も、周辺地域への効果の波及や、地区全体における総合的なまちづくりの実現に向けて、引き続き段階的な整備を推進します。整備にあたっては、藤沢市と連携し、連続性が担保された一体的な整備を推進することとし、以下の視点に留意したバリアフリー化を図ります。

- ① 移動の起点となる辻堂駅に公共サインガイドラインに基づくサイン等の整備

# 第10章

## 基本構想の推進

### 1 基本構想の進行管理体制

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じて基本構想の見直しや新たな基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本市では、本基本構想策定時に特定事業計画を作成(Plan)するとともに、事業の実施(Do)、事後評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指すことから、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」を引き続き設置します。また、外部評価の導入、障がい者雇用により事務局に障がい当事者が直接的に携わることで、取組の深度化を図るとともに、新たな視点からのアプローチについても検討していきます。

特定事業計画の作成状況や特定事業等の進捗状況のほか、市が主体となって取り組む事業の実施状況について毎年度照会を行い確認し結果を公表するとともに、短期・中期の事業完了時期となる令和6(2024)年度、令和9(2027)年度には中間評価を実施し、必要に応じて事業の追加や見直しを検討します。また、定期的な事業者との意見交換の実施や完了案件の共有、前年度に完了した特定事業等の確認を市民部会等と協力して行うなど、事業者と事務局が連携した事業の推進を目指します。

さらに、目標年次である令和14(2032)年度には、本基本構想の評価を行い、見直しの必要性について検討します。

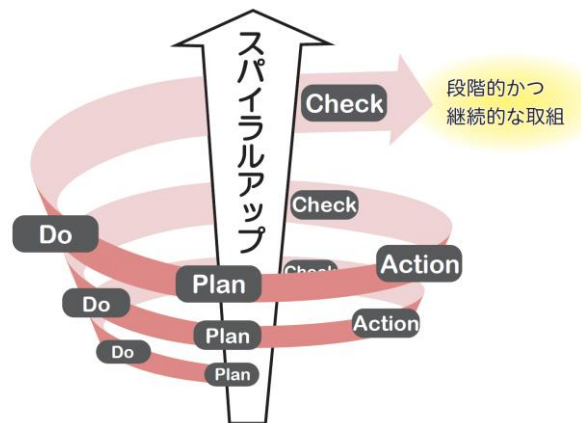
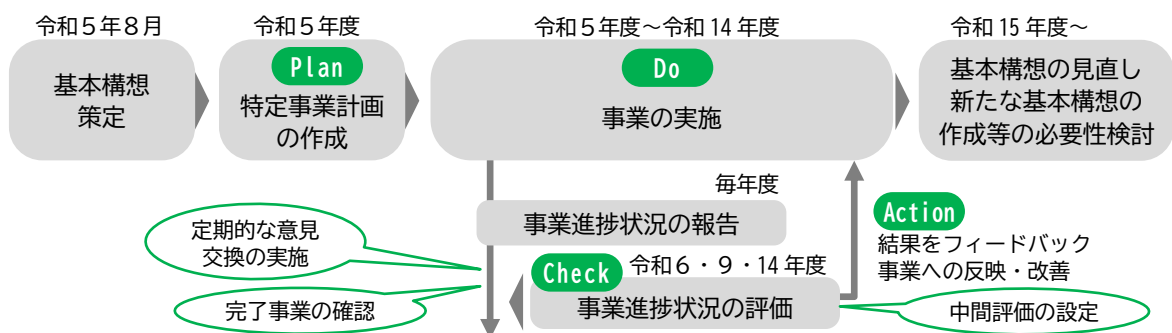


図 PDCAサイクルのスパイラルアップのイメージ



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び市民部会等による基本構想の推進

図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会による基本構想の推進



## 2 心のバリアフリーの推進

---

市民部会では、これまで多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を展開しており、その成果は、国の資料や学会等で好事例として紹介されるなど、市民部会による取組が広く評価されています。

本基本構想では、旧基本構想における取組を踏まえ、継続的に展開していきます。また、市民部会主体の取組を核として、関係団体や障がい当事者等、さらには一般市民に取組を広く周知し、参加や協働の機会を積極的に設けていきます。

広報ちがさき欄外を使った心のバリアフリーの普及啓発について、これまでは障がい当事者等からの一方的なメッセージの発信に留まっていたましたが、今後は、心のバリアフリーにまつわるメッセージを市民から募集して掲載するなど、市民が主体的に参加できる機会を設け、多くの人に関わりお互いに歩み寄った取組を目指します。そして、市民一人一人が心のバリアフリーを理解し、日常生活の中で行動を起こすことにつなげていく必要があります。

心のバリアフリー教室については、これまでの実績をもとに、開催校の増加を目指すとともに、市内事業者向けのバリアフリー研修に知見を展開していくなど、取組内容の発展と受講対象者の拡大を目指します。そのためには、庁内や関係機関との連携を強化するとともに、開催を支援するボランティアの登録制度の導入を検討するなど、関係団体や障がい当事者等との協働による体制づくりを行う必要があります。

上記以外の取組についても、市民の参加や協働・連携を念頭に、市民部会が主体となり、関係団体や障がい当事者等の意見を取り入れながら、これまでの検討や実践を踏まえ、さらなる発展に向けた検討を行うなど、継続的かつ段階的な取組の展開を目指します。

### 3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化を促進するために、国民、事業者、地方公共団体それぞれに責務を課しています。

本市では、基本理念・目標の実現に向けて、各主体の役割と責務を明確化し、それぞれの立場からバリアフリー化を推進していきます。

表 茅ヶ崎市における市民・事業者・行政の役割と責務

		役割	責務
市民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者等への理解促進</li> <li>・高齢者、障がい者等の施設利用の妨げとなる視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪や車いす使用者用駐車施設への駐車禁止</li> <li>・高齢者、障がい者等の移動及び施設利用への積極的な手助け</li> <li>・「心のバリアフリー」の実践に資する主体的な取組の実施、行政等が行う啓発活動等への積極的な参加や協働</li> <li>・高齢者障がい者等用施設等の適正な利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深める。</li> <li>・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する。</li> </ul>
事業者	重点整備地区 (特定事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業計画の作成及び事業の実施</li> <li>・事業の実施状況の報告</li> <li>・高齢者、障がい者等の意見の事業への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、必要な措置を講じるよう努める。</li> </ul>
	市域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のバリアフリー整備の推進</li> <li>・高齢者、障がい者等への適切な情報提供</li> <li>・継続的な教育訓練</li> <li>・一般の利用者の「心のバリアフリー」を推進するための広報活動及び啓発活動等</li> </ul>	
行政	国・県・市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業計画の作成状況や事業の実施状況の把握</li> <li>・円滑な事業実施に係る情報提供</li> <li>・事業者間の連絡調整の場の設置</li> <li>・高齢者、障がい者等と特定事業者の意見交換の場の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者等の移動等円滑化の促進のための施策の内容について必要な措置を講じることによってスパイラルアップを図る。</li> <li>・地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や、市民の理解を深めるための広報活動などの必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努める。</li> </ul>
	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者の参加や協働による広報・啓発・教育活動等を通じた「心のバリアフリー」の推進</li> <li>・教育啓発特定事業の位置づけにより関係者を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努める。</li> </ul>

## 4 基本構想改定後の市民参加

---

道路や施設のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に則った整備が行われておりますが、高齢者、障がい者等の使い勝手が十分に把握されずに整備され、実際には利用しにくいものとなっている場合があります。

街づくり条例の改正等では、施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことが明記されました。

本市においても、施設整備にあたっては、実際に利用する高齢者、障がい者等の市民意見を採り入れていくことが重要となります。

本基本構想への改定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取してまいりました。今後の推進においても、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引続き設置し、継続的に市民意見を聴取する場などを設けていくこととします。

具体的には、特定事業のうち、大規模な改修を伴うもの等については、市民参加条例に基づき、事業実施段階に必ず市民（市民部会や当事者団体等）との意見交換の機会を設けてまいります。上記以外の特定事業や特定事業以外においても、事業者からの発意により、市民（市民部会や当事者団体等）との意見交換の場を積極的に設けることで、バリアフリー化の一層の推進を図ります。なお、意見交換の実施時期は、計画・設計・施工段階を基本としますが、軽微な改善等が可能な場合は、整備後の実施も可とします。

事業者が市民参加を実施する際には、事務局が参加者の調整を行うなど、実施に向けた支援を行います。市民参加の結果は、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会に報告していただくとともに、公表することとします。また、市民からの発意による意見交換も重要であり、事業者からの発意による場合と同様に進める必要があります。次ページに、意見交換の進め方及び体制図を示します。

さらに、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会では、市民の心のバリアフリーの理解促進に向け、福祉部局等と連携した研修会や講習会を実施するなど、心のバリアフリーの普及・啓発を推進していきます。

(1) 事業者からの発意による意見交換の場

①意見交換に関する発意・相談	特定事業者等は、特定事業等の実施にあたり、市民との意見交換を実施したい場合は事務局までご連絡いただきます(大規模な改修を伴うものについては設計・施工段階に事務局まで連絡)。
②対象者・方法等の調整	特定事業者等は、市民参加の目的(事業内容等)に応じて、意見交換の対象者・方法等を事務局と調整します。
③参加者に依頼	事務局は、特定事業者等からの要望をもとに、参加者を人選し依頼します。
④意見交換の実施	特定事業者等は、具体的な事業内容を説明したうえで、市民との意見交換を行います。なお、事務局は必要に応じてオブザーバーとして参加します。
⑤事業への意見反映状況の報告	特定事業者等は、意見交換で出た課題への対応方針を整理し、該当事業にどのように反映するのか等を市民に報告します。
⑥意見交換結果の報告	特定事業者等は、意見交換結果を事務局にご報告いただき、協議会に結果を共有します。

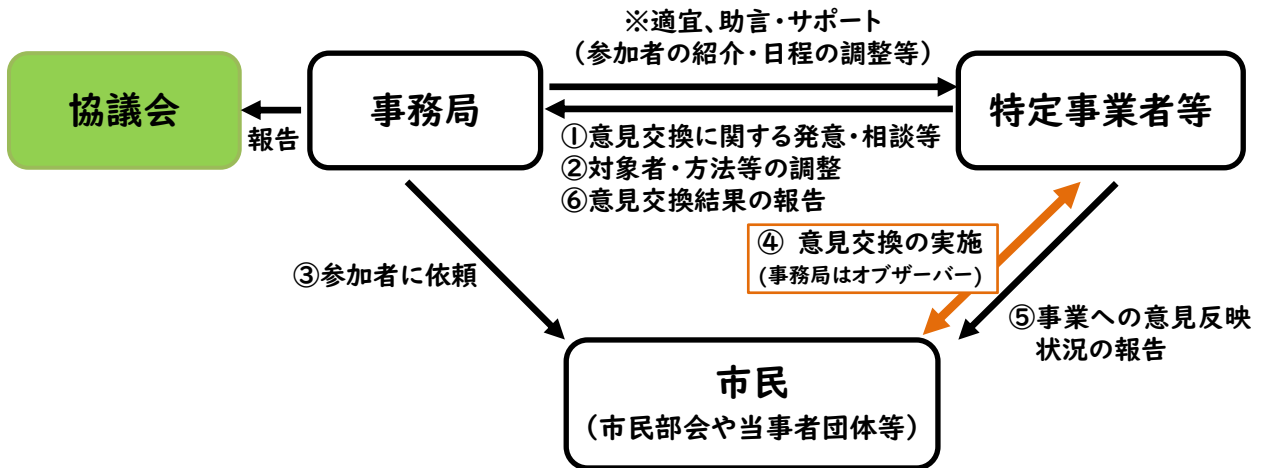
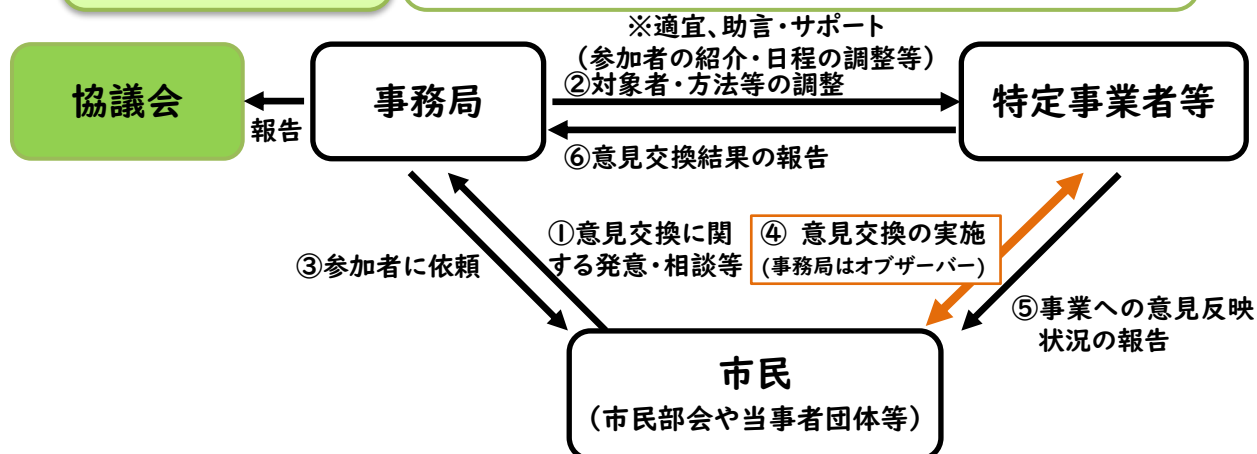


図 意見交換の進め方及び体制図

(2) 市民からの発意による意見交換の場

<p>①意見交換に関する 発意・相談</p>	<p>市民は、特定事業等について、特定事業等との意見交換を実施したい場合は事務局までご連絡いただきます(大規模な改修を伴うものについては設計・施工段階に事務局まで連絡)。</p>
<p>②対象者・方法等 の調整</p>	<p>事務局は、市民参加の目的(事業内容等)に応じて、意見交換の対象者・方法等を特定事業者等と調整します。</p>
<p>③参加者に依頼</p>	<p>事務局は、市民からの要望をもとに、参加者を人選し依頼します。</p>
<p>④意見交換の実施</p>	<p>特定事業者等は、具体的な事業内容を説明したうえで、市民との意見交換を行います。なお、事務局は必要に応じてオブザーバーとして参加します。</p>
<p>⑤事業への意見 反映状況の報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換で出た課題への対応方針を整理し、該当事業にどのように反映するのか等を市民に報告します。</p>
<p>⑥意見交換結果の 報告</p>	<p>特定事業者等は、意見交換結果を事務局にご報告いただき、協議会に結果を共有します。</p>



# 資料編

## 1 委員名簿等

### (1) 協議会

区分		所属等	氏名
学識経験者	会長	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	大原 一興
	副会長	文教大学 国際学部 教授	海津ゆりえ
		産業能率大学 情報マネジメント学部 元教授	斉藤 進
公募による市民			石井 勇 堀場 浩平 白石 航平 (杉山 徹)
公共的団体等		茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長	城田 禎行
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長	若林 英俊 (海野 誠)
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 相談役	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 理事長	高丸 やい子 (太田 克之)
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	沼田 ユミ (遠藤 明子)
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 会長	上杉 桂子
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会 監事	今井 達夫 (鈴木 実)
		地域生活支援センター元町の家	瀬川 直人
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 副会長	牧野 浩子
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会	浅川 晴美
商工業関係者		茅ヶ崎商工会議所 常議員	山口 洋一郎
公共交通事業者		東日本旅客鉄道(株) 横浜支社企画総務部経営戦略ユニット マネージャー	山根 寛
		神奈川中央交通(株) 運輸営業部 課長 (運輸計画部 課長)	村上 猛昭 (佐藤 勝太)
		神奈川中央交通(株) 茅ヶ崎営業所 所長	栗林 康夫 (橋 俊彦)
		一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部 茅ヶ崎地区長	大澤 武廣
行政関係者		国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 交通対策課 課長	古川 伸一 (吉野 哲也)
		国土交通省関東運輸局 交通政策部バリアフリー推進課 課長	杉田 美千代 (宮澤 豊)
		神奈川県藤沢土木事務所 道路維持課 課長	高阪 利光 (坂口 勝利)
		神奈川県茅ヶ崎警察署 交通課 課長	小林 将人 (奥山 重則)
		茅ヶ崎市 理事兼福祉部長	内藤 喜之



行政関係者	茅ヶ崎市 建設部長	寺尾 恵一
	茅ヶ崎市 教育総務部長	白鳥 慶記 (中山 早恵子)
	茅ヶ崎市 都市部長	後藤 祐史

( )は前任者、令和5(2023)年6月19日時点

## (2) 市民部会

区分		所属等	氏名
学識経 験者	部会長	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	大原 一興
	副部会長	文教大学 国際学部 教授 産業能率大学 情報マネジメント学部 元教授	海津ゆりえ 斉藤 進
公募による市民			石井 勇 堀場 浩平 白石 航平 (杉山 徹)
公共的団体等		茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長	城田 禎行
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長	若林 英俊 (海野 誠)
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 相談役	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 理事長	高丸 やい子 (太田 克之)
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	沼田 ユミ (遠藤 明子)
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 会長	上杉 桂子
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会 監事	今井 達夫 (鈴木 実)
		地域生活支援センター元町の家	瀬川 直人
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 副会長	牧野 浩子
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会	浅川 晴美

( )は前任者、令和5(2023)年4月4日時点

## (3) 協力者所属一覧

区分		所属等
協力者所 属一 覧	福祉団体等	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会
		茅ヶ崎駅北口子育て支援センター
		茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
		茅ヶ崎市国際交流協会
		茅ヶ崎録音奉仕会
		一般社団法人 4Hearts
		にじ色のたねを育てる会

## 2 検討経緯

### (1) 協議会の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回推進協議会 令和4(2022)年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー基本構想の改定について</li> <li>● 市民部会の取組状況について</li> </ul>
2	第2回推進協議会 令和4(2022)年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期基本構想の改定方針及び骨子案について</li> <li>● 特定事業の検討の進め方</li> </ul>
3	第3回推進協議会 令和5(2023)年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期基本構想(素案)について</li> </ul>
4	第4回推進協議会 令和5(2023)年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期基本構想(素案)について</li> </ul>
5	第5回推進協議会 令和5(2023)年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次期基本構想(案)について</li> </ul>

### (2) 市民部会の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回市民部会 令和4(2022)年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年度の取組について</li> </ul>
2	市民へのヒアリング調査 令和4(2022)年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の視点から、バリアフリーの課題や評価に関する意見交換を実施</li> <li>テーマ① バリアフリー化されてよかった点</li> <li>テーマ② さらなるバリアフリー化が必要な点</li> </ul>
3	まち歩き点検 令和4(2022)年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地確認(完了事業及び新規生活関連施設)</li> <li>● 意見交換</li> </ul>
4	第2回市民部会 令和4(2022)年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者への検討依頼事項について</li> <li>● ポスター掲示終了に伴う協力者へのアンケート調査について</li> <li>● 心のバリアフリー普及啓発について</li> </ul>

### (3) 市民参加の取組

回	取組及び期間	内容
1	バリアフリーに関する意見募集 令和4(2022)年9月14日～ 10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見募集テーマ</li> <li>①バリアフリー化されてよかった点</li> <li>②さらなるバリアフリー化が必要な点</li> </ul>
2	パブリックコメント 令和5(2023)年5月30日～ 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの募集</li> </ul>

(4) 特定事業者・庁内調整

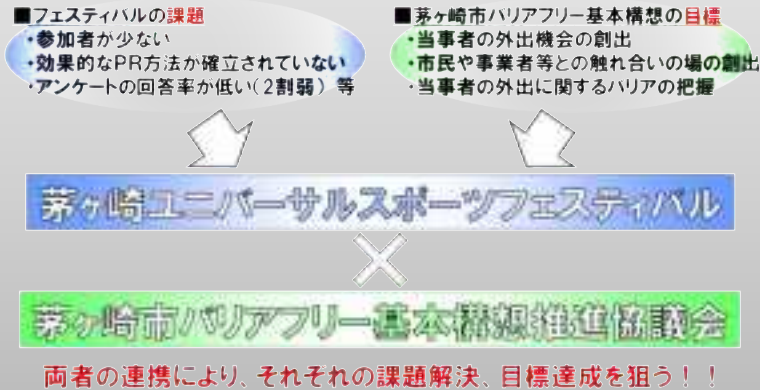
回	会議名及び開催日	内容
1	庁内ヒアリング 令和4(2022)年8月22日 令和4(2022)年9月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 庁内取組シートの作成依頼</li><li>● 上記作成後に再依頼するバリアフリー化推進計画シートの作成依頼</li><li>● 重点整備地区内における生活関連施設・経路の追加・削除・変更の確認依頼</li></ul>
2	特定事業者説明会 <u>庁外事業者</u> 令和4(2022)年8月25日 <u>庁内事業者</u> 令和4(2022)年9月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について</li><li>● 令和4年度 進捗状況調査の協力をお願い</li><li>● 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定に向けた協力をお願い</li><li>● 今後の進め方</li><li>● 意見交換</li></ul>

### 3 市民部会における心のバリアフリーの推進に向けた取組

普及啓発

#### 1 茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加

茅ヶ崎市ユニバーサルスポーツフェスティバルと市民部会の連携による相乗効果を期待し、サウンドテーブルテニスやパネル展、点字体験、アンケートの実施、チラシ配布等の周知を実施しました。





開催日時：平成 29(2017)年 11 月 11 日(土) 午前 10 時～午後 3 時

開催趣旨：障がいの有無や体力・体格に関係なく実践できるスポーツを介して市民交流の機会を提供するとともに、障がい者に対するスポーツ、運動の機会の提供を行い、障がい者活動の理解を深める。また、当事者の外出機会の創出により移動経路上にあるバリアを把握する。

実施競技：卓球(サウンドテーブルテニス)、ファミリーバドミントン、スポーツ吹矢、ボッチャ、フライングディスク、ダーツ、輪投げ

市民部会としての取組：

項目	内容	実施状況
サウンド テーブル テニス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会の協力により、実演(対戦相手)や案内等を実施</li> <li>⇒参加者と障がい者の交流の機会創出</li> </ul>	
パネル展 点字体 験	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリーに関する情報提供の場として、パネル展等を実施、あわせて点字体験を実施</li> <li>⇒参加者に対して、障がいに対する理解促進を図る</li> </ul>	

項目	内容	実施状況
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合受付においてアンケートを実施し、自宅から会場までの移動経路上のバリア等をアンケートにより回答</li> <li>⇒ アンケートを通じ、当事者のニーズを把握</li> </ul>	
イベント周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学生1人1枚チラシ配布、福祉団体等へのチラシ配布(約15,000枚)、SNSでの周知</li> <li>⇒ くまない情報提供や拡散型の周知により、「知る」機会を提供</li> </ul>	

成果と課題：参加者は381人と例年の約4倍と大幅に増加しましたが、一方で、障がい者等の参加は36名のみであり、当事者の外出促進が図れたかどうかは課題として残りました。



**【参考】参加者アンケートでの自由意見**

- ・ 普段ほとんど運動しないので、気軽に参加でき子どもと楽しめてよかった。
- ・ 家族で楽しむことができた。また来年来たい。
- ・ サウンドテーブルテニスは健常者と障がい者が一緒に楽しめるので良い。等

## 2 第35回市民ふれあいまつりへの出展

心のバリアフリーの推進に向けて、市民ふれあいまつりにおいて、コミュニティバスの乗車体験や車いすの乗車体験をするためのコーナーを出展し、多くの方にご参加いただきました。

開催日時：平成30(2018)年11月3日(土)

開催趣旨：昭和59(1984)年より、市民の交流の場を提供するとともに、地域福祉及び市民活動団体の進展に寄与すること目的として開催している。

市民部会としての取組：

■バリアフリーに係る普及啓発について

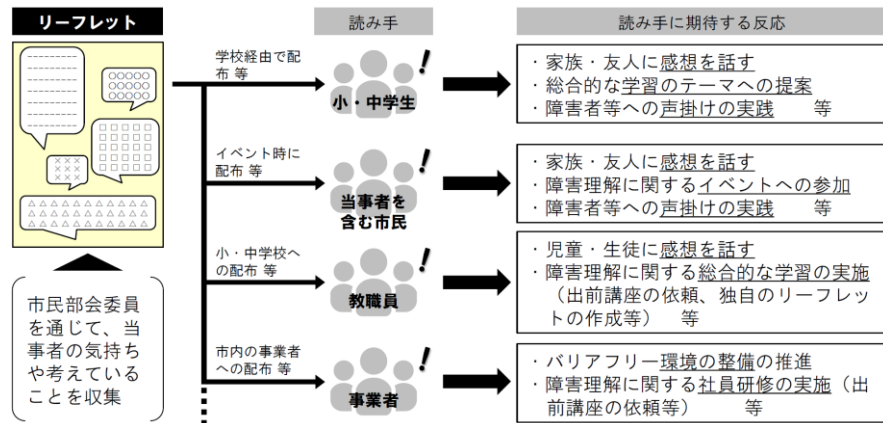
- ・コミュニティバスのスロープの設置及び車いすの配置  
⇒「バリアフリー」について「知る」きっかけ作り
- ・車いすを使用した障害物コースの設置  
⇒車いす乗車による「バリアフリー」について「考える」きっかけ作り
- ・障がい当事者のコミュニティバス乗車体験  
⇒障がい当事者の持つバスへの抵抗の軽減、市民の気付きの醸成



3 障がい特性に対する理解に係るリーフレット作成及び当事者団体へのアンケート実施

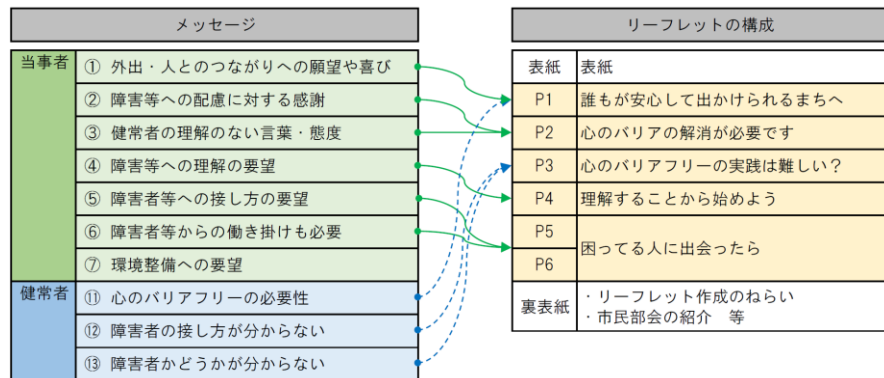
市民の意識変化や行動のきっかけとなるリーフレットの作成に向けて、当事者団体へのアンケート等を実施しました。  
 ※リーフレット作成は最終段階に入ったタイミングで再検討となり未配付

作成趣旨：当事者の声（アイメッセージ）を集めたリーフレットを作成し、様々な機会を通じて、市民に配布することで、読み手に効果的な気づきを与え、市民全体の意識の底上げを図るとともに具体的な行動を期待する。



作成方法：当事者等の生の声を収集するため、当事者団体等を通じてメッセージを募集し、その内容をもとにパンフレットを作成。

リーフレットの構成：



リーフレットの作成イメージ：

**誰もが安心して出かけられるまちへ**

多岐岐で暮らすみんなの声

「聞こえないけれど、耳で情報を得ること以外は殆どできます。趣味として旅行は毎週行っています。認知症ケアの啓蒙、電車・バスのアナウンスなどに参加しています。もっと旅行を楽しみたいです。」（女性、聴覚障害者）

「いつも泣き顔と外出しますが、20歳までは通学帰りに一人で歩いていました。その時は**寄り道したり、本屋さんに入って立ち読みしたり、楽しい事がありません。**（男性、40代、視覚障害者、知的障害者）

「手帳を渡していきいきと情報を得ることができるといいですね。だから、遠慮もかけないで、必要な情報は積極的に聞かせてほしいです。大人向けの情報もあってほしいけれど、子供連れでも安全に過ごせる場所をもっと増えたいです。」（女性、30代、子連れ者）

「自然な形で（カメラを持って）撮影することが趣味です。音が聞こえなくても、色、香、味など**楽しい風景を見ながら撮れます。**」（女性、聴覚障害者）

多岐岐市の障害者は人口の4.3%  
 障がい者福祉課より提供

障がい種別	人数
身体障害者	5,958人
知的障害者	1,289人
精神障害者	1,429人
難病	1,652人
合計	10,328人

※本誌掲載者とは異なる可能性があります。

① 障害のあるなしにはかわらず、「外出」や「人とのつながり」が、生活に欠かせないには必ずしもありません。障害のある人もない人もお互いに理解し助けあい、だれもが「出かけられる」、「出かけたかった」と感じる多岐岐をつくります。

当事者等のメッセージ

目指すべきまち、人の姿

当事者団体アンケート結果：

分類	回答数	メッセージの例
①外出・人とのつながりへの願望や喜び	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行が好きです。カルチャーセンターで学びたいけれど聞こえない。皆さんと同じようにいろいろなことを学び、生活の向上を図りたい。</li> <li>・目が見えにくくなってからオカリナを始めた。指で触りながら、耳で聞きながら音を作っていくので、仲間と楽しく演奏している。</li> </ul>
②障がい等への配慮に対する感謝	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道でもベビーカーで止まっていると「渡って下さい」と車を止めてくれる人がいるので助かります。</li> <li>・電車やバスに乗って出かけます。いつも周りの人が気をつけて席をゆずってくれます。</li> </ul>
③健常者の理解のない言葉・態度	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす席に立っている人でなかなか空けてくれない時に声を掛けさせていただきますが、嫌な顔をされると悲しくなります。</li> <li>・病院やスーパー、公園などの駐車場で車イス用のスペースに健常の人が停めていることが良くあります。</li> </ul>
④障がい等への理解の要望	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲と弱視は見えにくい人です。その見えにくさも人によって様々です。周りからは見えているように思われることがあって困ります。</li> <li>・あなたの周りで赤ちゃんが泣いていると、うるさく感じるかもしれません。でも、赤ちゃんは泣くことで自分の気持ちを伝える時があります。</li> </ul>
⑤障がい者等への接し方の要望	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたが話し掛けようとする相手が、耳が聞こえない人と分かった時は、スマホがお手元があれば、文字を入力していただくとありがたいです。</li> <li>・「今は青信号ですよ。」とか、「大丈夫ですか」など、声を掛けていただけると嬉しいです。</li> </ul>
⑥障がい者等からの働き掛けも必要	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私も話す勇気を持って生きていきたいです。</li> <li>・目が見えないということを まず自らが認めて 自分のしてほしいこと手伝ってもらいたいことを周りに伝えることが大切だと思います。自分から声を出さないと相手には分かってもらえないと思います。</li> </ul>
⑦環境整備への要望	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マックのドライブスルー、テレビ画面やタブレット入力できるものがあるといいなあ。</li> <li>・高速道路の緊急用 TEL に、聴覚障がい TEL (メール又は、事故用ボタン、故障車用ボタン他) を設置してほしい。</li> </ul>
⑧心のバリアフリーの必要性	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのあるなしや男性や女性、国籍、年齢など関係なく、同じ地域に住む仲間として助け合い、支え合い、楽しみ合って笑顔で生活する。そんなまちでありたいと思います。</li> </ul>
⑨障がい者の接し方が分からない	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームで人の多い中、上り下りの電車が入ってきた時の人の動きの中で障がい者が人の中で混雑が見えているだけで何の手助けが出来ずです。その障がい者さんに声の掛け方を考えてしまう。どの様に手を出すとか声の掛け方と思っている。</li> </ul>
⑩障がい者かどうかが分からない	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見から見るかぎり、障がいのあるかないか分からない人も多い。手助けしようにもそのような方には出来ない。</li> </ul>

## 4 広報ちがさき欄外を使った普及啓発

心のバリアフリーの普及啓発に向けて、広報ちがさきの欄外を使い、障がい当事者の声や「心のバリアフリー教室」を受講した児童からの感想を発信しました。

## ◇あなたの“ひと言”にありがとう

実施時期：令和元(2019)年11月1日号～令和4(2022)年12月1号

取組概要：市の広報紙で定位置を定め、毎月の広報紙発行に合わせて障がい者の声や体験を「ありがとう」の言葉を使い発信。

取組例：



取組実績（一部）：

掲載月	記事内容
令和4年 4月1日号	ありがとう！耳の不自由な私から・・・ マスクで口元がみえないこともあり、相手が何かを話していてもわかりません。困っていた時に、UDトークという音声を文字に変換できるアプリを使い、携帯電話の画面を見せて教えてくれた人がいて嬉しかったです。あの時はありがとう。
令和4年 5月1日号	ありがとう！目の不自由な私から・・・ 自転車で私を追い越すときに、わざわざ降りて「横を通ります」と声を掛けてくれた方がいました。白状に気づいて一言を掛けてもらえると、周囲の状況が分かり安心して外出することができます。
令和4年 6月1日号	ありがとう！知的障がいのある娘の母親から・・・ 先日、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に行った時のことです。問診の先生は、付き添いの私だけでなく本人の顔を見て、分かるように質問してくださり、娘もちゃんと答えることができました。その後も落ち着いて接種を受けることができました。
令和4年 7月1日号	ありがとう！ヘルプマーク*を付けている息子を持つ母親から・・・ 19才の息子は知的障がいがあり、とっさの判断ができません。先日1人で歩いていたところ、うっかり車道に飛び出し、通りかかった方がヘルプマークを見て、「こっちだよ」と歩道に戻してくださったとのこと。地域の方のご理解に感謝です。
令和4年 8月1日号	ありがとう、高齢者の私から・・・ つえを突きながら毎日の散歩が日課です。たまに歩道でスピードをあげた自転車にドキッとすることがあります。でも先日は自転車から降りて「失礼します」と声を掛け、追い越してくれた方がいました。私のペースを気遣ってくれて嬉しかったです。ありがとう。

◇「心のバリアフリー教室」から届いた感想

実施時期：令和5(2023)年1月1月号～令和5(2023)年5月1日号

取組概要：本市の広報紙で定位置を定め、毎月の広報紙発行に合わせて、鶴嶺小学校4年生で行った「心のバリアフリー教室」から届いた感想文を抜粋して発信。

※心のバリアフリー教室の実施概要については後述

取組実績（掲載案を含む）：

掲載月	記事内容
令和5年 1月1日号	目の不自由な人と初めて会いました。歩くときは周りの音を聞き、白い杖で探りながら歩いています。目の不自由な人を誘導するときは、曲がり角や階段があることは少し前に伝えることが大事だと分かりました。怖いのは駅のホームや交差点を渡るときだそうです。これからは声をかけてお手伝いします。
令和5年 2月1日号	手話が思っていたよりもとても楽しかった。もっとたくさん手話を知って、耳の聞こえない人と手話で話がしてみたい。他の障がいのある人に出て、いろんなことを知りたい。
令和5年 3月1日号	車いす体験では自由に動かせなかった。車いすに乗って困っている人がいたら「大丈夫ですか」と聞いて、仮に断られても落ち込まずに勇気を出したい。車いすの人とすれ違う時には自分がゆずるようにする。ドアも狭いと通りにくいので、広くしたいと思った。
令和5年 4月1日号	この教室で実際に障がいのある方からの話を聞いて、障がいがあっても自分のやりたいことをやればいいんだと思いました。障がい者だから、目が見えないからという理由で、夢ややりたいことをあきらめないでいいんだと思いました。これからもその気持ちを大切にしたいと思います。
令和5年 5月1日号	この教室では、障がいのある方に声をかけることができましたが、町で出会ったら声をかけられないかもしれません。知らない人に声をかけるのは本当に緊張するし、迷惑に思われたりするかもしれないからです。だけど授業を通して、どうやって声をかければ良いか教えてもらい、勇気ができました。

※今後も広報ちがさきの欄外を使った心のバリアフリーの普及啓発を実施していく予定です。(令和5(2023)年6月以降は市民から募集する“心のバリアフリーにまつわる川柳”を掲載)

## 5 ポスターによる啓発（特定事業者や民間協力会社との連携）

「ここにある、このころ。」を合言葉に、令和3(2021)年12月から1年間、日常生活の場面での様々な困りごと(バリア)と、それに気づいた人がとった行動を描いたポスターを作成し、市内公共施設等のほか民間施設で掲示しました。

実施時期：令和3(2021)年12月～令和4(2022)年11月

目 標：ポスターを見た市民が何気ない場面にあるバリアに気づき、新たな行動を起こしてバリアを解消(バリアフリー)することで、市バリアフリー基本構想の基本理念「だれもが安心して過ごせるまちづくり」の実現を目指す。

ね ら い：障がいの有無に関わらず、茅ヶ崎市で過ごす全ての人が、他者を思いやるコミュニケーションをソウゾウ(想像/創造)する。

取組内容：①ポスター掲示

市内の公共施設や民間施設など367箇所に掲示

(民間企業195箇所(119社)、公共施設等172箇所)

※当初203箇所(民間企業36箇所(27社)、公共施設等167箇所)

②タウンニュースへの掲載

ポスターだけでは伝えきれないこと(発信者や伝えたいこと等)を発信

ポスター	タウンニュース
<p>テーマ子育て</p> <p>登場人物子ども連れのお母さんの隣に乗り合わせた乗客</p> <p>場面バスの車内</p> <p>気づき子どもが泣いてお母さんが困っていることに気づく</p> <p>行動子どもをあやし、和やかな雰囲気になれる</p> 	<p>発信者ポスターの登場人物と連動させる</p> <p>伝えたいこと譲り合い、助け合い</p> <p>内容ポスターの内容説明、登場人物の特性に合わせたエッセイ</p> 



令和4(2022)年4月の例





作成したポスター：(全 12 種類)

① 内部障がい (令和 3 (2021)年 12 月 掲示)	
場面	電車内
気づき	席に座っている人がヘルプマークを付けた人に気づく
行動	声掛けをし、相手の気持ちを確認し、席を譲る
ポスター	タウンニュース
	<p>ヘルプマークを持つ内部障がいの私からヘルプマークは援助が必要な方のマークです。体調によって立っていることが辛い時があり、このやさしい声掛けが安心につながります。</p> <p>今までまわりに障がい者や介護が必要な人がいませんでした。しかし自分が2年前に病気になって、初めてわかったことがたくさんあります。</p> <p>例えば、電車に乗るだけでこんなに息切れがするなんて思いもしませんでした。幸い理解のある会社のおかげで仕事を続けていますが、毎日の通勤ではとてもつらい思いをしています。</p> <p>背広を着た 30 代の会社員の男の私が優先席に座るわけにもいかないし…とっていたら、「ヘルプマーク」というものがあると教えてもらい、さっそくカバンに付けてみました。それは外から見てわからない障がいや病気のある人が、手助けが必要な時につけるものだそうです。</p> <p>先日たまたまそれを見た女性に席を譲ってもらいました。申し訳ない気もしましたが、正直体調が悪かったので本当にありがたかったです。</p> <p>自分がこうなる前は想像もしていませんでしたが、これからはできる限り必要な人に手助けをしようと思っています。</p>
② 視覚障がい (令和 4 (2022)年 1 月 掲示)	
場面	スーパーマーケットの店内
気づき	店員が白杖を持つ人に気づく
行動	一緒に商品(物)を探す
ポスター	タウンニュース
	<p>視覚障がい者×店内における物探し</p> <p>白い杖(白杖)は視覚障がいのある方が使用し「周囲の情報を入手する」「身の安全を確保する」「視覚障がい者であることを周囲に知らせる」役割があります。誘導(手や肩を貸して案内する)を行う時は、視覚障がいのある方の半歩前に立ち、肘の上を持ってくださいと声をかけてから誘導してもらおうと安心して歩くことができます。</p> <p>私は、料理が好きで買い物へ行きます。馴染みのお店では人気がある商品やお買い得品も教えていただき、買い物の楽しさが増しています。買い物での困り事は、店内の通路に物が置いてある時です。周りの状況がわからないので声をかけていただくと安心します。</p> <p>私には、日常生活で特に怖い場所があります。手すりの無い橋と言われる「駅のホーム」です。ホーム上で迷っている人やホーム端を歩いている人を見かけたら、声掛けをしてもらえるとうれしくつながります。</p> <p>コロナ禍でソーシャルディスタンスが求められていますが、私たちは周りの方々の一言が安心につながります。こんな時だからこそ、暖かく助けを差し伸べる社会だったら安心して暮らせると思います。</p>



③ 高齢者（令和4(2022)年2月掲示）	
場面	タクシー乗り場
気づき	順番を待つ人が杖や荷物を持つ人に気づく
行動	順番を譲る
ポスター	タウンニュース
	<p>高齢者の私から</p> <p>タクシー乗り場など日常の場所で、困り事に気づき「声をかけ合う」場面が増えたように感じます。自分の街でやさしさが巡ってとてもうれしい気持ちになります。</p> <p>私は、今年で88歳となり米寿を迎えます。元気で毎日をご過ごしています。主人は5年前に病で旅立ち、今は1人で茅ヶ崎に住んでいます。</p> <p>今日は横浜の孫たちのところへ出かけました。1番下の孫は園児で抱っこしたり、踊ったり、歌ったり、犬と遊んだり1つ1つの動作が愛おしく心に沁みます。楽しい時間はあっという間に過ぎ、次に会う日を約束して帰路に着きました。</p> <p>帰りの湘南電車（東海道線）はサラリーマンの帰宅と重なりかなりの混雑です。立っていると紳士の方が「おばあさんどうぞ」と席を譲ってくれ、さりげなく他の場所へ移られました。隣に座った幼児に「おばあさん」と声をかけられ、思わず「は～い」と返事をしていました。茅ヶ崎駅に着いた時、万歩計は約5千歩で大分疲れました。駅前のタクシー乗り場にはかなりの人が並んでいて、大分待つだろうと覚悟をしていたら、突然前にいる女性が「代わりましょう」と意外にも声をかけてくれました。今日は何て良い日だったのだろう。善意をたくさん戴いた1日でした。ありがとうございました。</p>
④ 多機能トイレ（令和4(2022)年3月掲示）	
場面	多機能トイレ
気づき	利用者が次の利用者に気づく
行動	お互いが微笑み挨拶
ポスター	タウンニュース
	<p>多機能トイレを利用する私から</p> <p>多機能トイレは、設置数が少なく利用できる場所が限られています。このトイレが有する様々な機能を必要とする人の利用を目的に設置されています。お互い譲り合って気持ちよく利用しましょう。</p> <p>我が家は共稼ぎなので、休日には妻が家事をしている間、わたしが子ども2人を連れてよく外出します。外出先で困るのがトイレです。おむつの子もと、目を離すとどこかに行ってしまう子、2人を連れてのトイレは大変です。</p> <p>最近ショッピングセンターや公共施設ならどこでも多機能トイレがあるので、よく利用させてもらっています。多機能トイレと名付けられているだけあっていろいろな使用用途があるようです。大人でもおむつ替えの必要な人のための大きな折りたたみベッドや、人工肛門や人工膀胱使用者であるオストメイトが使えるようになっているもの、さまざまです。わたしも困った時には使わせてもらっていますが、広いトイレでないと車椅子ごと入れられないような方たちと鉢合わせたりすることもあります。</p> <p>車椅子ごと入れるトイレ、子連れでも入れるような広いトイレが、もっと数が増えて、どこでも使えるようになっていいなと思います。</p>



⑤ 子育て（令和4（2022）年4月掲示）	
場面	バスの車内
気づき	子どもが泣いて困っているお母さんに、隣りに居合わせた乗客が気づく
行動	子どもをあやす
ポスター	タウンニュース
	<p>外出にバスを使う会社員の私から</p> <p>小さいお子さん連れでの外出は大変です。出来るだけ混雑している時間帯を避けるなどの工夫も必要ですが、どうしても出かけなければならないこともあります。</p> <p>お互いに譲り合ったり助け合ったりして、乗り合わせられたらいいですね。</p> <p>先日仕事先でバスに乗ったら、小さいお子さんを2人連れのおかあさんが乗ってきました。</p> <p>わたしにも小さい子どもがいるので気になって見ていると、まだ歩けない乳児を抱っこしながら何か大声で騒いでいる幼児の手をひいていて、まわりに「すみません、すみません」と謝っていて気の毒になりました。</p> <p>「ここ空いていますよ」と声をかけると、ホッとしたような表情で席に座りました。</p> <p>たまたま隣に乗合わせた年配の奥さんが、子どもをあやすのが上手な人で、子どもが泣きやんで笑いだすと一気にバスの中が和やかな雰囲気になりました。</p> <p>わたしも小さい頃はやんちゃ坊主だったと母に言われたことを思い出しました。こんなふうに関わりを助けて育ったのかなと思い、自分に出来ることで恩返しをしようと思った一コマでした。</p>

⑥ 自閉症（令和4（2022）年5月掲示）	
場面	駅のホーム
気づき	電車の到着を待つ人が自閉症のある人に気づく
行動	前後に整列して自然に並んでいる
ポスター	タウンニュース
	<p>自閉症者の家族から</p> <p>息子とバスや電車を使って出かける時はいつもハラハラし通しです。周囲の空気がよめない・物や順番にこだわる・同じ動きで身体を激しく動かす、といった行動を取るため、トラブルが起こる事が多いからです。</p> <p>でも、息子が変わった行動をする事よりも周囲から変な目で見られて避けられてしまう事の方が悲しいのです。そんな時、そこに居る人たちが自閉症を理解して優しく見守ってくださるだけでホッとします。</p> <p>大好きな電車に乗る時は、いつも決まった車両の決まった席に座りたがったり、ホームをダダダッと走ったり、電車待ちの列でびよんびよん跳びはねたりします。そのため、「何なの、この子は!」「親がいるのに(注意しないの)?」といったお叱りを受ける事も度々。わがままなのではなく本人は周囲の状況が理解できず、ただ自分なりのルールに沿って行動しているだけなのですが、皆さんには「言うことを聞かない悪い子」「自分の事しか考えないわがままな子」「気持ち悪い・怖い人」という風に映ってしまうでしょうね。でも、伝えたい事は簡単な言葉でひとつずつゆっくり言ったり、絵や写真で伝えるとうまくいく事もあります。何より本当は、心の優しい素直な子なんです。</p>

⑦ 知的障がい（令和4（2022）年6月掲示）	
場面	運動会
気づき	クラスの友達が知的障がいのある子が一人では走りづらいことに気づく
行動	一緒に走り楽しむ
ポスター	タウンニュース
	<p>私のクラスの友達のこと…</p> <p>一緒に走るって楽しいね！</p> <p>私のクラスのA君は授業中に時々、大きな声を出したり、他のみんなにはわからないことを言ったりします。遊ぶ時も順番やルールを守れません。勝手に人の物をさわったり、授業中に教室を出ていったこともありました。同じクラスになって、はじめはみんなビックリして、どうしていいかわからなくて本当に困りました。迷わくだなあと思いました。</p> <p>でも少したつと、こんな時どうしていいのかってなんとなくわかってきました。大きな声でおこったりしないで、ゆっくりと優しく言えば伝わります。困っているときは全部やってあげるのではなくて、出来ないところだけだれかが手伝えればA君は自分で出来るものがたくさんあります。</p> <p>この間の運動会の練習の時、1人だとなかなか走り出さないの、「一緒に走ろう」とさそうと、楽しそうに走り出して、私たちもとても楽しかったです。きっと、運動会の日もニコニコ走れると思いました。</p>
⑧ 身体障がい（令和4（2022）年7月掲示）	
場面	海での花火大会
気づき	花火を鑑賞している人が車いすに乗っている人に気づく
行動	最前列へ案内する
ポスター	タウンニュース
	<p>車いすに乗っているわたしの友人</p> <p>わたしの友人は肢体不自由で車いすを使っていますが、外出やイベントが大好きです。夏になるとお祭りや花火大会にも一緒に出かけますが、車いすは視線が低いのでひとの背中しか見えません。美術館でも、人気の展示だとやはりひとの背中しか見えなくてがっかりすることが多いです。</p> <p>先日は花火大会で、海が見渡せるボードウォークの柵の最前列を譲ってくれた方がいて、ゆっくり楽しみました。</p> <p>最近では映画館や劇場やコンサートホールに車いす席のあるところが当たり前になってきましたが、だいたい一番後ろの端っこの席になっていて選べません。おんなじ料金を払っているのに選べなかったり、一緒に行った友達や家族と別々の席に離れてしまったりして、これって差別じゃないの？って思うことがあります。</p> <p>最近では砂浜を移動できる、濡れても大丈夫な水陸両用の車いすも開発されていて、全国の砂浜で普及しそんなのがサザンビーチでもレンタルできるようになったら、車いすの友人の夏の外出ももっと楽しいものになりそうですね。</p> <p>車いすの人もそうでない人も一緒にイベントや外出を楽しむために、もっと設備の面で充実するといいなあと願っています。</p>



⑨ 妊婦（令和4(2022)年8月掲示）	
場面	通学路
気づき	下校中の児童が落とし物を拾いづらそうにしている妊婦に気づく
行動	落とし物を拾う
ポスター	タウンニュース
	<p>妻が妊娠して初めて気がついたこと</p> <p>僕は今まで、お腹の大きい女性を見たら席を譲ったり、荷物を運んだりしてきたので、妊婦さんを労わっていると自負していました。ところが、今回自分の妻が妊娠して、初めて知ったことがたくさんありました。</p> <p>妊娠初期のころは見た目だけではわからず、家族にしか妊娠していることを言わないこともあります。しかし、つわりがひどかったり、流産の可能性が高いのは、その見た目だけではわからない妊娠初期のころが多いのです。妻は妊娠初期のころ、通勤や買い物に行くのがほんとに辛かったし、人に押されたりぶつかったりするのが怖かったそうです。</p> <p>僕も今回初めて知りましたが、マタニティマークというのがあって、カバン等につけることがあります。</p> <p>このマタニティマークのこともっとたくさんの人に知ってもらい、そういう見た目ではわからない時期の妊婦さんがもっと遠慮せずにつけれたらいいのに、と思いました。</p> <p>父親教室に行くと、お腹に7キロの重りを巻いて妊婦体験ができます。後期になるとこんな重いものを朝から晩まで身につけている妊婦さんはほんとうに大変です。できる限り労わって、無事に10か月を過ごせることを祈っています。</p>
⑩ 精神障がい（令和4(2022)年9月掲示）	
場面	職場
気づき	上司や同僚が気分の浮き沈みにより仕事が進んでいない同僚に気づく
行動	そのことを理解したうえで、温かく見守る
ポスター	タウンニュース
	<p>精神障がいを抱える私が当たり前前に暮らすために</p> <p>皆さんにも「理解」を</p> <p>多くのみなさんと同じように普通の生活を送ってきた私が、ある時精神疾患を発症しました。ごく普通に生活をしてきた私には精神疾患の知識も無くとも不安な思いになりましたが、先生から「脳の病気（機能障がい）だから、必ず良くなるよ」と教えてもらいとても安心した事を覚えています。</p> <p>この病気には感情が不安定になったり、考えがまとまらなくなったり、やる気が無くなったり、すごく疲れやすくなったりとまだまだいろいろな症状があります。それらの症状は自分でコントロールをすることが難しい時があり、生活の中でいつ症状が出るかわかりづらいという特徴があります。そんな特徴を持つ私も病気を抱える前のように仕事をしたいし、楽しみを持った生活を望んでいます。</p> <p>この病気と付き合いながら希望する生活を送るために、お薬での治療と合わせて、穏やかな環境と人の温かさがすごく大切であり必要な事と思っています。</p> <p>特別なことをしてくださいとは思っていません、他の人と同じように接してもらえらる事をとてうれしく思います。</p>

⑪ 聴覚障がい（令和4（2022）年10月掲示）	
場面	飲食店
気づき	店員が文字や写真付きのメニューの方が聴覚障がいのある人は注文しやすいことに気づく
行動	文字と写真付きのメニューで注文を受ける
ポスター	タウンニュース
	<p>耳の不自由な友人と飲食店によく通うわたしから私は、耳の不自由な友人と飲食店によくいきます。飲食店では「来店時の席を案内されるとき」「注文するとき」「会計するとき」と様々な場面で店員さんとの会話があり、その都度、友人が苦勞している姿をみます。私が気づいた会話のコツをお伝えします。</p> <p>1つ目は、会話はゆっくりと分かりやすく。耳の不自由な人の中には、相手の口の動きて会話を読む読唇術を身に着けている方がいます。ゆっくりわかりやすく話せば会話が読み取れ、ごく簡単な会話であれば通じることもあります。また、コロナ禍でマスクが必要とされていますが、口元が見える透明マスクの着用もお勧めです。</p> <p>2つ目は、筆談の用意です。筆談は確実な意思疎通のために有効なコミュニケーションの手段です。メモ用紙や筆談ボードがお勧めです。</p> <p>3つ目は、注文の受け付けはメニュー表の品目を指さしましょう。耳の不自由な人の中には上手に発声できない方がいます。注文を受け付けるときは、メニュー表を用意し、希望する品物を指さすようにしましょう。写真付きのメニュー表があると便利です。</p> <p>耳の不自由な人でも気軽にいろいろなお店に行くことができる、ますます外出が楽しみになるなあと思います。</p>
⑫ 外国籍（令和4（2022）年11月掲示）	
場面	病院
気づき	医師が日本語が得意でない患者に気づく
行動	パソコンのモニターを指差しながら丁寧に診察を行う
ポスター	タウンニュース
	<p>外国人の夫を持つわたしから</p> <p>国籍・言葉が違っても助け合える社会にわたしの夫はアジア系の外国人で日本語があまり得意ではありません。</p> <p>ゆっくりと話してもらえば日本語もわかるのですが、ネイティブではないので、早口だったり慣用句的な言いまわしだとよく分からないことがあります。でも、日本語が不得意であることに気づいてもらえず、質問する隙もなく話しかけられ、理解していると誤解されてトラブルになることがあります。</p> <p>反対に、夫の友人は外国人であると判断されやすく、一緒にお店に行っても店員さんが夫にばかり話しかけて、本人だって日本語を理解するのに、本人を無視するような扱いをしたりすることがあります。こちらが日本語で喋っているのに、わざわざ英語で話しかけられたりもします。外国人はみんな英語を話すと思っているのかしら？</p> <p>外国人とひとくちに言っても日本語の能力はさまざまで、見た目で判断しないでほしいです。そして、日本語が上手くなくても、ちゃんと意志を持った一人の人間ですから、本人のことは本人に聞いたり話したりして欲しいです。</p> <p>日本語が分からないから、という理由で子どもの幼稚園の入園を断られたこともあります。他の言語を使う人にももっと寛容で、住みやすい町になるといいなあと思います。</p>

実施時期：令和4(2022)年12月3日～9日

取組内容：障害者週間に合わせてポスター等を掲示

掲示場所：①JR茅ヶ崎駅駅構内連絡通路（ポスター、エッセイ）

②茅ヶ崎市役所1階ふれあいプラザ（ポスター）



①JR茅ヶ崎駅



②茅ヶ崎市役所



## 6 心のバリアフリー教室

教育現場と市民部会等が連携し、児童に対して障がい当事者との対話や交流などを通じた障がいへの理解と心のバリアフリーの推進に向けた取組を行っています。

実施時期：令和元(2019)年度～(継続実施中)

目的：児童とサポーター(障がい者)との交流による福祉教育を通じて、心のバリアフリー普及、児童に障がい者への理解を深める。

対象：茅ヶ崎市立鶴嶺小学校 4年生

学習目標：■体の不自由な方等との交流を通して、障がいを持つ人への理解を深める  
■対話(声かけ)や体験(体感)を通して「別(相手)の視点に気づく」きっかけをつくり、思いやりの気持ちを醸成する。

取組内容：ステップ1 本市職員による授業

\*市と児童の距離を近づける遊び

\*座学(障がいの説明等)

\*街なかの障がい(バリア)を知る

ステップ2 障がい者との交流による授業(交流教室)

\*児童と障がい者の対話

\*障がい等の疑似体験 等

ステップ3 学習発表

\*児童による学習成果の発表

取組実績：

■令和元(2019)年度

4年生2クラスを対象に障がい者との交流教室を実施。他3クラスは、茅ヶ崎市社会福祉協議会の出前講座を活用して実施。

■令和2(2020)年度

コロナ禍のため、視覚障がい者の日常生活の様子を動画撮影し、4年生の1クラスの授業で活用して実施。

■令和3(2021)年度

令和元(2019)年度と同様のプログラムで4年生2クラスを対象に障がい者との交流教室を実施。

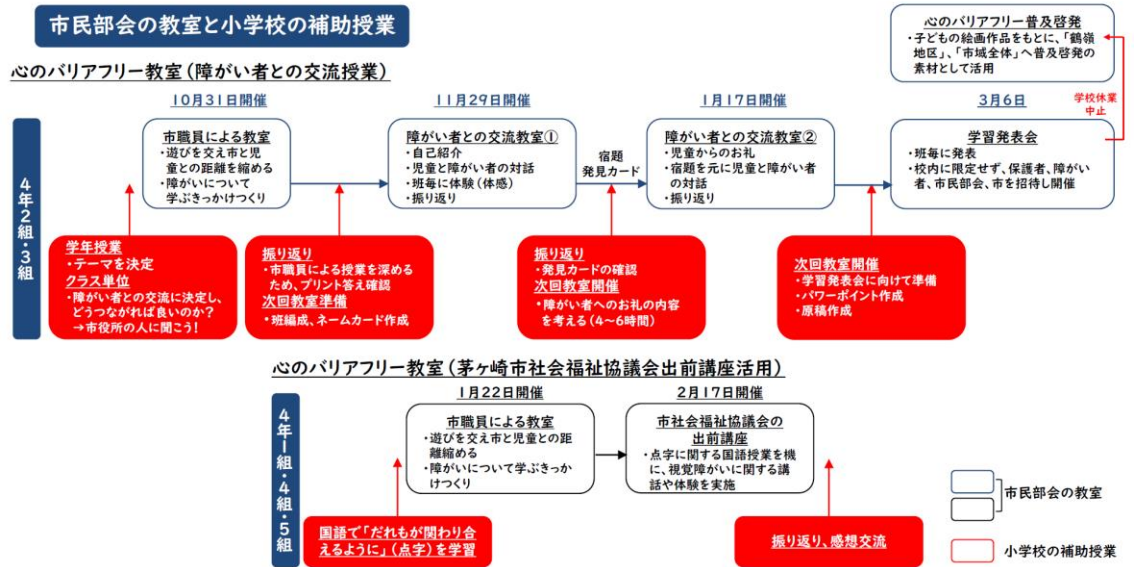
■令和4(2022)年度

4年生全6クラスを対象に年間を通じた取組で障がい者との交流教室を実施。また、知的障がいや発達障がい等の目に見えづらい障がいについて、新たにプログラムを追加して実施。保護者への授業参観の際に、児童が学んだことを新聞形式にまとめ発表。広く市民に周知できるよう、茅ヶ崎市役所や公民館で児童の発表物を掲示。

その他：

■茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会(生活・総合部 部会)との継続的かつ安定的な教室開催等の意見交換等を実施。

## ■年間プログラム等（令和元年（2019年）の例）



### 障がい者との交流授業（視覚障がい）

当日の様子



**障がい者との交流授業  
(身体障がい)**

**当日の様子**



**子どもたちの気持ちの変化**

**障がい者との交流授業(感想カード)から**

(回答が多い順に記載)

**1回目(11月29日)**

- ・目が見えない、耳が聞こえない、車いすの生活は、大変、困る、不便
- ・交流できて楽しかった、たくさん知れて嬉しい
- ・困っている人等がいたら、声をかけたい、助けたい
- ・障がいがあっても何もできないことはないと思った
- ・自分になったらショックと感じた
- ・工夫していることがたくさんある
- ・障がい者が〇〇できることを知った
- ・障がいがあっても、皆の心は全て一緒と思った



(回答が多い順に記載)

**2回目(1月17日)**

- ・困っている人がいたら声をかけたい、助けたい
- ・回数を重ねることで楽しい、また話したい
- ・目が見えない、耳が聞こえない、車いすの生活は、大変、困る、不便
- ・交流で学んだことを活かそうと思う
- ・僕が思っていることは大変じゃなかった
- ・障がい者が安心して生活できる世の中に

**感想カード以外**

**心のバリアフリー教室中**

- ・休憩中に、トイレの使い方を学ぶ児童
- ・給食中に、配膳や下膳を手伝う児童
- ・覚えてきた手話で会話で会話をしようとする児童
- ・点字付きトランプゲームで相手に配慮してやり方を変える児童

**心のバリアフリー教室外**

- ・授業の中で「大きく口を開けたり」、「ゆっくり話をしたり」する児童が現れ、他の児童に伝える児童



**思いやりの気持ちの醸成**

- ・継続して交流した結果、相手を知ることができ児童の気持ちに変化
- ・**体感(体験)を交えることで理解度が高まる**
- ・相手を知るには対話が重要で、体感を交えることで子どもの理解が深まる



7 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰への推薦及びパンフレットへの掲載

第14回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰に推薦され、表彰式のパンフレットに優良事例として「障がい者・自治体・小学校の3者が連携した心のバリアフリーの取組」が紹介されました。

パンフレット名：国土交通省 バリアフリー化推進功労者大臣表彰式  
 作成年月：令和3(2021)年3月  
 該当箇所抜粋：

**心のバリアフリーの取組**

【講評】  
 バリアフリー基本構想推進に取り組んでいる行政と市民組織、小学校学習指導要領改訂により「心のバリアフリーのための交流」に取り組むこととなった教育現場と、さまざまな障害を抱えた当事者が、同じ目標で連携することで、生じたバリアフリー教育の実践事例を作りあげた。関係者が密着して話し合いを重ね、連続性をもたせ対応を重複することで、「相手を知る」「相手を思いやる」「感謝を伝える」という人々とのコミュニケーションにおける当たり前の手段で、障害への理解と心のバリアフリー推進への効果的なアプローチが実現した。障害を持つ当事者や市民、先生方を含め関係者誰もが生き生きと自発的に参加している様子から、この取組に参加する次世代を担う子供達を通じて、社会の気づきと変容につながる大きな可能性を感じた。

**エレベーター付きりムジンプスの取組**

【講評】  
 「大阪空港交通株式会社・関西空港交通株式会社」は、車いすのまま乗車可能な空港連絡バスの新たなタイプとして「エレベーター付きりムジンプス」を2019年12月に関西空港路線（大阪空港、尼崎駅を結ぶ）に導入した。同タイプの車両は2018年に日本で初めて、東京空港交通株式会社が運行しており、関西では初めての試みである。残念ながら、国内2例目ということもあり、受賞には至らなかったが、このバスの導入により、車いす利用者の利便性が大きく向上することに貢献している点は評価される。

**エレベーター付きりムジンプスの導入とユニバーサルサービスの拡充**

●エレベーター付きりムジンプスの導入とユニバーサルサービスの拡充  
 大阪空港交通・関西空港交通では、車いすのまま乗車可能なエレベーター付きりムジンプスについて、関西地区において初めて空港連絡バスとして導入し、営業運行を行った。これにより、停留所施設の制約や天候等の影響が軽減され、車いすのまま乗車可能な高速路線の選択幅が増え、さらなるユニバーサルサービスの拡充につながった。また、エレベーター付きりムジンプスの導入に合わせて、運転士もより全社員及び関連社員を対象に「心のバリアフリー研修（サービス介助セミナー）」を開催し、フロントでのスキルアップ向上に取り組んだ。

**プロフィール**

<p>【団体名】                  心のバリアフリー基本構想推進協議会市民部会                  2016年 心のバリアフリー推進のため市民部会設立</p> <p>【活動等の経緯】                  2017年 障がい者の生活支援                  2018年 アンケート調査、リーフレット（冊）作成                  2019年 施設訪問ツアー実施、心のバリアフリー教室</p> <p>【Web-URL】                  心のバリアフリー基本構想推進協議会市民部会  <a href="http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidaku/1015026/index.html">http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidaku/1015026/index.html</a></p>	<p>【団体名】                  大阪空港交通株式会社（大阪府堺市東区南港2丁目17番3号）</p> <p>【活動等の経緯】                  1963年 大阪空港交通株式会社設立                  1964年 関西国際空港開港及び羽田空港発着路線を開設                  2019年 エレベーター付きりムジンプス（1台）導入、関西空港～大阪空港線1日往復運行開始</p> <p>【Web-URL】  <a href="https://www.okkibus.co.jp/">https://www.okkibus.co.jp/</a></p>
---	---

8 ユニバーサルデザイン2020評価会議の会議資料への掲載

ユニバーサルデザイン2020評価会議（第4回）の中で、好事例として「障がい者・自治体・小学校の3者が連携した心のバリアフリー教育啓発事業」の紹介

日時：令和3(2021)年3月19日(金)14:00~15:30  
 主催：内閣官房

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部  
 掲載内容：バリアフリー基本構想の策定過程において、市内の小中学校との連携が行われ、協議会に参加する当事者と小学生、有志教員、バリアフリー担当職員との様々な心のバリアフリーに関わる授業と交流が計4回実施された。バリアフリー基本構想において本格的に小学校の児童、教員との教育啓発事業が展開された例は極めて少ない。

9 学会等での発表

◇「教育」活動におけるバリアフリー化の取り組み 公開研究会

齊藤副会長が登壇し、学校教育と連動しながら基本構想を推進している茅ヶ崎バリアフリー基本構想の取組を紹介されました。

日時：令和2(2020)年3月31日(水)17:30~19:30

主催：日本福祉のまちづくり学会「オリンピック・パラリンピック推進委員会」

同学会「未来型UD戦略特別研究委員会」(準備中)

該当箇所抜粋：

<p>地区設定を行えるよう記載を削除した。また、生活関連施設における特定道路の指定についてもマスタープランの段階で柔軟に検討することとしている。</p> <p>・マスタープランの必須記載事項になった心のバリアフリーは、バリアフリー法の基本方針に基づいて記載している。1点目は、心のバリアフリーの取組については、当事者の意見を踏まえ、可能な限り、ともに学ぶことを求めている。</p> <p>(4) バリアフリー基本構想 基本構想では具体的な事業を位置づけ、地区は重点整備地区となり、生活関連施設、生活関連道路を特定事業として具体的なバリアフリー化に関する内容を記載しているが、取組の考え方はマスタープランと同様で特定道路の未指定の仕方が異なる。</p> <p>教育発達障害事業の事例はまだ少なく、現状1件だけ、住民提案型については、国の評価会議でも多くの方から指摘されているので、住民提案型の具体的な活動ポイントを記載した。具体的には基本構想の案文において、生活関連施設やそれらをネットワーク、生活関連道路をどう改善してほしいか記載されている提案と成立することを示した。</p> <p>4. 心身のバリアフリー教室—神奈川県茅ヶ崎市での取り組み—「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」 会長 斎藤 進</p> <p>(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進部会 3つの目的を掲げた基本構想を平成27年9月に策定した。その一つに、「[心]と[ま]を育てる『心のバリアフリー』の推進」がある。平成28年10月、推進協議会の中で、市民部会「心のバリアフリー市民部会」を設立した。心のバリアフリー市民部会のメンバーは関係 地産自治会、福祉関係団体、社協、民生委員、児童委員、高齢者団体、身体障害者団体、手をつなぐで委員会、自衛隊見学の会、休休不出身の会、児童障害者、発達障害者の会、公益社、市民、学識関係者など。</p>	<p>(2) こころのバリアフリー教室の活動 市民へのバリアフリー社会の普及啓発活動の一環として、特に児童生徒を対象に、小学校や小さな子どもを対象に心のバリアフリー教室を自主主体、学校の現場で、かつ行政との連携で取り組んでいる。しかしすでにバリアフリー教室が実施されたのではなく多くの試行錯誤があった。市が毎年実施していたユニバーサルスポーツスタディに協力したり、アンケート調査を行ったり、リーフレットを作ったりした。だが、普及啓発や心のバリアフリーの方向が十分に見えなかった。2年間こうした取組が継続している中で、学校現場から心のバリアフリー教室に取り組むたいという打診が相次ぎ、その方向性がなくなった。市内の数箇小学校から障害者に参加の依頼があった。それをきっかけにバリアフリー教室に取り組むこととなった。平成29年9月に学校から市に打診があった。バリアフリー基本構想関係の関連部局に話が進んできた。1〜2ヶ月の準備期間であったが、まず場を設けることが重要と判断しバリアフリー教室を実施することになった。</p> <p>(3) バリアフリー教室の学習目標とは 1点目は日常生活で支障が必要な方への理解を深めること。その理解のために「交流と体験」が必要である。交流と体験により体の不自由な人を受け入れられている日常生活の困難や背景は何か。2点目はその原因を子どもが気づき、暮らしのバリアを発生してはならないこと。3点目は理解を深めて、暮らしのバリアに気づき、困っている人や手助けを必要とする人に対し、思いやる気持ちやまなこあうための行動、声かけなどの方法を修得する。日常生活の中で当たり前という行動ができるようになるまで、声かけなどを身につけること。この3点を重視しながら、短期小学校において、心のバリアフリー教室を進めた。</p> <p>(4) バリアフリー教室の概要 短期小学校の4年生は2クラスあり、実際に心のバリアフリー教室を実施したのは2組と3組、1組、4組、5組は以前からある経験のバリアフリー教室に参画した。市の方を中心になって、まずは子どもたちと離れ合おうと、10月31日に第一回目。2回目は11月、本格的に障害当事者との交流授業ということで、誰ごとに分かれ障害のある方々の話を聞き、一緒に学校内を回り何のバリアになっているかなどの体験学習をし(写真2)、日常生活でどんなことに困っているのかを話し合った。</p> <p>車椅子に試乗する。目の不自由な方を誘導する。簡単な手話で言葉を交わす。そういったことをしながら、どんなことが学校内で不便なのか、移動しづらいのか、あるいは当事者が困るのとはどんなことか、あるいは思わぬこと、こんなことをしてもらって嬉しい、それがどんなことか。2コマ部分で進んでいる。</p> <p>3回目では課題(宿題)を出し、児童が一緒に話し合った内容がある方が、不発だ。あるいは危険だと思ふところを、気づいたところを書いてくる。それを返して1月、もう1度子どもたちと会い、子どもたちが気づいた身のバリア、問題点を話し合いながら、障害のある方との話し合いを深めた。そして、子どもたちからはお礼という形で、筆箱の贈り、クイズを出したり、影やかな交流が行われた。後半は、子どもたちが発見したことを記した発見カードを子どもが読み上げながら障害のある方と意見交換をして、子どもたちからしてほしいことを意見しながら、より理解してもらおうとした。さらに先生方を中心になって、振り返りを重視し、子どもたちが何に気づいて、どんなことに理解が及ばなかったのか、細かく振り返り、これを進めて確認していた。</p> <p>最後は、3月に学習発表を実施したかったが、新型コロナウイルスの感染で中止となった。こういったことを教子で受えることで心のバリアフリーがより身近になるという期待を寄っていたが、残念ながらコロナの影響で困難でなかった。</p> <p>(5) 短期小学校の心のバリアフリー教室から学び(3) 道徳科の問題意識(学習後目的のプログラムを共有し、バリアフリーを分かり易く学ぶためのプログラム</p>
<p>を提案している。基本学習、交流体験学習、実践学習、発展学習、順を追って交流体験していくという学習ユニットをさらに考えていきたい。</p> <p>5. 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて大田区教育施設整備企画・防災部企画調整官 廣田真</p> <p>(1) 課題として 私は今PTA会長をしている。この1年、PTAの取り組みをしている中で、どのような形でも子どもたちの学びや体験の機会を保護者の側からも提供しているかという点で考えていた。音楽で新国立競技場の整備を担当し、その関係で、障害のある方々、さまざまな団体がユニバーサルデザインワークショップも開きながら作り上げてきた経験もある。保護者として学校の中でより学習をやっていたらと思う。今年、学校の授業で1年生、2年生を対象に「ポッチャ」に取り組んだ。学校はクラスの3割ぐらいが外国籍、障害のあるなどだけでなく、国籍、性別、さまざまな違いがある中、どうやって共に生きていくかを感じ取っていくのかをこのオリパラ学習を通じて、また、ポッチャというスポーツを通じて実施した。結果として、ともに生きるとはどういうことか、同じクラスの中でもいろんな違いがある中でどうやって支え合っていくか、理解していくかを考えてもらえる機会になったと思う。</p> <p>(2) バリアフリー法改正の背景 公立中学校を中心として、習得を必要とする子どもたちがこの10年で倍増している。道徳による指導を受けている児童生徒は、この10年間で比較すると、令和元年度に13万4千人で推移している。学校施設は子どもたちの学びの場であるが、東京都は地域住民の避難場所の役割になっている。特に、ここ最近、災害が頻発化、多様化している。その状況の中で地域住民の避難場所になる施設が中心が学校。避難所に指定されている公立小中学校は94.9%。殆どの公立小中学校が避難所である。こうした状況下で学校のバリアフリー化の必要性が絶えず高まっていることとなった。一方</p>	<p>で現状を見ると、近年の新築、増築整備では、9割以上の学校がバリアフリー化されている。こうしてみると必要性や緊急性だけでなく、バリアフリー化に一定の合理性があり公立小中学校が義務化の対象となった。</p> <p>(3) バリアフリー法改正案に対する判断 今回のバリアフリー法改正案において、学校施設に対して大きな期待が寄せられていることが、法改正の背景意識でも読み取れる。</p> <p>「三、インクルーシブ教育の推進及び児童等の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること</p> <p>四、公立の小中学校が災害時の避難所となっているケースが多いことに加え、既設であっても、整備目標を示し、そのよな施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支度を充実すること」(付帯決議案)</p> <p>(4) 有識者会議の設置 我々としてはバリアフリー法改正や付帯決議を踏まえ、しっかりとバリアフリー化を加速していくために、高橋先生を総長とする有識者会議を設置した。会議を進める上で重要と思ったのは、当事者意見の反映であった。日本障害者フォーラムの代表の岡原様、一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長の市川様とが、小中学校の現場の先生に入っていた方が、視察を進めた。</p> <p>有識者会議のセッションは3つあった。1つ目は、如何にバリアフリー化を進めていくかという財源確保を含めた方針。2つ目は、バリアフリー化推進に向けた改正。3つ目は、学校施設のバリアフリーの整備目標の設定である。公立小中学校が義務化されることになり、しっかりと建設も含めて目標を設定することが重要である。学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、災害時の避難所、誰一人取り残さない持続可能な社会を作っていくためにも、学校の中で、どうやって具現化していくか、固としてしっかりとフォローアップしていくことが重要であると認識した。</p>





## ◇福祉住環境コーディネーター検定試験

検定試験の公式テキストに、「参画型福祉教育プログラムの実践」の事例として市民部会の取組が取り上げられました。

書籍名：福祉住環境コーディネーター検定試験 1級公式テキスト 改訂6版

編者：東京商工会議所

該当箇所抜粋：



## 10 移動等円滑化評価会議関東分科会での発表

取組評価

関東運輸局及び関東地方整備局主催の「移動等円滑化評価会議関東分科会」において、本市の「心のバリアフリー推進」について発表しました。

開催日：令和3(2021)年7月5日(月)14:00～16:00

主催者：関東運輸局及び関東地方整備局



11 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインへの掲載

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」において、適正利用等の広報啓発の実施事例として、協議会及び市民部会の取組が紹介されました。

作成年月：令和4(2022)年3月  
 該当箇所抜粋：

**5-4 情報発信に関する工夫や留意点について**

【主な対象】  
 ●市町村担当者  
 ●施設運営管理者等の連携主体

ポスターやチラシ等による広報啓発は、バリアフリー教室やシンポジウムよりも多くの方の目に触れるものですが、関心がない方には印象に残りづらいため、継続的な情報発信や表現の工夫、多様なメディアの活用などの工夫をすると効果的です。

**ここがポイント**

- ① 世代によって、効果の高い広報メディアが異なるため、ポスターの作成・掲出やチラシの配布、地方公共団体のホームページへの掲載等のほか、テレビ放送やSNS等、複数のツールの活用により住民の目に触れる機会を増やすことが大切です。
- ② 広報啓発の資料を作成する場合には、事前に有識者や障害当事者との協議や住民の意見も取り入れ、正しい理解の促進、伝え方の工夫を行うことでより効果的な広報啓発に繋がります。
- ③ 高齢者、障害者等が使用する機器や設備の進歩に応じて、必要な配慮等も変わるため、定期的に応じた内容更新していくことも大切です。
- ④ 啓発内容が特定の障害等に偏らないように留意しましょう。

◆ 当事者団体の参画する会議体の活用について

バリアフリー基本構想やマスタープラン作成の協議会を始めとした、当事者の参画した会議体を活用することで、当事者参画による継続的な広報啓発の取組を実施することが可能です。当事者が参画する会議体に積極的に活用するには、効果的で分かりやすい広報啓発が可能となることや取組に対する反響や意見に対して、柔軟に対応できるといったメリットが考えられます。初めは、取組や啓発の内容について、意見を伺うといった活用が多くなりますが、継続的に参画を実施し、徐々に当事者委員から実施する取組について、検討・提案をってもらう方向にシフトしていくことも考えられます。

また、基本構想やマスタープランの作成段階では、協議会関連の関係事業者向けの説明会等、関係者が集まる機会も多くあるので、そのような場を活用し、予め有識者や当事者委員等と協力して、パンフレットやチラシを作成し、必要と考えられる配慮等について説明し、関係事業者の理解を促すなどの取組を行うことも考えられます。

**バリアフリー基本構想推進協議会の活用による当事者参画 <神奈川県茅ヶ崎市>**

茅ヶ崎市ではバリアフリー基本構想推進協議会に市町村部会を協議し、障害者や高齢者、子育て世代等の参加によるバリアフリーの啓発活動を実施しています。市との協働を前提とし、市民部会が活動主体となるような啓発活動を行っています。具体的には、障害当事者の声や体験を反映した独自のポスターを作成（現在は月に12枚制作中）し、毎月発行に合わせて、民間地域コミュニティ紙にポスターの解説として、部会委員が実際の生活エピソードを交えた記事をまとめています。

また、市広報を活用し、障害種別に関わる心のバリアフリーの理解を呼び掛けています。このほかにも駅構内や公民館等においてポスターやパネルによる啓発活動を行うなど市民主体による啓発活動に継続して取り組んでいます。

ここがポイント、ここが工夫  
 市との協働を前提とし、市民部会が活動主体となるような啓発活動を行っています。

**VR動画の作成 <東京都北区>**

バリアフリー基本構想作成時の協議会から派生した区民部会（学識経験者、当事者、区民委員等で構成される部会）において、啓発向けに効果の高い啓発ツールを検討し、VR動画の活用を決定しました。区民部会の委員からシフトでのアイデア募集し、単独で協議会への対応事例に関するVR動画を制作しました。作成したVR動画は、区民部会のイベントや小中学校の授業等で活用することで、心のバリアフリーの理解に向けてのきっかけづくりとなることが期待されています。

**様々な啓発ツールの活用 <神奈川県茅ヶ崎市>**

茅ヶ崎市では、ポスター等の広報啓発資料を基にデジタルサイネージ、公共施設、民間施設、交通広告、市広報番組、ホームページ等、様々な媒体で発信しています。

これまで、公共施設、公共交通機関等がメインだったところ、市内民間事業者へのメールによる協力依頼や、個々の事業者に合わせて開出方法のアレンジ等、広く協力を求め、周知機会の向上に努めています。

**様々な啓発ツールの活用 <福岡県福岡市>**

福岡市では「ユニバーサル都市（福岡）」を推進していくための取組として市民に愛され、親しまれるキャラクターマークとしてロゴを作成し、動物作成、企業等への協力の呼びかけ、イベントの開催、SNSでの情報発信等において、活用しています。

SNSでの情報発信では、Instagramを活用し、バリアフリーに関する、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を発信しており、その際、内容をテキスト形式にするなど理解のきっかけづくりを行っています。

「ユニバーサル都市（福岡）」を推進していくための取組として市民に愛され、親しまれるキャラクターマークとしてロゴを作成し、動物作成、企業等への協力の呼びかけ、イベントの開催、SNSでの情報発信、人々の暮らしに寄り添っていることを発信。

福岡市 Instagram「ユニバーサル都市（福岡）」

9.3

9.5

## 4 用語集

### あ 行

#### ■IoT(=Internet of Things)

様々な物がインターネットにつながる事。または、インターネットにつながる様々な物。

#### ■ICT/

ICT(=Information and Communication Technology)

情報通信技術。

#### ■アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入される。

#### ■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園等に関する基準。

#### ■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。

→詳細は参考2を参照(205ページ)

#### ■インクルーシブ遊具

体に障がいがある子も、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具

#### ■AI(=Artificial Intelligence)

人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。人工知能。

#### ■SNS(=Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

#### ■エスコートゾーン

視覚障がい者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

#### ■SDGs/

SDGs(=Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加

盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

#### ■LGBT

L(レズビアン):女性の同性愛者

G(ゲイ):男性の同性愛者

B(バイセクシャル):両性愛者

T(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しないという感覚(性別違和)を持つ人  
LGBは性的指向(好きになる性)、Tは性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)として分けられる。このほかにも、無性愛者(性的な関係を求めない人)や、X(エックス)ジェンダー(性自認を男女のいずれかとは認識していない人)など、様々なセクシュアリティが存在する。

#### ■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設し、排泄、排尿に対応するためのストーマ袋を装着している。

#### ■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

### か 行

#### ■ガイドライン

国や自治体等が関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したものであり、法的な拘束力はない。

#### ■可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

■神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例  
障がい者等が自らの意思で自由に移動し、社

会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指し、平成8年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、平成20年には、少子・高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するため、条例を一部改正し、名称を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。

#### ■カラーバリアフリー

色の識別が困難な人（色覚障がい者）に配慮した情報提供を行うこと。

#### ■輝度

対象面の明るさを表す量。輝度の比が大きいほど明暗のコントラストが大きくなる。

#### ■橋上駅舎

駅舎機能をプラットフォームの上階部分に集約した鉄道駅、あるいはその駅舎（橋上駅舎）のことであり、跨線橋と駅舎を一体化したような構造を持つ。

#### ■車いす使用者用駐車施設

車いす使用者を含むすべての障がい者や高齢者、妊産婦等が円滑に利用することができる駐車施設。

#### ■車いす使用者用トイレ

車いす使用者を含むすべての障がい者や介助が必要な人が円滑に利用することができる構造のトイレ。

#### ■グレーチング

道路の側溝などに使われている鉄製の格子状の蓋。

#### ■経過時間表示式信号機

青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。

#### ■蹴込み

足のつま先が当たりそうな場所で、床などで段違いになった部分の奥をいう。

#### ■合理的配慮

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。

→詳細は参考3を参照（207ページ）

#### ■高齢化率

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

#### ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）

平成18年12月20日施行。従来の『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（略称：交通バリアフリー法）』では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律である『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）』と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

→詳細は参考1を参照（204～205ページ）

#### ■高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）

一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

#### ■国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク。障がいのある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会により採択された。



#### ■心のバリアフリー

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないこと、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

#### ■コミュニケーション支援ボード

話し言葉でのコミュニケーションが困難な人た



ちや、日本語がわからない外国人とのコミュニケーションを支援するためのボード。

#### ■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。

#### ■コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市。

## さ 行

#### ■サービス介助士

家事援助等に必要の入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障がいのある方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、公益財団法人 日本ケアフィット共育機構が認定する資格。

#### ■視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材等のこと。

#### ■施設設置管理者

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主等、施設のバリアフリー化を行う事業者。

#### ■JIS規格／

JIS(=Japanese Industrial Standards) 日本工業規格。各製品の工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を作成したもの。全国で規格統一が図られていなかった視覚障がい者誘導用ブロックに関する規格が、平成13年9月に制定された。

#### ■社会的障壁

障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある方への偏見など)その他一切のもの。

#### ■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

#### ■障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(平成26年1月20日締結)の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めるもの。

#### ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月制定、平成28年4月1日施行)の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

#### ■障がいの社会モデル

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

#### ■障がい者用停車施設

『移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令』第23条に基づき、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分。

#### ■触知図

視覚障がい者が利用する地図であり、面・線・点・点字等の地図情報を凹凸で表現したもの。

#### ■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

#### ■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

#### ■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉

施設その他の施設。

#### ■(バスの)正着

高齢者、障がい者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

#### ■性的マイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人などがおり、社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」という。

#### ■整備促進地区

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区(茅ヶ崎市独自の考え方にに基づきバリアフリー化を推進する地区)。

#### ■<sup>ソ</sup>SOGI

性的指向(好きになる性)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

#### ■ソフト

考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

## た 行

#### ■多目的シート

介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型のベッド。

#### ■段鼻

階段の段板(踏み板)の先端部分のこと。

#### ■超高齢社会

総人口に対して65歳以上の人口が占める割合(高齢化率)について、世界保健機構(WHO)や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

#### ■DX(デジタルトランスフォーメーション)

最新のデジタル技術を駆使し、戦略やプロダクト、業務フロー等を変革させていくことを表す概念。

#### ■特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。

#### ■特定事業

移動等の円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

#### ■特定事業計画

移動等円滑化基本構想に定められた事業に基づき、各施設設置管理者等がその事業を実施するために具体的な事業内容や計画期間等を定めた計画のこと。

#### ■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物(特別支援学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等)。

#### ■都市計画道路

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。

#### ■土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

## な 行

#### ■内方線付点状ブロック



主に旅客施設において、点状ブロックのホーム内側部分に、安全側を示す1本線が追加されたもので、視覚障がい者がホームの内側と外側を判別できるようにするもの。

#### ■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗降しやすくする機能。

#### ■認定レベル1

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の別表に掲げる標準仕様認定項目(レベル1)を満たした一般車両

#### ■認定レベル2

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の別表に掲げる標準仕様認定項目(レベル2)を満たした一般車両

#### ■ノンステップバス

車両内で階段がないものをノンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。なお、ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とする(公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)。

## は 行

#### ■ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。

#### ■バス接近表示システム

バスがいくつ手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。

#### ■パブリックコメント

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

#### ■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去。

#### ■バリアフリートイレ

高齢者、障がい者等の利用に適正な配慮が必

要なトイレの総称。

車いす使用者や発達障がいなど同伴が必要な人、乳幼児連れの人、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

#### ■バリアフリールート

障がい者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

#### ■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

#### ■福祉タクシー

高齢者、障がい者等の外出を支援するタクシー及びそのサービスを指す。一般には、福祉車両(車いすや寝台を備えた車両)を使って、要介護者等を輸送するサービスが該当する。

#### ■不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人には付けられない条件を付けることなど。

→詳細は参考3を参照(207ページ)

#### ■ヘルプマーク

障がい等により、支援や配慮を必要としていることが外見からわからない方などが、周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるためのマーク。

## や 行

#### ■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

#### ■ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー利用者なども含め、だれもが使いやすいタクシーで、予約制の福祉限定による利用に限らず、だれもが気軽に利用できる(運賃は一般のタクシーと同じ)。

## ら行

### ■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

## わ行

### ■ワークショップ

「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えることをいう。

### ■ワンステップバス

床面高さに係る基準(65cm 以下)を満たしており、車両乗降部で一段段差があるものをワンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

## 5 パブリックコメントの実施結果

- ・ 募集期間 令和5(2023)年5月30日(火)～ 令和5(2023)年6月30日(金)
- ・ 意見の件数 21件
- ・ 意見提出者数 8人
- ・ 内容別の意見件数

分類	項目	件数
1	「第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは」に関する意見	4件
2	「第4章 これまでの取組成果、課題・方針」に関する意見	1件
3	「第5章 全体基本構想」に関する意見	2件
4	「第8章 重点整備地区」に関する意見	7件
5	「第9章 整備促進地区」に関する意見	1件
6	「概要版」に関する意見	1件
7	「パブリックコメント実施全般」に関する意見	4件
8	その他の意見	1件
合計		21件

# 参考 1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、赤字は平成 30 年 11 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日施行  
橙字は令和 2 年 6 月 19 日施行  
青字は令和 3 年 4 月 1 日施行

## 1. 基本理念

ハリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

## 2. 国が定める基本方針

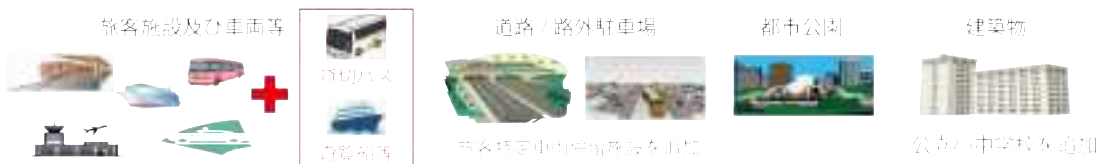
移動等円滑化の意義及び目標	国民の理解の増進及び協力確保に関する事項
施設設置管理者が講ずべき措置	情報提供に関する事項
移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針	その他移動等の円滑化の促進に関する事項
基本構想の指針	

## 3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

### 4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

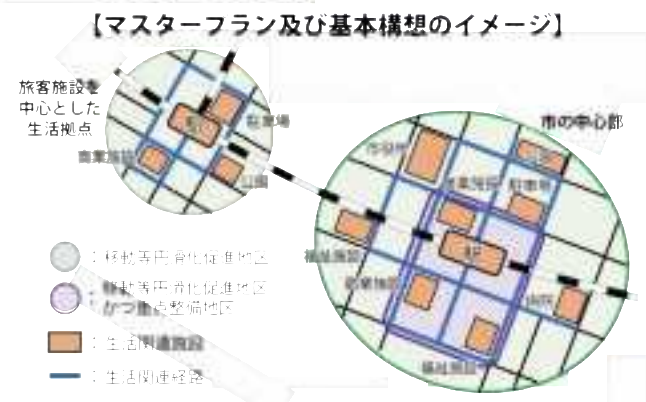
ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務  
新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進  
各施設設置管理者に対し、**情報提供**、**優先席**、**車椅子用駐車施設等**の適正利用推進のための**広報・啓発活動**の努力義務  
公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化  
・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)  
・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務  
・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務  
・ハート・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)

【ハリアフリー化基準適合義務の対象施設】



### 5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なハリアフリー化を推進
- 基本構想には、「ハート整備に関する各特定事業及び「心のハリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置つけること、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置つけることは不要)
- 定期的な評価・見直しの努力義務



### 6. 当事者による評価

- 高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

国土交通省資料をもとに作成

## 参考 2. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

### 一. 移動等円滑化の意義及び目標

- 移動等円滑化の意義  
本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
- 移動等円滑化の目標  
旅客施設や車両、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機、基本構想、移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）等について、令和7年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒「表 移動等円滑化の目標」参照

### 二. 施設設置管理者が講ずべき措置

- 施設及び車両等の整備  
移動等円滑化基準への適合及びその維持について、新設等は義務づけられており、既存においても適合させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 適切な役務の提供  
役務の提供の方法に関する基準の遵守にあたっては、マニュアルの作成や教育訓練を通じ、その職員等関係者に対し当該基準を遵守するための対応方法を習得させることが求められる。
- 利用者支援  
移動等円滑化を図るためには、ハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要であり、利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。
- 適切な情報の提供  
施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要であり、視覚情報や聴覚情報により分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報は事前に把握できるようインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。
- 職員等関係者に対する適切な教育訓練  
施設設置管理者は、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。
- 高齢者障がい者等用施設等の適正な利用の推進  
高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう、適正な配慮が行われることが必要であり、ポスター掲示や車内放送による呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行うことが重要である。

### 三. 移動等円滑化促進方針の指針

- 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義  
移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

### 四. 基本構想の指針

- 重点整備地区における移動等円滑化の意義  
基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。
- 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点
  - ・市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進
  - ・基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進
  - ・地域住民等の理解及び協力

五. 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

○「心のバリアフリー」の取組に当たっての留意事項
・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
・障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

六. 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

○移動等円滑化に関する情報提供の重要性
高齢者、障害者等が自らの障害特性に応じて、移動に係る経路若しくは手段又は利用可能な施設を選択するため移動等円滑化に関する情報の取得が不可欠である。また、避難等に係る必要な情報が迅速かつ確実に提供されるよう、情報提供に関する環境を整備する必要がある。
○観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供
高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を適確に把握できる環境を整備する必要がある。

七. 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他

○地方公共団体の責務及び講ずべき措置
地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

表 移動等円滑化の目標

項目		令和7(2025)年度末までの目標(全国値)
鉄軌道駅	鉄軌道駅	・1日平均利用者数3,000人以上(重点整備地区内の生活関連施設は2,000人以上3,000人未満)を原則100% ・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	・優先度が高いプラットホームでの3,000番線を整備(そのうち一日平均利用者数100,000人以上の鉄軌道駅を800番線)
	鉄軌道車両	・約70%
バス	バスターミナル	・1日平均利用者数3,000人以上(重点整備地区内の生活関連施設は2,000人以上3,000人未満)を原則100% ・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス リフト付きバス等
タクシー	福祉タクシー車両	・約90,000台
	ユニバーサルデザインタクシー	・約25%
道路	特定道路	・約70%
都市公園(2ha以上)	園路及び広場	・約70%
	駐車場	・約60%
	便所	・約70%
路外駐車場	特定路外駐車場	・約75%
建築物	公立小学校等を除く特別特定建築物(2,000㎡以上)	・約67%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	・原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針	・約350市町村
	基本構想	・約450市町村
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」という用語の認知度	・約50%
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人	・原則100%

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」をもとに作成



### 参考3. 障がいを理由とする差別に関する事例集

本市では、平成28(2016)年の「障害者差別解消法」施行を前に障がい当事者やご家族にヒアリングを行い、その集計結果を「障がいを理由とする差別に関する事例集」を作成しました。広く市民の皆様にご覧いただくことを目的に、事例集の抜粋を以下に整理します。

図 障がいを理由とする差別に関する事例集の抜粋（茅ヶ崎市）

■行政機関	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な手続きが書類で行われることが多く、代筆してもらうこともあるが、自分で手続きができないことで、疎外感を感じることもある。</li> <li>・会議の当日に資料を渡されてもわからない。</li> <li>・市の意志疎通支援が、盲・ろう障がい者中心となっている。</li> <li>・市役所の対応が悪いと感じる。</li> <li>・会議資料が多いため、理解しにくい。</li> </ul>
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察・社協にも手話通訳がいると助かる。</li> <li>・市役所に行かなければ手続きできないこともあり、大変だと感じる。配慮してほしい。</li> <li>・タクシー券を郵送してほしい。</li> <li>・市からの文書は点字で送ってほしい。</li> <li>・行政の文書は難しい。ルビをふればいいというものでもない。</li> <li>・わかりやすい文書を作成することが必要と思うが、それを作成する難しさも理解している。行政職員と当事者や家族会と一緒に作る、協働チームみたいなもので取り組めると良いと思う。</li> <li>・目に見えない障がいについても基本的な対応スキルをすべての職員が知ってほしい。</li> <li>・視覚的な説明ツールを用意してほしい。（絵・写真による段取りの手順表、誘導シール、目立つ表札）</li> <li>・聴覚過敏な人のための防音面談室、整理された（必要なもの以外置いていない）部屋が必要。</li> <li>・申請書の書き方について見本があると良い。</li> <li>・書類に漢字が多いので、職員が読み上げてほしい。</li> <li>・文書の内容が難しい。</li> <li>・喉頭摘出し、発語ができない人に対してコミュニケーションの配慮をしてほしい。</li> <li>・市議会について、今後も障がい者の市議会議員が選出される可能性があるため、車いすの議員が登壇しやすいよう配慮をしてほしい。</li> <li>・障がい福祉のあんないの内容をわかりやすくし、見やすいよう大きい文字にしてほしい。</li> <li>・精神障がいの普及啓発をして、世間の理解を深めてほしい。</li> <li>・わかりやすく説明をして、当事者の話をしっかり聞く対応をしてほしい。</li> <li>・役所の窓口で手続きの時に、わかりやすくていねいに説明してほしい。親もだんだんと高齢になり、制度が変わったときなど、「こんなことも知らなかったんですか？」というふうに言われた。</li> <li>・これは地方公共団体をお願いすることではないのかもしれませんが、娘はここ数年選挙に行くようになりました。知的障がい者に対する情報提供の配慮が全くありません。選挙広報も候補者の出すアピールのチラシも、娘には理解できません。福祉の向上をうたっている候補者でさえ本人向けの物は見たことがありません。投票もしにくいと思います。例えば、いまのように姓名を書くのではなく、チェックをいれるようにするなど、簡単にする方法もあると思います。</li> </ul>

■行政機関	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談をお願いされたら必ず応じること。</li> <li>・障がい福祉課以外の課でも障がい者のことをきちんと理解していただき、対応してほしい。</li> </ul>
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉課の窓口の対応が良かった。</li> <li>・グループホームの家賃補助があって助かっている。</li> <li>・市役所で働いた時に職員さんが親切にしてくれた。</li> <li>・成人式の式典の際、障がい者の席を設けてくださり、何もためらうことなく出席させていただけたことに、大変感謝いたしました。</li> <li>・娘の成人式の時、中学時の先生たちから新成人へのビデオレターが各中学校ごとにあつたが、障がいのある新成人には何もなかった。せっかく頑張って出席したのに、娘とその友達は寂しそうにしていた。担当の課へお願いしたら(たぶん頭に血が上って、怒りのお願いだったと思います。ごめんなさい。)次の年から養護学校の先生からのビデオレターがはいるようになった。</li> </ul>

■お店	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルに1人で宿泊しようとしたら、ホテルのスタッフから「単独で泊まってもらっては困る」と言われた。</li> <li>・クレジットカードの作成や支払時、生命保険の加入や投資の手続き等、署名が代筆ではできないことがある。人によっては自力で書くことができるが、字を書くことができない人もいる。</li> <li>・スーパーでお釣りをヘルパーに渡すことがあり、自分の存在が意識されていないと感じる。</li> <li>・ホテルの対応は良いと感じることが多い。従業員の教育がなされ、理解がある。自然に対応してくれる。一方で、旅館はあまり理解がないと感じる。行動を常に見張られている感じがあり、例えば、間違った方向へ行こうとすると、すぐに話しかけてくる。</li> <li>・自閉症の人がレストランで大声を出し、出入り禁止になった。</li> <li>・ファミリーレストランで女子高生が騒いでいても何も言われぬのに、障がいのある息子が奇声を上げると「今後、入店をご遠慮ください」と言われた。</li> <li>・計算が苦手なため、レジでもたついていたら、店員に急いでほしいとアピールされたことがある。(市役所でも同じ経験をしたことがある。)</li> <li>・店内が狭いためラーメン屋に入れぬ。</li> <li>・ATMの画面が操作できない。(画面が高いため)</li> <li>・スーパーのレジが狭くて、車椅子で通ることができない。</li> </ul>
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者割引が適応になるサービスをもっと作ってほしい。(例えばフィットネスクラブ等)</li> </ul>
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店是对応がしっかりしている。総合案内に行けば、案内の人が来てくれる。スーパーは従業員が忙しいため、あまり対応してくれない。最近では、ヘルパーを利用して外出する人が多く、単独で外出すると、付き添い者の有無を確認される。</li> <li>・大勢でレストランに行った時、席を用意してくれた。</li> <li>・スーパーの高い位置にある商品を取れずにいたら、近くのお客さんが声をかけてくれ、商品を取ってくれた。</li> <li>・スーパーの店員さんが親切にしてくれた。</li> </ul>

■お店	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デパートによっては車椅子・ベビーカー専用のエレベーターがある。</li> <li>・買い物の際に店員さんが手伝ってくれた。</li> <li>・ミアクチーナ辻堂に高齢者優先の駐車場マークのついた駐車場があった。</li> <li>・宿泊、飲食施設で対応の人が筆談で応じてくれた。宿泊案内から食事の説明まで丁寧に筆談で案内してくれた。</li> <li>・旅行先で観光案内の人に電話代行をお願いしたら快く応じてくれた。</li> </ul>

■公共交通	
障がい理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバスを利用する際、電光掲示板等に表示される情報を見ることができないため、状況がわからない。</li> <li>・障がい当事者が電車の中で声を出していたら、乗客から「声何とかならない」と言われた。</li> <li>・道路の端が斜面になっており、車いすの人は真ん中を通らなければならない。車が来ると避けることも大変。</li> <li>・通勤時間帯等の満員電車に車いすの人が乗ると、周囲の視線が冷たい。</li> <li>・電車の中でじろじろ見られたり、大きな声を出したとき「あんたの育て方が悪い」と言われた。</li> <li>・子ども用のSuicaはあるが、障がい者用Suicaは定期以外ないため、割引を利用するためには、その都度、みどりの窓口で切符を購入するしかない。子ども用Suicaのように、自動的に割引になる障がい者Suicaがほしい。</li> <li>・電車に乗る際に結局30分以上待つことになる。</li> <li>・自分が乗っている電車が事故等で緊急停車したときの音声アナウンスが聞こえず、不安になる。しかたなく手元のスマホで情報を調べるが、何が起きたのか不明なことが多い。</li> </ul>
障がいのある方への配慮として良かったこと、配慮があっただけ良かったことなどがあれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港では案内の人がついてくれる。搭乗する際には最初に乗せてくれ、降りる時は最後に降ろしてくれる。機内では、キャビンアテンダントが声をかけてくれる。</li> <li>・JRの対応は良い。階段の手すりに点字がついており、行き先がわかりやすい。また、ホームや乗車の際に案内してくれたり、降車時も到着の駅へ連絡がなされている。</li> <li>・電車に乗っている時に席を譲ってくれた。</li> <li>・電車に乗った時に、息子をみて、席を譲ってくださった。降りるのを嫌がって、親が困っているのを見て、乗客の方が手を貸して下さり、一緒に降ろして下さったこともあった。じろじろ見られたり、怒鳴られたりしたこともあるが、反対にそういう親切を受けることもあった。</li> </ul>

■公共施設等	
障がい理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立病院の駐車場について、障がい者専用の駐車スペースに健常者が停めている。また、屋根がついている障がい者の駐車スペースが少ない。障がい者の駐車スペースに停めるため、予約の時間より早く到着するようにしている。</li> <li>・点字ブロックが剥がれかかっているものがあり、転倒の危険性がある。</li> <li>・駅にあるエレベーターが車いすの人にとっては狭い。</li> <li>・今のように障がい者用トイレがない時に、本当に困った。親子が異性だとどちらのトイレにも入れない。</li> <li>・学校にスロープがない。</li> <li>・障がい者専用の駐車場に車が止まっていることが多い。</li> </ul>

■ 公共施設等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等に自転車・バイク止めの柵があることで、車椅子で通ることができない。</li> <li>・プールで着替えるところが少ない。</li> <li>・エレベーターが遅くまで動いていることが少なく、夜遅くに帰ってくることができない。</li> <li>・エレベーターになかなか乗れない。</li> <li>・遊園地等で乗れない乗り物がたくさんある。</li> <li>・観光旅行で音声ガイドが聞こえず、楽しみが半減した。博物館等では音声ガイドがあるが、聞こえず、タブレットを貸してくれるところもあるが、説明が聞こえない。</li> </ul>
障がい理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症を知っている人のあたたかい態度・適切な環境の用意。(パニック時にクールダウンできるスペースがある、むやみやたらに声をかけない等)</li> <li>・茅ヶ崎駅のエレベーターは24時に止まってしまう。せめて始発～終電までは可動してほしい。朝早くや夜遅くになると出掛けることができない。</li> <li>・文化会館で車椅子スペースは後ろの端で、しかも付き添いは隣に座ることができず、前後に座ることになってしまう。取り外し式のイスがあればよい。</li> <li>・トイレの問題で飲食店になかなかはいることができないため、せめて駅周辺に車椅子も入ることができるトイレを増やしてほしい。</li> <li>・市役所の窓口は個人情報筒抜けになっているので、改善してほしい。</li> <li>・新庁舎の障がい者用駐車場の場所は利便性を考えてほしい。(屋根がついている。エレベーターが近い等。)</li> <li>・トイレにポータブルベッドをつけてほしい。</li> <li>・公共の施設を改修する際は車椅子利用者のことも考えてほしい。(扉は引き戸にする等)</li> <li>・公共施設・公共交通機関でアナウンスを流すときは文字による情報も提供すること。</li> <li>・スポーツイベント、お祭り、娯楽施設、観光施設等にも、文字による情報提供、または手話通訳者の設置をすること。</li> <li>・神奈川県聴覚障害者福祉センターのような設備がほしい。</li> </ul>
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があつて助かったことなどがあれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・某旅行会社の団体ツアーでは、手話通訳者が同行することがある。</li> <li>・ある試験会場に行ったら、受付の人が手話で案内してくれた。非常に助かりました。</li> <li>・高速道路のサービスエリアにはトイレが多数あり、順番待ちができない特性を持っているため、助かっている。</li> <li>・以前よりエレベーターの設置が増えた。</li> <li>・市役所分庁舎の入口の段差が解消された。</li> </ul>

■教育	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもははじめての社会での所属の場として幼稚園、保育園へ通うこととなりますが、障がいを理由に断られたり、園に頭をさげるなどの苦勞をしないと定形発達の子どもたちと同じ場での生活を受け入れてもらえない場合があります。</li> <li>・支援級の子が部活に入らないよう誘導された。(他の生徒の内申書に影響するため)</li> <li>・学校プールや調理室の利用予約が健常児クラス優先で入れられる。</li> <li>・養護学校スクールバスには小～高校生まで乗るのに動物イラスト(幼稚園バスのように)が描かれている。</li> <li>・学校の指導で教師が「おてて洗おう」、「歯磨きごしごし」などの幼児語を使う。</li> <li>・20年以上前のことだが、障がいのある娘は普通級に通っていた。年度末に同じように普通級に通わせていた障がい児の親は校長室に集められ、特別学級(現在の支援級)に移るように言われた。もちろん断ったが、とても傷ついた。</li> <li>・小学校の卒業式の時、特別学級(今の支援級)には日時等の通知は来たが、詳しい内容(クラスごとの着席の場所、入場の順番など)の文書は忘れたのか届かず、とても困ったし疎外感を感じた。普通級にいた障がい児には文書はもちろん届いていた</li> </ul>
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から中学校に進学する際、事前に中学校の特別支援学級の先生に子供の特性を話していたが、入学後、担任の先生のそのことが伝わっていなかった。</li> <li>・保育園・幼稚園に対して、障がい理解のある専門家の派遣や障がい者が明確ではなくても、子どもであれば一緒に生活することのできるような人(先生)がつけられるようなシステムづくりが必要だと思います。</li> <li>・いじめを受けた子はいじめと思わない場合があるので、難しいのですが、学校・親・相談機関の連携はとても大切だと思います。</li> <li>・学習支援について、一般の塾に行くことは難しい。勉強ができないことを理由にいじめられることが多い。そのため、いじめられない程度の学力が身につくような学習支援があればいいと思う。</li> </ul>
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの幼児期に通園施設へ通って専門療育を受けられたことはその後の育ちに大きく影響しています。思い切って施設の門をくぐって今は良かったと思っていますが、子どもが3歳の時期にはとても勇気のいることでした。</li> <li>・学校でも熱心な先生方に担任していただいて、配慮の中、学校生活を普通級で過ごしています。軽度の障がいの子どもは、その子のおかれる環境によってとても大きく生活も変わると思います。</li> <li>・小さいころから「つつじ学園」、小中学校の支援級、支援学校に通えたことは良かったと思います。人の中で極度の緊張があるため、少人数で落ち着いた環境で勉強させてもらった15年間は貴重な年月でした。親にとって安心して子供を通わせる場所があって助かりました。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の先生に自分の子供の特性を伝えることができない親はいる。</li> <li>・就学前からの療育が重要であり、療育を受けている子供は、その後の集団生活や対人関係における成長に大きな効果がみられる。</li> </ul>

また、障害者差別解消法をわかりやすく説明した「障害者差別解消法をご存知ですか?」と、障がいのある方の声「わたしたちの声」のチラシを作成し公開しています。

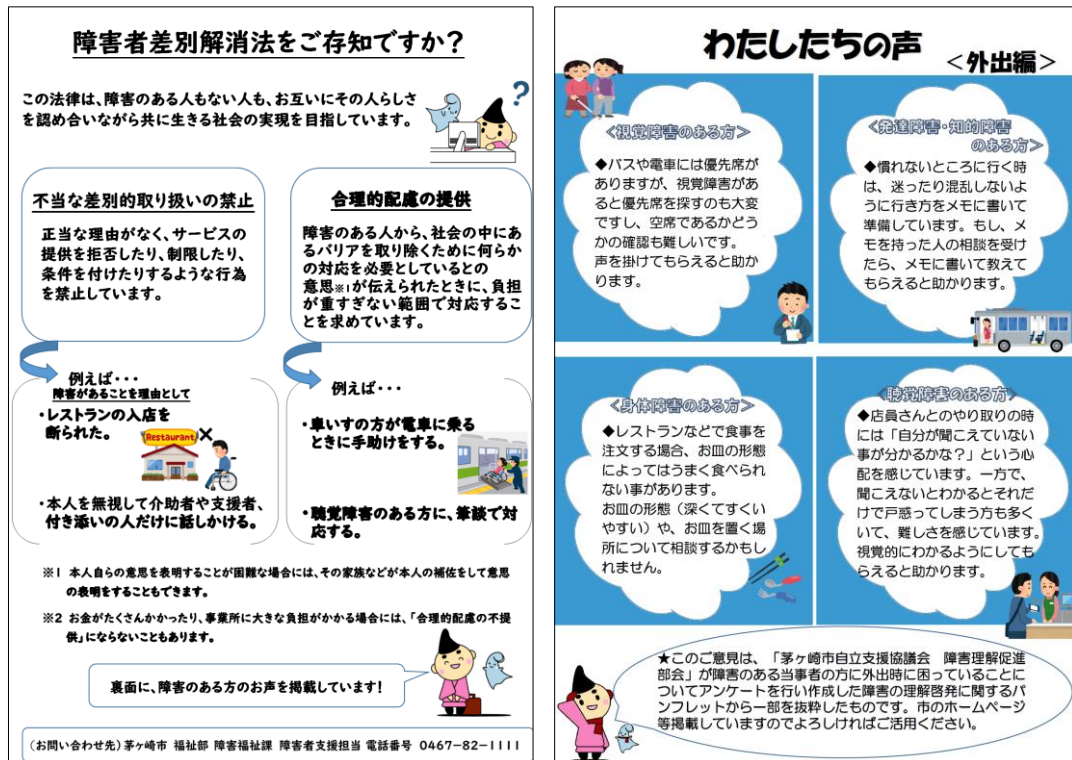


図 障害者差別解消法に関するチラシ（茅ヶ崎市）

内閣府ホームページでも、「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」や「合理的配慮等具体例データ集」を公開していますので、事業者の皆様は適宜ご確認いただき、適切な合理的な配慮の提供にご協力をお願いします。

### 御利用にあたって

参考事例集は、合理的配慮や不当な差別的取扱いの具体例だけではなく、いわゆる事前的改善措置・環境整備にあたる内容も含んでいます。

本データ集には、内閣府の管理下でない外部のウェブサイトへのリンクが多く含まれます。外部のウェブサイトの操作方法・不具合等は各ウェブサイトの管理者にご確認ください。

### 障害の種別から探す

全般	視覚障害	聴覚・言語障害
盲ろう	肢体不自由	知的障害
精神障害	発達障害	内部障害、難病等

### 生活の場面から探す

行政	教育	雇用・就業
公共交通	医療・福祉	
サービス(買物、飲食店など)	災害時	

図 合理的配慮等具体例データ集のトップページ（内閣府ホームページ）



## 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

令和5(2023)年8月発行 220部作成

発行 茅ヶ崎市 都市部都市政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7181(直通)

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト  
2次元バーコード



茅ヶ崎市